

平成25年美浦村告示第11号

平成25年第1回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月4日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成25年3月6日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成25年美浦村議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	3月6日	水	(開会) ○本会議 ・議案上程 ・提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・予算審査特別委員会の設置
2	3月7日	木	○総務常任委員会 ○経済建設常任委員会 ○厚生文教常任委員会 ○議案調査
3	3月8日	金	○本会議 ・一般質問
4	3月9日	土	○議案調査
5	3月10日	日	○議案調査
6	3月11日	月	○議案調査
7	3月12日	火	○予算審査特別委員会
8	3月13日	水	○予算審査特別委員会
9	3月14日	木	○議案調査
10	3月15日	金	○議案調査
11	3月16日	土	○議案調査
12	3月17日	日	○議案調査
13	3月18日	月	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・議案上程 ・提案理由説明 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成25年第1回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成25年3月6日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第8号))

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(美浦村老人福祉センター)

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について(美浦村デイサービスセンター)

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について(美浦村生涯郷土工芸館)

議案第6号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する
条例

議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

議案第10号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例

議案第11号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例

議案第12号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第13号 美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例

議案第15号 美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例

議案第16号 美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例

議案第17号 美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

議案第18号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

- 議案第19号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第9号）
 議案第20号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第21号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第22号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第23号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第24号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第25号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託）

- 議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算
 議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算
 議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
 議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
 議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算
 議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
 議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	6 番	富 田 隆 雄 君
7 番	山 本 一 恵 君	8 番	林 昌 子 君
9 番	下 村 宏 君	10 番	坂 本 一 夫 君
11 番	羽 成 邦 夫 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 嘉 一 君

総務課長
企画財政課長

松葉博昭君
増尾正己君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出 攻
書記	浅野 洋子
書記	糸賀 一 欽

午前10時00分開会

○議長（石川 修君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は、14名です。これより平成25年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思います。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。

平成25年度も3月に入りましたが、まだ三寒四温を感じるには至っておりませんが、きょうあたりから暖かくなるというふうな天気予報もあり、草木の新芽も幾分膨らんできているように、着実に春の訪れが感じられる時節となってまいりました。

議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、平成25年度第1回美浦村議会定例会にご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。また、日ごろより、本村行政発展のため、議会活動を通して福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますことに改めまして敬意を表する次第であります。

今、世界ではまだ紛争が絶えず、安全で安心な日常を送ることのできない地域がたくさんあります。1月に起きたアルジェリアの天然ガス生産施設で起きた人質事件では、10名の日本人が犠牲となりました。そのほか、シリアやアフガニスタンの紛争も解決の兆しは見られない状況であります。安全だと言われたグアムでさえ、無差別殺人が起きるなど、予測できない事件事故が身近に起きるということを常に想定しながら、自己の防衛はみずから守るという社会になってきているように思われます。

日本では、昨年12月に自民党中心の安倍内閣が誕生し、長引く円高・デフレ経済を克服するために、インフレターゲットを設定しました。これが達成されるまで、日本銀行法改

正も視野に、大胆な金融緩和措置を講ずるという金融政策、内容は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三つを基本方針としています。これがアベノミクスであります。

2%のインフレ目標、円高の是正、政策金利のマイナス化、無制限の量的緩和、大規模な公共投資、日本銀行の建設国債の引き取り、日本銀行法改正などが挙げられます。その効果はもうあらわれており、円安にシフトされたことでガソリンの小売価格や輸入農産物で製造される食用油などが上昇傾向にあります。その他の輸入品の価格にも多少の影響が出てくるかもしれませんが、早目の景気回復で社会状況や給与等が改善されることを望みたいものです。

前政権は、国民と乖離した政策が不信感、閉塞感につながり、自爆してしまいましたが、現政権には、日本経済の回復、震災後の地方が元気になれる施策に取り組んでいただけるよう期待したいと思います。目まぐるしく変わる社会情勢の中でも国の政治を司る国のあり方は、私たち国民の安全・安心な生活を守る責任があります。限られた財政の中で地方も自主・自立した地域主権を確立し、地域住民の生活に直結した危機管理体制を築いてゆくことは使命であります。

東日本大震災も3月11日で丸2年となりますが、各地区で防災・減災の活動や訓練が行われております。美浦村でも大規模災害から身を守るため防災訓練を実施してまいります。今年度は、3月24日に安中小学校区域住民を対象に、場所は安中小学校において地区の区長さん、子供会、老人会、各団体、事業所の協力をいただき、災害時の行政の防災関係機関の迅速な対応、住民一人一人が自分の身を自分で守る。地域の身近な隣人と協力し合い、防災活動に取り組む公助・自助・共助、この三つがつながることにより、被害が軽減できることとなります。

今、村内避難場所17カ所に災害に強い情報連携システムのWi-Fiデジタルも整備中であり、停電時でも対策本部との連絡が可能であり、住民の危機管理情報の把握に寄与できると考えております。この事業は、総務省からの補助事業で、石巻市と美浦村が採択となっております。

また、安中地区メガソーラーのウエストホールディングスは、3月に、今月売電が始まりましたけれども、スカイ・ソーラーは4月の売電開始と聞いております。また、パプリカ栽培のリッチフィールド美浦の栽培開始は6月と聞いております。

今定例会に提出しております案件は、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてが1件であります。

議案は、32議案であります。専決処分の承認を求めることについてが1件、村道路線の認定についてが1件、公の施設の指定管理者の指定についてが3件、美浦村区長設置条例の一部を改正する条例が1件、美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例が1件、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例が1件、美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例が1件、同事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例が1件、同じく介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例が1件、美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例が1件、美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例が1件、美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例が1件、美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例が1件、美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例が1件、美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例が1件、美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例が1件、平成24年度美浦村一般会計補正予算が1件であります。

また、平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算が1件、同じく農業集落排水事業特別会計補正予算が1件、同じく公共下水道事業特別会計補正予算が1件、同じく介護保険特別会計補正予算が1件、同じく後期高齢者医療特別会計補正予算が1件、同じく水道事業会計補正予算が1件であります。

そして、平成25年度美浦村一般会計予算が1件、同じく美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、同じく美浦村農業集落排水事業特別会計予算が1件、同じく公共下水道事業特別会計予算が1件、同じく介護保険特別会計予算が1件、同じく後期高齢者医療特別会計予算が1件、同じく水道事業会計予算が1件の32議案であります。

新年度の事業は、全体的には298の事業を計画しておりまして、ほとんどが継続事業であります。新事業は18件で、主なものは、企画財政課の定住化促進事業、生活環境課のLED街路灯整備事業、同じく高齢者運転免許証自主返納支援事業、学校教育課の美浦中学校給食室空調設備整備事業等となっております。

議会の皆さんとともに、人と自然が輝くまち美浦づくりに職員一同邁進してゆく所存であります。議員各位にはよろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

○議長（石川 修君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

5番議員 山崎幸子君

6番議員 富田隆雄君

7番議員 山本一恵君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの14日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの14日間と決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第3、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを行います。

本件につきましては、平成25年3月19日で任期満了となります。平成25年2月8日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の執行が告示されたことに伴いまして、茨城県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の議会において、議会の議員のうちから1名を選挙するものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、坂本一夫君を指名します。

お諮りいたします。

ただいまご指名いたしました坂本一夫君を、当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました坂本一夫君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された坂本一夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された坂本一夫君に、ごあいさつをお願いいたします。

○後期高齢者医療広域連合議会議員（坂本一夫君） 改めまして、おはようございます。

ただいまお話いただきました坂本でございます。引き続き、後期高齢者派遣議員として美浦村を代表してお邪魔させていただきますので、今後ともよろしくご指導、ご支援のほどお願いをさせていただきます。お願いいたします。（拍手）

○議長（石川 修君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。2ページを開いていただきたいと思います。

幼稚園・保育所の5歳児から中学生までを対象とする芸術鑑賞会補助金及び中学1年生を対象とするスキー宿泊学習補助金の交付を行うため、平成24年度一般会計補正予算の専決処分を12月27日に行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。4ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ421万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を59億6,776万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。まず、教育費の方の7ページをお開きいただきたいと思います。7ページです。

教育総務費の事務局費では、児童生徒芸術鑑賞補助金170万円を新規に計上し、次の中学校費の教育振興費では、1年宿泊学習補助金251万2,000円を新規に計上いたしております。

続きまして、歳入予算について説明申し上げます。

基金繰入金では、今回の歳出補正予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金に421万2,000円を追加することといたしまして、基金繰入予算額を2億3,328万3,000円といたしました。

以上、専決処分を行いました平成24年度一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。専決処分につきまして、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第2号 村道路線の認定についてから、日程第28、議案第25号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）までの24議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

ここで、会議の途中ではございますけれども、休憩とさせていただきます。

再開時間は、11時35分といたします。

午前11時21分休憩

午前11時35分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号より、議案第25号まで、一括してご説明申し上げます。まず初めに、議案第2号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回、村道路線の認定をお願いする路線数は3路線でございます。場所につきましては、別紙の認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

まず、最初に、舟子地内の村道1964号線です。本路線は、清明川にかかる魚釣橋は茨城県において整備したのですが、その後、村に管理委託されたことにより、新たに路線の認定をするものであります。

次に、宮地地内の村道2946号線及び牛込地内の村道2947号線ですが、本路線はかねてより便宜上道路として利用されていた場所であり、また、個人所有地への進入路であることから、路線の認定をするものであります。

続いて、議案第3号から第5号の公の施設の指定管理者の指定について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成25年度より指定を予定しております。公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

議案第3号の美浦村老人福祉センター及び議案第4号の美浦村デイサービスセンターにつきましては社会福祉法人美浦村社会福祉協議会を、議案第5号の美浦村生涯郷土工芸館につきましては社団法人美浦村シルバー人材センターを、指定管理者として指定いたします。また、指定期間につきましては、平成25年4月1日より平成28年3月31日までの3カ年とし、指定に関する協定書については、毎年取り交わすこととしております。

続いて、議案第6号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。この条例は、本村の区長及び副区長の設置について定めたものでございます。

今回の改正は別表の改正でございますが、平成24年度から余郷地区に副区長を置きましたので、副区長の定数を1とするものであります。

続いて、議案第7号 美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、法改正により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へと変更されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。変更点といたしましては、名称を「美浦村障害者支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例」へ、また、第1条中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ、「美浦村障害者自立支援審査会」を「美浦村障害支援区分認定審査会」へと、それぞれ改めるものであります。

続いて、議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、条例改正に伴う名称の変更並びに新たに設置する委員会の委員にかかわる項目を追加するものであります。まず、条例改正に伴う名称の変更につきましては、先の議案第7号において説明申し上げましたとおり、美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例が改正されることに伴い、別表1及び別表2中の「障害者自立支援審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」と名称を改めるものでございます。

また、新たに設置する委員会の委員にかかわる項目の追加につきましては、美浦村男女共同参画計画が平成25年度をもって計画期間が終了することから、平成26年度から本村の中長期的な男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方向性を示す第2次美浦村男女共同参画計画の策定体制として、男女共同参画計画策定委員会を設置することを予定しており、その委員の方々に対する報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するもので、別表第1及び別表第2中の「男女共同参画推進会議委員」の次に、「男女共同参画計画策

定委員会委員」の項目を加えるものでございます。

続いて、議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、それまで厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を条例で定めるものでございます。

続いて、議案第10号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。本件は、議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例と同じく、介護保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型サービス事業の設備基準の運営基準等を奨励を基準として、市町村条例で定めることとされ、本村においても、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

続いて、議案第11号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本件は、議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例と同じく、介護保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、村の条例において、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものでございます。

続いて、議案第12号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、平成24年5月11日に公布されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限となるようにすることを目的に、政府行動計画等の策定、政府対策本部等の設置等の措置等、新型インフルエンザ緊急事態における特別な措置について定めており、施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

この法律の背景には、平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえつつ、必要な法制を整えることが喫緊の課題とされていたものです。この新型インフルエンザ等特別措置法は、市町村に対しても、市町村対策本部の設置の措置、市町村行動計画の策定を求めていますことから、今回、この美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定をお願いするものであります。

また、附則第2項においては、新型インフルエンザ等措置法第44条により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、派遣された職員の身分について、災害派遣手当の支給等に定める災害対策第32条の規定を準用し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができる旨規定されていることから、美浦村職員の給与に関する条例の中に、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができる旨の規定を追加し、改正するものでございます。

続いて、議案第13号 美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、平成25年4月より、新たな分別方法によりごみの収集が開始されることを受け、所要の改正を行うものです。

今回の改正点といたしましては、第3条、村民の責務に第2項並びに第3項を加え、ごみの排出方法等をより具体的に明記しております。また、第3条の2を加え、新たなごみ分別方法で排出されたごみ等のうち、再生利用することを目的として収集する、いわゆる資源物の所有権を村とし、江戸崎地方衛生土木組合管理者が委託する事業者以外の者は、資源物を収集・運搬してはならないと定め、資源物持ち去りの防止を図ります。

続いて、議案第14号から議案第16号まで、一括してご説明申し上げます。

いずれも地域主権一括法の施行による法改正に伴い、村道の管理等にかかわる条例の制定をするものであります。まず、議案第14号 美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により道路法の一部が改正され、これまで法律や政・省令で全国一律に定められていた道路の構造の技術的基準につきましては、政令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴いまして、美浦村が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第15号 美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例についてですが、同様に、地域主権推進一括法の施行により、道路法の一部が改正され、これまで国が一律定めていた道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識並びに付置される補助標識の寸法にかかわる基準につきましては、省令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴いまして、美浦村が管理する村道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例を制定するものであります。

次の議案第16号 美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例につきましても同様に、地域主権推進一括法の施行により高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで全国一律に定められていた高齢者・障害者などの移動の円滑化のために必要な道路の構造の基準を、省令を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴いまして、美浦村が管理する村道にかかわる移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を制定するものです。

続いて、議案第17号 美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定に

について申し上げます。195ページを開いていただきたいと思います。このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準について、政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する旨の改正がなされたため、制定するものであります。

第3条では、排水設備及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第4条では排水設備の構造の基準、第5条では処理施設の構造の基準、第6条では適用除外、第7条では終末処理場の維持管理に関する基準となっております。

続いて、議案第18号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について申し上げます。198ページでございます。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行に伴い、水道法が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、水道事業者が地方公共団体である場合、条例で定めることとされました。これに伴い、第2条では布設工事監督者を廃止する工事、第3条では布設工事監督者の資格、第4条では水道技術管理者の資格を定めるものであります。

○議長（石川 修君） 村長、ここで。一般会計の補正は午後からにしましょう。

○村長（中島 栄君） あ、そう。長い。

○議長（石川 修君） ご苦労さまです。

○村長（中島 栄君） はい。

○議長（石川 修君） 会議の途中ではございますけれども、昼食のため、休憩といたします。再開時間は、午後1時といたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明が途中でございますので、提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、休憩以前に引き続き、ご説明申し上げます。

203ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億307万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億6,468万8,000円とするものでございます。今回の補正が平成24年度の最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり、現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの及び見込みがついたものの調

整、緊急性を要する事業の補正を行っております。

第2条の繰越明許費では、本年度予算措置をされた事業のうち年度内に完了できない見込みの事業について、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

第3条の債務負担行為の追加では、平成25年度の予算執行に当たり、3月中に契約が必要な経費につきまして、債務負担行為の追加をお願いしております。

最後に、第4条の地方債の補正では、幼稚園施設耐震改修事業費の限度額の変更をお願いしております。

繰越明許費及び地方債の補正についてでございます。207ページをお開きいただきたいと思っております。207ページです。

第2表の繰越明許費の設定では、6月の議会定例会の補正予算で計上されました再生可能エネルギー導入促進事業のうち、工事等につきまして、年度内の完了見込みがないため、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次の国道125号トレセン入口交差点改良事業では、茨城県へ支払う本年度の負担金額が1,158万円に確定し、国道125号線大谷交差点改良工事関係県負担金予算額3,000万円のうち、残りの1,842万円につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

第4表の地方債の補正では、美浦幼稚園地震補強改修工事が完了したこと、及び茨城県市町村振興協会から交付を受けた市町村防災対策事業交付金3,000万円を財源としたことにより、幼稚園施設耐震改修事業債につきまして、限度額を4,680万円から3,000万円に変更をお願いしております。

それでは、今回の補正は、計上されている事項も大変多岐にわたっておりますので、ただいま申し上げましたことも含めまして、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき説明をいたします。218ページをお開きいただきたいと思っております。歳出予算から申し上げます。

それでは、総務費から申し上げます。総務管理費の財産管理費では、公用車管理費で公用車2台購入の入札差金としまして、公用車購入費167万5,000円を減額補正しております。

次のページをお開きいただきたいと思っております。徴税費の徴収費では、徴収事務費で前納報償金の執行額に見込みがついたため、報償金130万円の減額補正をしております。

続いて、民生費について申し上げます。223ページでございます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金全体で309万9,000円の増額補正をお願いしております。主な内容は、財政安定化支援事業分としまして、交付税に算定された額を繰り出すこととし、435万9,000円の増額補正をお願いしております。

保険税軽減分につきましては、国・県の保険基盤安定負担金が確定したことに伴い、政令に基づき、一般会計負担分4分の1を合わせた繰出金の減額をしております。

次の地域福祉計画策定費では、地域福祉計画策定業務委託料の入札結果及び本年度の出来高等により本年度の支払い額が確定したことにより、100万円の減額補正をしております。

す。

次に老人福祉費では老人保護措置事業費で、老人福祉法による措置入所者の老人保護措置費について、当初予算では年度途中の入所を見込んだ予算の計上をしておりましたが、年度途中の入所者はなく、本年度の執行額に見込みがついたため、421万8,000円の減額補正をしております。

次の介護保険特別会計繰出金では、介護給付費の減額等により297万2,000円を減額しております。

次の障害者福祉費では、障害者地域生活支援事業費でホープ作業所の社協職員の7月末退職により、地域活動支援センター委託料327万9,000円の減額をしております。

次の老人医療給付費では、後期高齢者医療広域連合事務費で、本年度の茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金が決定したことにより、122万2,000円の減額補正をしております。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金で、後期高齢者医療特別会計において低所得者層の保険料軽減のための広域連合への納付金が確定したことに伴い、117万6,000円の増額をお願いしております。

次の医療福祉費では、医療給付事業費で、補助金の妊産婦医療助成費・こども医療助成費、医療福祉扶助費、現物医療費、それぞれの執行額の見通しがついたことにより、増減の調整を行い、全体では260万円の増額補正をお願いしております。なお、現物医療費では、高額医療費支給者の増加等により450万円の増額補正となっています。

次に、児童福祉費の児童措置費では、子ども手当経費で子ども手当の支給が完了したことに伴い、126万9,000円の減額補正をしております。

次の児童手当経費では、所得制限により支給額が特例給付の5,000円となった方が見込みより多かったため、児童手当で1,722万円の減額補正を行い、特例給付で220万円の増額をお願いしております。

続いて、衛生費について申し上げます。228ページでございます。

保健衛生費の保健衛生総務費では、職員給与関係経費で育児休業の取得により105万円の減額補正をしております。

予防費では、執行額の見通しがついたことにより、それぞれの事業で減額をしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

環境衛生費の公害対策費では、職員給与関係経費で放射能汚染対策事業費の減少に伴い、当初予定していた職員増員の必要がなくなりましたので、総額419万円の減額補正をしております。

次の放射能汚染対策費では、事業費全体で3,600円の減額を補正しております。当初の予定では、美浦村除染実施計画により……。

○議長（石川 修君） 3,600万。

○村長（中島 栄君） ごめんなさい。もう一回戻ります。

次の放射能汚染対策費では、事業費全体で3,600万円の減額補正をしております。

当初の予定では、美浦村除染実施計画により、除染対象施設27施設の除染工事の実施を予定しておりましたが、放射線量測定結果は、すべての施設において平均空間線量率が国の示す基準1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回る結果となり、光と風の丘公園フィールドアスレチックエリア以外の面的除染工事は実施の必要がなくなり、側溝等のマイクロスポット箇所の土砂等の撤去作業のみとなりました。今回の補正では、除草作業委託料の200万円及び土壌除染工事900万円の必要がなくなりましたので、それぞれの金額を減額しております。

また、入札の結果等により、執行額に見込みがつかしましたので、放射能測定委託料1,200万円、除染実施等コンサルティング業務委託料900万円及び除染業務委託料で400万円をそれぞれ減額しております。

続いて、土木費について申し上げます。231ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路橋梁総務費では、道路橋梁管理費でダンプ購入の入札差金としまして公用車購入費115万3,000円の減額補正をしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金で本年度の事業費の見直し及び公債費の利子償還額の見込みがついたことにより、1,390万8,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、233ページ、教育費について申し上げます。233ページです。

教育総務費の事務局費では、職員給与関係費で休職者の休職期間分の給与150万円を減額補正しております。

次のT T配置事業費では、本年度の執行額の見込みがつかしましたので、事業費総額で178万7,000円の減額補正をしております。

続いて、235ページを開いていただきたいと思います。235ページです。

幼稚園費では、幼稚園施設耐震改修事業費で美浦幼稚園地震補強改修工事の事業完了に伴い、事業費全体で48万1,000円の減額補正をしております。また、財源内訳では、茨城県市町村振興協会から交付を受けた市町村防災対策事業交付金3,000万円をこの事業の財源とし、地方債の財源を1,680万円減額しております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げます。申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整でありますので、個々の説明は省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、歳入予算について申し上げます。前にお戻りいただきまして、210ページでございます。210ページを開いていただきたいと思います。

まず、村税について申し上げます。村民税では個人現年度課税分で、当初予算では年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による増収等を見込みましたが、個人の所得の減

少等により、当初予算額を確保することが難しい状況であるため、1,532万5,000円の減額補正を行っております。

次の固定資産税の償却資産分でも、設備投資の減少等により3,709万8,000円の減額補正を行っております。

次に、村たばこ税では、最終的に増収が見込まれておりますので、500万円の増額補正を行っております。

次の地方譲与税から次のページの自動車取得税交付金まで各種交付金等につきましては、本年度の交付決定状況及び景気の動向を勘案し、それぞれの項目について増減の調整を行っております。

次に、国庫支出金・県支出金についてでございますが、事業費が確定したこと、あるいはその決算額の見通しがついてきたことにより、それぞれの項目で調整し補正を行ったものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、財産収入について申し上げます。214ページでございます。214ページ。

財産運用収入の財産貸付収入では、近年の土地評価額の下落を勘案し、安中開発地区土地賃貸料の見直しを行いましたので、96万5,000円の減額補正を行っております。

次に繰入金について説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水事業特別会計繰入金では、加入分担金の増収分として、116万9,000円の増額補正を行っております。

次の後期高齢者医療特別会計繰入金では、平成23年度の事業費確定による精算分としまして、189万3,000円の増額補正を行っております。

続いて、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金では、当初予算において多額の繰り入れを余儀なくされている状況であります。最終補正予算において一般会計全体の調整を行った結果として、2,404万2,000円を財政調整基金に戻し入れることとし、3月補正後の繰り入れ予算額を2億924万1,000円としております。

次に、諸収入について説明申し上げます。

延滞金では、12月の議会定例会の補正予算で300万円の増額補正を行いました。さらに増額が見込まれておりますので、500万円の増額補正を行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。受託事業収入の民生費受託事業収入では、管外保育児保育料373万1,000円の増額補正をいたしております。この補正は、年度の途中に村外に転出した児童の受け入れを引き続き行ったこと等により、転出先市町村から受託事業収入としての保育料が増加したことによるものであります。

雑入の学校給食収入では、最終的な収入の見込みがつかまりましたので、それぞれの科目で増減の調整を行っております。

次に、医療福祉雑入では、歳出の民生費で説明いたしましたが、高額療養費の現物医療費等が増加したこと等により、高額療養費返納金287万1,000円の増額補正を行っております。

す。

次のページをお開きいただきたいと思います。茨城県市町村振興協会から、防災対策事業に対する市町村防災対策事業交付金3,000万円の交付決定がありましたので、新たに計上いたしております。なお、この交付金は、美浦村地域防災計画により避難所に指定されている美浦幼稚園の地震補強改修工事の財源としております。

最後に、村債について申し上げます。

教育債の幼稚園施設耐震改修事業債では、ただいま説明いたしました、市町村防災対策事業交付金3,000万円を、幼稚園施設耐震改修事業費の財源としたこと及び事業費が確定したことにより、1,680万円の減額補正を行っております。

続きまして、250ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,064万円を減額し、補正後の予算総額を20億6,394万4,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、制度改正による国保税電算処理システム改修について、12月に補正予算措置したのですが、年度内に完成できない見込みのため、225ページの第2表のとおり、翌年度へ繰り越しの承認をお願いするものでございます。

次の第3条、債務負担行為の補正では、国保税電算処理システム改修の委託料について債務負担行為を設定したところですが、平成24年度からの繰越明許費とするため、225ページの第3表のとおり、債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

当初の予定では、年度内に契約をし、事業の完了予定が5月であったため、年度内に出来高分の支払いを行い、事業完了後の支払い分については、債務負担行為の設定をしたところですが、年度内の支払い見込みがなくなりましたので、繰越明許費で対応することとし、繰越明許費の設定及び債務負担行為の廃止をお願いしています。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。258ページです。258ページをお願いいたします。

第1款総務費の第1項徴税費では、特定世帯の国民健康保険税軽減制度の改正に係る電算システム改修の委託料18万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第2款保険給付費の第1項療養諸費及び第2項高額療養費では、これまでの医療費の支払い額から今年度の支払い見込額を推計し、過不足額の補正をするものでございます。

第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費で1,836万7,000円の減額、退職被保険者等療養給付費で3,016万9,000円の減額、一般被保険者療養費で1,154万5,000円の増額、退職被保険者等療養費で51万2,000円の増額補正をお願いするものです。第3目・第4目の療養費の増額は、東京医科大学茨城医療センターでの診療が療養費払いとなるため、12月診療分の請求額をもとに補正をお願いするものです。

次の高額療養費では、一般被保険者高額療養費で534万5,000円の減額、退職被保険者等高額療養費で1,044万5,000円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費で3万円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費で1万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

続く第3款後期高齢者支援金等で、次の第6款介護納付金では、歳入の国庫支出金の増加により財源振りかえをしております。

次の第7款共同事業拠出金では、拠出額の確定により、高額医療費共同事業拠出金で748万4,000円の減額補正、保険財政共同安定化事業拠出金で37万4,000円の減額補正をするものでございます。

第8款保健事業費で、第1項保健事業費の疾病予防費では、人間ドック・脳ドック利用希望者が多く、当初の見込額を超える見込みのため助成金82万円の増額補正を、次のページの高額療養費貸付金では、12月補正予算で増額したところですが、長期にわたる入院のため貸し付けを利用する方がおり、予算額に不足が見込まれるため、38万円の増額補正をお願いするものです。

次の第9款基金積立金では、今後の医療費の支払いに対応するため、支払準備基金に1,800万円の積み立てをするものでございます。

第11款諸支出金では、償還金に平成23年度特定健康審査保健指導の国・県負担金が確定したことにより、精算返還金12万8,000円の増額補正をするものであります。

第3項指定公費負担医療支出金では、70歳以上の国民健康保険被保険者が支払う一部負担金が、国の特例措置で1割となっているための差分、1割に係る支出金で1万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、255ページに戻っていただきたいと思っております。歳入について申し上げます。255ページです。

まず、第1款国民健康保険税では、現年度分の調定額及び収納状況から収納額を見込み、一般被保険者分で115万3,000円の減額補正、退職被保険者等分で7万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の第3款国庫支出金の第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で、保険給付費で納付金等により算定された国庫負担金との差額6,135万6,000円の減額、第2目高額医療費共同事業負担金では、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定による国・県負担金の額確定に伴い、187万1,000円の減額をするものでございます。

次の第4款療養給付費交付金では、退職被保険者等医療給付費交付金の交付額決定により、2,101万4,000円の増額補正をするものです。

第6款県支出金、第1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金が前述の国庫負担金と同額の交付であるため、187万1,000円の減額をするものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付金見込額通知により、第

1 目の高額医療費共同事業交付金で136万7,000円の増額、第2目の保険財政共同安定化事業交付金では、709万7,000円の減額補正をするものでございます。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、目一般会計繰入金の第1節、保険基盤安定制度繰入金の交付決定通知による繰り入れ額の確定により126万円の減額、第4節の財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税で算定された額435万9,000円の増額補正となっております。

第11款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金が相当額収入されており、300万円の増額補正をするものでございます。第3項貸付金元利収入は、歳出の高額療養費貸付金の返還金で同額の30万円を増額するものであります。

次の第5項雑入では、一般被保険者返納金に東京医科大学茨城医療センターの不正不要求に係る診療報酬返還金及び還付加算金等で344万7,000円の増額、退職被保険者等返納金に同じく46万7,000円の増額、目雑入には、歳出で説明いたしました指定公費負担医療負担金について、支出額と同額の収入となるため1万円の増額補正をするものであります。

続きまして、262ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第21号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成24年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直し、過不足の調整を行っております。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,156万1,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき説明申し上げます。266ページをお開きいただきたいと思っております。歳出予算の方から申し上げます。

まず、総務費の一般管理費につきましては、総額478万5,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、役務費で24万円、委託料で37万8,000円の減額補正をそれぞれ計上してございます。積立金では、主に各施設の施設管理費の見直しによる減額分について、農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるため333万8,000円、公課費では、平成24年度分消費税の中間払いとして206万5,000円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、舟子、信太、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、各処理施設管理費の見直しを行いまして、舟子地区施設管理費につきましては、総額189万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、需用費で8万円、役務費で10万円、委託料で141万円、備品購入費で30万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

次に、信太地区施設管理費につきましては、委託料で34万円の減額補正を計上しております。

次に、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、総額171万9,000円の減額補正をしております。内容につきましては、需要費で10万円、役務費で25万円、委託料で106万

9,000円、備品購入費で30万円の減額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、加入分担金として納付のあった金額等を全額、一般会計へ繰り出すため、116万9,000円の増額補正を計上しております。

265ページをお開きいただきたいと思います。265ページでございます。

歳入について申し上げます。

まず、分担金及び負担金の農業集落排水事業費分担金につきましては、既施設の新規加入の納付によりまして、総額116万円の増額補正をお願いしております。

次に、使用料及び手数料の農業集落排水事業使用料につきましては、78万円の増額補正を計上してございます。

次に、諸収入の雑入、雑入では、6万5,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金のうち、試料採取等に要した燃料費及び放射能対応収集運搬処分費でございます。

続きまして、270ページをお開きいただきたいと思います。

議案第22号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成24年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直し、過不足の調整を行っております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,932万3,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,198万4,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、公共下水道事業費において、国庫補助事業に係る費用のうち、年度内に完成できない見込みの事業分2億円について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を3億5,030万円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。277ページを開いていただきたいと思います。

まず、下水道費の一般管理費の積立金につきましては、公共下水道事業基金積立金の利息3,000円について、基金に積み立てるものでございます。

次に、施設管理費につきましては、事業費の見直しを行いまして、総額235万9,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、委託料では204万円、備品購入費では31万9,000円の減額補正をそれぞれ計上してございます。

次に、公共下水道事業費につきましては、国庫補助金及び一部事業費の確定に伴い事業費の見直しを行いまして、総額8,183万5,000円の減額補正をしております。内容につきましては、委託料では2,858万5,000円、工事請負費では5,425万円の減額補正をそれぞれ計

上しております。また、補償補填及び賠償金では、100万円の増額補正を計上しております。

次に、公債費の利子償還につきましては、借入金の利子確定に伴いまして、486万8,000円の増額補正を計上しております。

歳入について申し上げます。275ページを開いていただきたいと思います。

まず、使用料及び手数料の公共下水道使用料につきましては、本年度減収の見込みとなったため、644万円の減額補正を計上しております。

次に、国庫支出金の下水道事業国庫補助金につきましては、国庫補助金の決定に伴いまして、2,552万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、県支出金の公共下水道費県補助金につきましては、湖沼水質浄化下水道接続支援事業全体が国庫補助事業となったため、国庫補助金との財源組みかえを行いまして、1,475万円の減額補正を計上しております。

次に、財産収入の利子及び配当金につきましては、公共下水道事業基金積立金利息分3,000円の増額補正を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、事業費の見直し及び公債費利子償還の増額によりまして1,390万8,000円の増額補正を計上しております。

次に、繰入金の公共下水道事業基金繰入金につきましては、管理費の財源としています使用料収入の減収を補うため、401万6,000円の増額補正を計上しております。

次に、諸収入の雑入につきましては、6万5,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金のうち、試料採取等に要した燃料費及び放射能対策収集運搬処分費でございます。

次に、村債の下水道事業債につきましては、事業費の見直しによりまして、5,060万円の減額補正を計上しております。

続きまして、議案第23号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに2,322万円を減額いたしまして、予算総額9億2,139万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、最後の補正となることから、介護保険事業全体を見通し、歳入にあつては国・県負担金支払基金交付金の確定による増減、歳出に当たっては保険給付費の増減補正等が、主な内容となっております。287ページをお開きいただきたいと思います。歳出の保険事業勘定からご説明申し上げます。

総務費の賦課事務費では、役務費につきましては、当初送付予定の資料を広報に置きかえたことにより24万6,000円を減額計上しております。

次の認定調査費等では、認定のための調査委託費につきまして、委託実績により24万円を減額しております。

次に、保険給付費では、これまでの支払い実績から年度内の給付費を科目ごとに見直した結果、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費で100万円を減額計上、地域密着型介護サービス給付費で200万円を増額計上、施設介護サービス費で2,100万円、居宅福祉用具購入費で20万円、居宅介護住宅改修費で30万円、居宅介護サービス計画給付費で60万円をそれぞれ減額し、介護サービス等給付費で2,110万円の減額をしております。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの給付実績に基づき、まず、介護予防サービス給付費で150万円、地域密着型介護予防サービス給付費で200万円、介護予防サービス計画給付費で23万円をそれぞれ減額し、介護予防サービス等諸費全体で373万円を減額しております。

次の高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス費で29万円の増額、高額介護予防サービス費では15万円を減額し、総額14万円の増額補正を行っております。

次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金ですが、過年度分の国・県負担金216万2,000円、東日本大震災により被災された方の減免分として国からの特別調整交付金分等29万4,000円の計245万6,000円を、介護給付費準備基金の積立金として補正しております。

続きまして、介護保険勘定の歳入について、主なものについて申し上げます。285ページをお開きいただきたいと思います。

最初に国庫支出金ですが、歳出の介護給付費の見直しに基づき、現年度国庫負担金で87万6,000円の減額、過年度分として121万4,000円、災害減免分の特別調整交付金として27万8,000円、同じく災害臨時特別補助金として1万6,000円を増額計上しております。

次の支払基金交付金では、同様に給付費の減額により980万1,000円を減額しております。

次に県支出金ですが、同様に給付費の減額により653万8,000円の減額、過年度分として94万8,000円を増額計上しております。

次の一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金につきましては、給付費見直しにより308万6,000円の減額計上、その他一般会計繰入金につきましては、サービス勘定からの繰り入れ減による職員給与費等として60万円の増、支出で説明いたしました総務費の減額分48万6,000円を通算し、総額11万4,000円の増額補正を行っております。

次に、基金繰入金ですが、介護給付費準備基金につきましては、給付費の減額により438万9,000円を減額計上するものであります。

次に介護サービス事業勘定繰入金ですが、給付実績の減により60万円を減額補正しております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。294ページをお開きいただきたいと思います。もう少しです、我慢してください。

まず歳入ですが、予防給付費収入では、居宅介護予防サービス計画費の収入減により、50万円を減額しております。

続きまして、歳出ですが、諸支出金の地域支援事業繰出金では、ただいま申し上げまし

た歳入減に伴い、保険事業勘定への繰り出し分60万円を減額しております。

次に、サービス事業費の介護予防支援事業費では、新予防給付委託料で、委託件数の増加により10万円の増額補正を行い、サービス事業勘定の歳出総額では、総額50万円を減額しております。

296ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ860万円を追加し、補正後の予算総額を1億890万円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それぞれの科目に過不足の調整を行っております。それでは、歳入の方からご説明申し上げます。299ページをお開きいただきたいと思います。299ページです。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料が見込みの調整額に迫いつかず、246万6,000円の減額補正、普通徴収保険料については、見込みの調定額を上回ったため、787万7,000円の増額補正、滞納繰越分普通徴収保険料については、見込みの調定額を上回るため10万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、一般会計繰入金の117万6,000円の増額補正をいたしております。

繰越金につきましては、前年度の決算額として189万3,000円の増額補正、延滞金については2万円の増額補正をしております。

次に、歳出の補正内容についてご説明申し上げます。300ページをお開きいただきたいと思います。300ページです。

広域連合保険料納付金として553万1,000円の増額補正、保険基盤安定納付金は117万6,000円の増額補正をするものでございます。さらに、一般会計繰出金については、平成23年度精算金として189万3,000円の増額補正をお願いしております。

最後でございます。302ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、平成24年度最終の補正となるため、各事業の精査、見直し、過不足の調整を行っております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益の営業収益で2,500万円を減額し、営業外収益で6,000円を増額しております。水道事業収益を5億7,419万8,000円としております。次の支出では、水道事業費用で、営業費用で2,499万4,000円を減額補正しまして、水道事業費用を5億7,435万8,000円としております。

それでは、事項別明細書に基づき、説明申し上げます。305ページをお開きいただきたいと思います。305ページです。最初に歳出予算から申し上げます。

まず、水道事業費用の営業費用の受水費では840万円の減額補正を計上しております。

これにつきましては、医院用及び業務用使用水量が減少となることから減額補正をお願いするものであります。

次に、配水及び給水費では、委託料で1,100万円、修繕費で334万7,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。これにつきましては、業務確定及び精査によるものであります。

次に、減価償却費では、構築物と機械及び装置の減価償却費にそれぞれ過不足が生じておりますので、構築物減価償却費で11万9,000円を増額、機械及び装置減価償却費では236万6,000円の減額補正を計上しております。

歳入について申し上げます。まず、水道事業収益の営業収益の給水収益では、2,500万円の減額補正をお願いしております。これにつきましては、医院用料金で600万円減額、業務用料金では2,300万円の減額、営業用第1種料金では400万円の増額補正を計上しております。

次に営業外収益では、雑収益で6,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金のうち、試料採取等に要した燃料費でございます。

以上、議案第2号から、議案第25号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。大変ご苦労さまでした。

○議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。

○議長（石川 修君） 日程第29、議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算から日程第35、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第26号から32号までの当初予算について説明いたします。

議案第26号から32号までの平成25年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算は、先般の予算内示会におきまして、予算編成の基本方針、それから予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成25年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算から議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算まで、以上7件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時36分休憩

午後2時43分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

予算審査特別委員長に、坂本一夫君。

副委員長に、山本一恵君。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時44分散会

平成25年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成25年3月8日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	増尾正己君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	堀越文恵君
国保年金課長	桑野正美君
都市建設課長	池延政夫君
生活環境課長	坂本敏夫君
生涯学習課長	増尾利治君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 北 出 攻
書 記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成25年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） おはようございます。3番、飯田です。

通告書に従い、三つほど質問いたします。

まず、第1に防災無線LANの利活用について、第2点が河川の護岸の利用、第3点がICT教諭の待遇についてという形で、まず初めに、災害時に住民とのコミュニケーションや情報提供、安否確認等の緊急連絡網として、本年、防災無線LANの運用が始まりますが、今後防災時以外での利活用などございましたら、お伺いします。

第2点、平成23年5月に国土交通省に対して行った清明川、大須賀津川、大塚川の河口に橋をかける要望は、その後どうなっているのか。

また、国土交通省の可否にまたず、村管理地内部分に歩行者・自転車が通行できるような簡易な歩道橋をかけることができないか、お伺いします。

もう1点、本村の小学校・中学校で始まったICT授業も、開始から3年を迎えたと思いますが、ICT授業を経験した当村教諭に実績に応じ、ICT教諭としてのあかしである品物、例えばピンバッジ・タイピンなどの贈呈などができないかお伺いします。

よろしくご答弁をお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

それでは、飯田議員ご質問の防災無線LANの利活用についてをお答え申し上げます。

ただいま、飯田議員からご質問がございましたように、総務省の補助事業を受けまして、災害に強い情報連携システム構築を現在進めております。

これは、防災情報共通システム、無線LAN、Wi-Fiシステム、IP電話回線網を整備することにより、災害時における住民等の避難及び情報提供を迅速かつ正確に行い、役場と住民との双方向の情報送受信の環境を構築するものでございます。

これによりまして、J-ALEARTやエリアメールー斉配信メールサービス、美浦村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等と連携し、パソコンやスマートフォンを含みます携帯電話、タブレット端末向けに情報を配信することが可能となります。配信情報は、緊急警報、注意報、防犯・消防情報、これは美浦村に発表されているものでございます。続いて、避難勧告指示と避難所についての情報でございます。

次に、土砂災害警戒情報、震度4以上などの防災・気象情報やメール情報、不審者情報、稲敷広域消防本部メールの情報、そして観測情報、これは放射線量等となります。それと雨量、河川水位、美浦村の防災に関する情報等、これらが配信情報となりますが、新設する防災・防犯ポータル上で安否情報を登録することで、家族等が情報を確認することも可能となります。

なお、非常時等、一般の通信回線に障害が発生した場合でも、避難所に開設するWi-Fiスポットに接続することによって、避難所に行けば、パソコンや携帯電話、タブレット端末等から情報を受信することが可能となります。携帯電話等を持ち合わせていない場合でも、各避難所からIP電話を使用することにより、役場との連絡が可能になります。

議員質問の平常時の利活用でございますが、平常時においても避難所開設のWi-Fiスポットに接続することにより、インターネットの利用ができるようにしていきたいと考えております。また、インターネットを利用しない場合でも、防災・防犯ポータルサイトの閲覧ができるようにして、そこでの情報配信を実施していきたいと考えております。

今回、総務省の補助事業ということもあり、目的外には使用できませんが、有効に活用できるよう検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の第1点目、河口に橋をかける要望についてでございますが、平成23年5月に阿見町と連名で国土交通省に対し、清明川、大須賀津川排水路、大塚川排水路の村内3カ所の河口に歩道橋の架橋を要望してございますが、いまだ実現には至っていない状況でございます。

議員ご指摘のとおり湖岸を訪れる歩行者・自転車等の利便性を図るには必要でございますが、今後も引き続き阿見町と協議をし、国土交通省に要望をしていきたいというふうに思っております。

次に、2点目、村管理の部分に橋をかけることができないかというご質問についてでございます。まず、清明川については、一級河川でございますので、県の龍ヶ崎工事事務所が管理をしてございます。河川法に合致すれば占用許可を受けられますが、スパンが30メートル以上ございますので、占用許可を受けるには膨大な調査と時間が必要になるとともに、膨大な建設費用がかかるというふうに思われます。一方、大須賀津川排水路・大塚川排水路については、村管理となっております。

しかし、現在、国内において橋梁の老朽化を原因とする重大な損傷発生などが問題となっており、これまで以上に橋梁の維持管理の重要性が再認識をされております。このような橋梁の老朽化の問題は、今後ますます増加し、これに伴い維持管理費用も増加していくことが予想されます。国は、橋梁長寿命化修繕計画策定を義務化し、村でも橋梁長寿命化修繕計画を作成することとなっております。老朽化した橋の補修整備計画を策定してまいります。

このような背景の中、新しく架橋する歩道橋は、形態・強度・耐用年数及び費用等で十分な協議検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） おはようございます。

飯田議員ご質問の3点目、ICT教諭の待遇についてお答えいたします。最初に、本村ICT教育の経緯について若干触れてみたいと思います。

美浦村は平成22年度に、総務省のICT機器を学校教育に導入し教育効果を上げることを目的に、絆プロジェクトにより、村内三つの小学校すべてに、事業費約1億5,000万円で先進的なICT機器を整備いたしました。全国で認められた小学校はわずか34校でございまして、すべての市町村の学校で小学校が認められたというのは、全国でも美浦村だけでございました。

こうして、平成23年度から小学校4年生以上の児童全員が1人1台のタブレットパソコンを持って活用しております。また、4年生以上のどのクラスにも電子黒板を備えております。その上に、先生を助け、このようなICT機器を有効に活用するために、ICT支援員を配置しているところでございます。

そして、さらに、ICT教育の推進プログラムとして、23年度から5年間かけて、ICT機器の導入と活用を段階的に進めていく計画を立てております。大まかにいえば、初年度、平成23年度は、「ICT機器の操作になれる」ということでした。児童のだれもがタブレットパソコンを自由に使えるようになり、先生も電子黒板を自由に操作できるようになることです。

2年目、24年度は、「積極的に試す」ということです。ICT機器の特徴、利点をしっかり理解し、どんな力をつけるためにはどんな使い方がいいのかをいろいろ工夫すること

でございます。

3年目、25年度は、「広げる」ことです。工夫して効果があるとわかった使い方を、どの先生もしっかり使えるようにすることです。子どもたちの方も、ICT機器を使って自習できることは、自分でどんどん使って勉強に役立てるということで進めていく予定でございます。

そして、4年目・5年目の平成26年度・27年度は、「深める」。もっといい活用を考え、授業で使う。生かす。だれもが自由自在に活用し、効果を上げるというように進めていきたいと考えております。

さらに、教育委員会では、このようなICT機器をどの授業にどのように活用したら教育効果を上げることができるかと、さまざまに工夫し、共同して研究するために、美浦村情報教育研究推進委員会をつくり、ほぼ毎月、担当の先生方に集まっていただいて話し合いを行っております。

その結果、23年度は30通り、平成24年度も30通りの授業活用事例をまとめることができました。このような活用事例をすべての先生がマスターし、授業で効果的に活用していただければ、美浦村の学校での教育は一層よくなり、楽しくなるものと確信をしております。議員各位におかれましては、授業参観等を通じて、こうした本村ICT教育の現状については、十分ご理解をいただけているものと考えております。

さて、飯田議員のご質問は、先生方のICT教育のスキル認証のために、美浦村独自の制度を考えてはというようなご指摘かと思えます。確かに村独自の制度により、先生方のスキルの認証をすることにより、先生方の努力を目に見えた形で評価することで、先生方の意欲、やる気につながるというプラスの面も考えられると思えます。

しかしながら、先生方のICT機器の活用に関して、スキルの認証を行うということは、ICT教育に関して先生方に格づけを行うということにもなりかねません。そのことに対して、生徒・保護者の反応等弊害も心配もされるところでございます。先に申し上げたとおり、ICT機器の活用については、先生方は非常に熱心に取り組んでいただいております。こうした先生方の努力に対しての評価については、例えばICT教育に特に熱心に活動した先生については、村全員の先生方が集まる美浦村教育研究会、このような場で年度ごとにその先生方を表彰するというような、別の形で、その先生の努力に報いるというような方法を考えたいと思っております。飯田議員ご指摘の制度につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 災害時のWi-Fiシステムですけれども、これはいろいろな拘束などもございますでしょうが、観光・商工・村内案内というような形で、平時の利用をもっと広げられないかちょっと調べていただきたいということと、茨城大学の芸術企画な

どから協力をいただいて、先日、厚生文教の研修で北茨城の方へ研修に行きましたけれども、あそこの六角堂の観光案内という形でやはり無線LANを立てて、それでスマホないし携帯でその近辺の観光と、あと、レストランとかそういったものの情報を配信しているということです。

また、九州の福岡市などは、公共施設約200カ所ぐらいのWi-Fiシステムがありまして、やはりそれも観光地福岡市ですので、いろいろな観光の情報をそのスポットに入ると配信できるというような形になっておりますので、ここら辺はやはり規制などはあると思いますけれども、ぜひ何とか平時でもっと利活用できる方法を探っていただきたいと思います。

第2点の清明川なんですけれども、当然今、国の方でも強靱化計画という形で、各橋梁の老朽化に対して補強ないし、いろいろな計画を立てている状況ですので、簡易などいっても、とてもそういう簡易なものではないかなとは思いますが、ぜひ安くて強い歩道橋を計画していただけたらなと思います。

3点目のICT、これは格づけとまでは、ピンくらいですから、それほどまではないのかなと思いますけれども、今言ったように、教育研究会の中で毎年開かれています中で表彰する、そのときにでも当然、表彰状みたいなものは多分贈呈するとは思いますが、そのときにぜひ記念品という形でそういった物が贈呈できればいいのかなと思いますけれども、そこら辺のところをもう一回ちょっとお伺いしたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員の再質問でございますけれども、先ほど飯田議員が観光情報等をWi-Fiスポットで流せないかというご質問だとは思いますが、それにつきましては、村で利用規約等を定めていく必要がございます。

村の、先ほど目的外には使用はできないと申しあげましたけれども、この目的という内容につきましては、行政が行政のために使う情報については目的内というような解釈となっております。そういうことで、地域イベント情報だとか、あと観光情報、これにつきましては、Wi-Fiの中でそれを提供できるといった内容となっております。

そのWi-Fiスポットにつきましては、なるべく施設等で皆様がお集まりになられる場所等を選択をして、その場所で利活用ができるということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、私の方から飯田議員の再質問にお答えをいたします。

橋をかけることにつきましては、当然、公共の用に供するためには構造基準というもの

がございますので、それに合致することが必要条件だろうというふうに考えているところでございます。したがって、簡易にというわけにはなかなかいかないのが現状であることはご理解をいただきたいと思っております。

なお、国土交通省に対しまして、橋をかけてくれということで、一たん先ほど申しあげました年月に要望を出しておりますので、この辺の動向を踏まえながら総合的に考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 飯田議員の再質問に対して、私の方からお答えを申し上げます。

教育委員会としては、あるいは教育長としては、ICT教諭の枠を超えて、もっと別の形の表彰というか力量を証明するようなことを考えております。

というのは、具体的なことを申し上げれば、今、県の規定では、一つの学校に6年間以上おれないと。あるいは、一つの市町村には10年以上勤務できないというようなことになっておりますけれども、この規定に従いながら6年以上たった先生が他市町村に異動する場合、そのときに、美浦村で6年ないし10年間勤務経験をしたと。教職に当たっていたという先生に対して、美浦村で6年やったと、あるいは10年やったというような証明書を出す。そのときに記念バッジを出すとかいうようなこともあり得ると思っております。

そういうふうに考えておりますのは、できれば、美浦村は先生方のオアシスというようなところになりたいというふうに考えておるからですね。

先生方のオアシス。要は楽しく、本当に楽しく、美浦村では楽しく勤めることができるんだと、児童生徒に対して教育を施すことができるんだというようなことが一つ。そういうような、楽しく児童生徒の指導をしながら、おのずと教師としての力量を高める、力をつけるということもあわせてできるような、そういう村にしたいというふうにかねがね考えておりました、今年度あたりから先生方に対しては、美浦村は先生方のオアシスにしますよというようなことも公言をしております。

こういうようなことをすることによって、他市町村の先生方が、私もぜひ美浦へ行きたいというようなことにつながっていくだろうということで、何とか実現をしてみたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めて、再開日、大変ご苦労さまでございます。

私の方から、飯田議員のICTを使った小学校でのタブレットの授業、これについては、今、教育長の方からも再答弁をさせていただきましたけれども、小学校4年生・5年生・6年生、この3年間、せっかくそういう電子黒板を使ったICT授業をやってきた。

そして、中学校はまだ整備をされておられません。そういう意味で全国でも、学校が今34校ありますと次長の方から答弁がありましたけれども、行政の中で、全部の学校がその授

業を受けているのは美浦村だけなんです。ですから、この後、来年から今の6年生が3年間やってきましたけれども、中学校に入ったときにはこの授業がないということになります。

そういう意味も含めまして、できれば来年度あたりからも、中学1年生・2年生・3年生まですべてそういうふうな環境を整えていかないと、せっかくの小学校だけのICTの授業で終わってしまうということになりますので、これは、美浦村の一つのICT授業の課題だなというふうに思っておりますので、できれば私は継続をさせてあげて、中学校3年間でもその授業を受けられるような環境をつくっていきたいというふうに思っております。

今回、飯田議員の質問がありましたので、ぜひ来年から1学年ずつでもこのICT授業をふやしていきながら、最終的には小学校4年生から中学3年生までは、同じような環境の中で子どもたちにタブレットを使ったICT授業を、よその市町村との、特化した授業ということで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議員各位にはその辺も踏まえて、美浦村の子どもたちの教育にご理解をいただいて、村で考えておりますこういう方針に、また後でご説明は申し上げていきたいと思っておりますけれども、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 沼崎部長、教育長、どうもありがとうございます。

第1回目の質問なんですけれども、今回、2日前にタブレットの講習を受けまして、また11日にやるという計画なんですけれども、どこら辺までタブレットが使用できるのかというのも、ちょっとまだ伺ってはいないんですけれども、できれば、当然ペーパーレスという形で議会の方は運用されていくと思うんですけれども、ペーパーレスのコストの削減、経費の削減なども、やはり6月から供用という形になってはいますけれども、それから、来年6月まで1年間の実績のデータをしっかりつくっていただきたい。

まして、当然いろいろなところから問い合わせなども相当あると思うんですけれども、これをやはり村のホームページの方に全部掲載していただいて、資料の方はそちらからという形で、なるべく事務局の方も手間がかからず、お互いにペーパーレスという形でやっていただきたいなと思います。

そこら辺のところのデータは、やはり1年まで待つという形になってもちょっと遅いと思うので、やはり3カ月くらいをめどにして、ホームページの方にアップしていただけたらなと思いますけれども、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石川 修君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、坂本一夫君の一般質問を許します。

坂本一夫君。

○10番（坂本一夫君） ごめんなさい。まず改めまして、おはようございます。10番議員の坂本でございます。てんぼろしましてごめんなさい。

まず、このたび平成25年第1回の定例会において、さきほどの通告に従いまして質問をさせていただきます。答弁につきましては、できるだけ前向きなるご答弁をお願いさせていただきたいと思っております。

さて、私たちがお世話になっております衛生組合、食べ物や飲み物、容器包装の処理につきましては江戸崎地方衛生土木組合、口から入れて食物の排出物の処理につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合にお世話になっておるわけでございます。今回は、江戸崎地方衛生土木組合関係につきましての内容を質問させていただきます。

実は、江戸崎地方衛生土木組合の焼却炉、この焼却炉につきましては、平成元年より使用が始まり、25年がたち、改築・改修、または新築しなければならない時期が来ていると聞いておるわけでございます。

管理者である中島村長の決断力と判断力、そして強いリーダーシップと、あわせて、この美浦村からは沼崎議員と椎名議員のバックアップ体制のもと、お話を聞きましてところ、4年後の平成28年・29年・30年と3カ年にわたっての新築計画のもとで進んでおると聞いておるわけでございます。

そこで、まずは現建物、現在の焼却炉の延命策として、ごみの減量化に向けて現在の3種類の分類から新たなる分別として6種類の分別に変更し、4月1日から新たなる分別の変更の実施に伴い、先月2月7日（木）・2月9日（土）・2月17日（日）に説明会を行い、大勢の皆様方にご参加をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

まず、2月7日（木）、トレーニングセンター関係者の皆様方、約100名ほどのご参加をいただいたと聞いております。そして、2月9日（土）には、中央公民館での説明においては、私も参加させていただきましたが、全席280席が満席で、前にパイプ席を追加、後ろには立ち席で説明を聞くという、約400名ほどの参加をいただき、村民としても関心事であり、行政に協力しましょうという村民の態度、心ではないかと思うわけでございます。

分別につきましては、先ほど少しお話をさせていただきましたように、現在の3種類から、新たなる分別として6種類。まずは金属関係の缶、二つ目に瓶、燃えるごみ、紙製容器包装、資源回収するもの、プラスチック製容器包装、焼却するもの、そして資源回収の新聞紙・チラシ・段ボールとこの六つに分類されるわけです。

容器包装の中で一番多いのは、実はペットボトルと聞きました。じゃあ、ペットボトルはどのような回収方法なのかが不透明でございます。実は、ペットボトルの回収につきましては、近くの集積所（ステーション）回収ともいうそうでございます。ステーション回収じゃなくて拠点回収になっております。

ところで、この拠点回収とはどのようなことかと申しますと、ペットボトルの回収につ

きましては、村の指定する場所に持って行ってくださいということだそうです。この拠点回収は、私は再検討をしなければならないことではないかと思えます。だから、ペットボトルの拠点回収については、再検討を促したいということでございます。

村のペットボトルの回収には、拠点11カ所でございますが、数カ所お話をさせていただきますと、まず、JA稲敷の安中支店、ヨークベニマルの美浦店、美浦村役場等々、その他ありますけれども、11カ所に持って行ってくださいということになるわけです。参考までに、稲敷市の拠点回収の場所は、旧4町村合わせて89カ所ございます。そこで質問です。

なぜ、ペットボトルは集積所（ステーション）回収じゃなくて、拠点回収なのですか。美浦村民、あるいは稲敷市民にとりまして、お近くの集積所（ステーション）回収の方が理屈に合うと考えますが、なぜ、集積所（ステーション）回収ができないのかをご説明いただきたい。

現に、美浦村内には、660カ所の集積所（ステーション）が完成しております。お近くの集積所であれば、ご年配、お年寄りの方でも、すぐに、持っていくことができます。ところが、私は舟子に住んでおりますが、舟子に住んでいる場合には、一番近くてコンビニのセブンイレブンの美浦木原店です。そこまで持っていかなきゃならないわけです。そういうことはどう考えたって理屈に合わないと思えますので、まずは担当部長より、4月1日から始まります新たな分別とあわせてご説明をいただくことをお願いして、1回目の質問は終わります。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、坂本議員のご質問にお答えをいたします。

ペットボトルの回収につきましては、ご案内のとおり平成13年6月から拠点回収を実施しております。実施箇所につきましては、お手元への資料配付のとおりということで、公共施設や販売店店頭等の11カ所で、村で購入した回収ボックスを設置しております。

ペットボトルの回収日は月2回、第2木曜日と第4木曜日に、江戸崎地方衛生土木組合から委託を受けた埼玉県さいたま市の株式会社ウィズウェイストジャパンが、栃木県小山市のリサイクル会社へ運搬し、資源物として処理をしております。

ちなみに、ペットボトルの平成23年度の回収量につきましては、衛生土木組合全体で72トン、そのうち美浦村では22トンでございました。

現在、ペットボトルの回収において、ヨークベニマルより、一極集中しております、たくさんのペットボトルが店頭に集まるため、回収ボックス付近に散乱しているという苦情が発生しております。これらに対しまして、従来はヨークベニマル社員のご協力をいただいておりますけれども、対応し切れないということもございまして、昨年10月ごろから生活環境課で毎日現地を確認し、回収をしております。また、平成25年4月から新たなごみ分別の説明会等からも、拠点回収ではなくて、ステーション回収に対する要望・意見等もあることも事実でございます。

他方、近隣市町村の状況を見てみますと、阿見町・牛久市・土浦市・龍ヶ崎市・河内町では、既にステーション回収を行っていることや、村内において拠点回収場所が近くなるため、ペットボトルが出しづらいつの声もございますので、そういったことから利便性を高める観点から、今後、江戸崎地方衛生土木組合や稲敷市と協議検討してまいりたいと思います。

また、先ほど議員からありましたように、平成25年4月からは、分別回収の方法等も変わりますので、議員各位のご協力も重ねてお願いしてご答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 坂本一夫君。

○10番（坂本一夫君） まず、部長、答弁ありがとうございます。

今お話いただきましたように、分別回収につきましては、実は、私が上舟子の区長のごとき、上舟子地区がモデルとして選ばれました。そのときご協力をさせていただいたわけでございます。そのような関係で、この分別回収につきましては熱い思いがございます。

また、私の近所の方からも、「缶・瓶は近くの集積所回収なのに、何でペットボトルだけが拠点回収なのですか」、あるいは、先日の説明会に行った人からも、「ペットボトルはどうするの。ヨークベニマルさんにまで持っていかなきゃならないの」、そういうような電話が来ていることも事実でございます。

そこで私も、じゃ近隣市町村はどうなっているのかと、今、部長さんからお話いただきましたように、数カ所聞いて確認しましたのでお話をさせていただきますと、隣の阿見町は、実は牛久方式というそうでございます。というのは、集積所（ステーション）の方に、缶用・瓶用・ペットボトル用のかごを前日に置いて歩き、そして当日回収ということで、全町内1,200カ所にそういう専用のかごが置いてあって回収というお話をいただきました。

回収業者さんから見れば、2日間要しますから、これは大変なことであることは確かなんだけど、回収率は上がるというお話をいただいております。ちなみに、阿見町のペットボトルの回収量は、平成13年から始まって、13年には54トン、年間です、年間54トンが、平成23年度は126トン、2.3倍にふえているというお話をいただきましたわけでございます。

続いて龍ヶ崎。龍ヶ崎市においては、全450カ所の集積所（ステーション）回収と、あわせてイトーヨーカ堂などの全12カ所の拠点回収協力店の併用回収を行っているというお話をいただきました。

また、土浦市においては、土浦地区910カ所の集積所（ステーション）回収が、平成10年から始まっているというお話です。土浦市においては、瓶・缶・ペットボトルいろいろありますけれども、平成19年に瓶関係が714トン、これが平成23年になりましたら646トンと10%ほど減っているというお話をいただきました。缶については、348トンが318トン、同じように10%減っていると。じゃ、ペットボトルはどうなのかなあとということになると、ペットボトルは、平成19年に218トンが241トンと、約10%この分類だけでもふえているんですよ。だから、ペットボトルについては集積所回収をしなければならないんじゃない

かなあというお話をいただいているのが実態でございます。以上のように、余計なお話かと思いますが、他の自治体の回収状況も少しお話をさせていただきました。

容器包装にかかわる分類収集及び再商品化の促進に関する法律、容器包装リサイクル法が平成12年4月から施行されております。ペットボトルの再商品化の義務化、あるいはペットボトルの回収率アップのためにも、環境に優しい美浦村のためにも、安心して暮らせる村民のためにも、そして、自治体が頭の痛いのは、高齢化社会になってくるわけです。というのは、拠点まで持って行ってくださいということではなくて、お近くの集積所まで運んでくださいという方が、私は優しい自治体じゃないかなと思っております。そういう方向で集積所回収を望むわけなんです、管理者である中島村長、考え方を少し教えていただいで、2回目の質問は終わります。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、私の方から坂本議員の方に、たまたまというよりも、今、江戸崎地方衛生土木組合の方の管理者をやっております、4年前、大体私になったときに、それまでは要するに、燃えるもの・缶・瓶・粗大ゴミのこの四つしか、稲敷市も美浦村もやっていなかった。要するに、茨城県44市町村の中では、稲敷市と美浦村が一番の最低の分別方法だったということ。

今、環境に優しい、要するに循環型というふうなことが叫ばれている。その中で資源化も含めて、すべてを資源にできるものまで燃やしていいのかという部分もあったものですから、せっかく管理者になってそういう資源に回すものを燃やしていいんだらうかということで、ごみ分別検討委員会を立ち上げて、美浦村の方からも地区代表の方で4人かな、代表に出ておりました。議員の方も出ておりましたけれども、稲敷市の方からも出ていただいて、検討を重ねてきた結果、いろいろな先進地も視察してまいりました。

今、議員が言われたように、茨城県では28ぐらい細分割にした収集も行っている地域もございます。しかし、江戸崎地方衛生土木組合も通常は3種類、そういうものをいかに資源化にするのにはということで、今回のような分別方法を検討委員会の中でも承認をいただいて、4月1日から始まるわけなんですけれども、これは、最初から10とか20とかというふうに分けてしまうと、最初からやれば一番大変なんだろうけれども、皆さんがやっていただくのはそれが一番いいんですけれども、最初から多く分けてというよりも、今度始まるような分け方からだんだんふやしていく方がいいだろうという観点から、余り一気にいかないでということで今回の分別方法が決まったということで、検討委員会の中でもこれを承認いただいて、そして収集業者、これも組みかえが大変になります。

そういう意味でも、今回の分別方法をまず第1段階として、これが1年間やってみて、どのような結果が出るか。そして、第2段階はどのようにしていくかというのは、これは課題であろうというふうに思います。

議員おっしゃるように、焼却施設がもう30年に届くようになってきております。という

ことで、これも中・長期計画の中で、確かに今、28年ぐらいには焼却炉の再構築を含めて、これも今、検討委員会の中でやっております。そういうことも含めまして、今のペットボトルは拠点回収をしておりますけれども、いずれは集積所（ステーション）回収をしていくようにというふうになるかと思えます。

今回、なぜそれができなかったかというのは、私もそこに参加はしてはいたんですけども、ペットボトルの話は意外と、検討委員会に参加された委員の中からは意外とそれが出でなかったんですね。美浦村で11カ所の部分で、もっとふやしてくださいよという意見が出ている部分もあります。ありますけれども、今のような集積所を設けてくださいという部分まではいってなかったものですから、それがあれば、多分検討委員会の中でもそれは別にして、もう1種類ふやすべきだという部分があったのかなというふうに思うんですが、この検討委員会の意見も、これを無視するわけにもいきませんので。

今回の集積の分別は、今、皆さんのところに資料があろうかと思えますけれども、そういうような収集、そして収集日もものすごく変更になります。そういうことも踏まえて、まず第1段階は、ことし4月からやるようなものを完璧に実施していき、品目をもっとふやしていくということは、私は必要だろうと。最終的には20品目ぐらいまでは、江戸崎地方衛生土木組合でもやっていくべきであろうというふうには思っております。

それには、美浦村だけじゃなくて稲敷市の議会からも、そして一般の声も、そういうところに声が届くということをやって、言っていただけることが後押しをするものだというふうに思っております。私はもう、できれば、茨城県で一番多い品目の分別の回収ができることは期待しているんですが、第1段階としては、ことし4月から始まるような部分で進めていくということで、検討委員会の方とも合意をして、始まることを決定をいたしました。

○議長（石川 修君） 坂本一夫君。

○10番（坂本一夫君） 答弁ありがとうございます。

それと、管理者、済みませんが、ペットボトルの圧縮機を今年度の予算の中で導入というかリースというかそういう話があると。それに合わせて、できれば集積所回収の方向に進んでいただきたいなというふうに思っておりますので、その辺のところをお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（石川 修君） 以上で、坂本一夫君の一般質問を終了します。

次に、山崎幸子君の一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 改めましておはようございます。通告書に従い、質問いたします。

初めに、介護支援ボランティアポイント制度について質問いたします。

介護保険制度の開始以降、保険料と税金から支払われる介護給付費が年々伸び続けています。これに伴い、個人の保険料も上昇の一途で、本村でも介護保険料の基準額が、平成

23年度までは3,300円だったものが、平成24年度からは4,000円となっています。

それに高齢化率も、平成12年度では14.2%だったものが、平成22年度では21.3%、本年2月現在では22.8%と急速な高齢化が進行しており、介護を必要とする人も大きく増加することが予想されます。そして、介護給付費は平成22年度で6億2,700万円、平成23年度は7億1,000万円、平成24年12月分まででは、前年同期と比較して約7,000万円増加しております。

介護給付費の抑制、予防重視の施策として、介護支援ボランティアポイント制度が全国で広まっています。介護支援ボランティアポイント制度とは、65歳以上の元気なお年寄りが介護施設で配膳や傾聴、そして行事のお手伝い等のボランティアをし、1時間100ポイントとしてポイントがたまり、100ポイント100円に換算され、年間最大5,000円のお金に還元することで、みずからの介護保険料に充てることができるという仕組みです。

高齢者がボランティアを通し、社会参加に生きがいを感じ、健康を維持し、そして何より、みずからが要介護状態になるのを防ぎ、結果、介護給付費の抑制にもつながる。そのような介護支援ボランティアポイント制度をぜひとも本村でも取り入れたらどうか、見解をお聞きいたします。

次に、おたすけ隊についてですが、掃除や買い物など、高齢者世帯のちょっとした困り事を、100円または500円のワンコインで解決するおたすけ隊（水戸市）がことし2月に水戸市で発足しました。隊員は、シルバー人材センターに登録する60歳以上の元気なお年寄りです。最近、買い物や家事等で困っている人の話をよく聞きますので、本村でもこのおたすけ隊を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） おはようございます。ただいま山崎議員のご質問にございました介護支援ボランティアポイント制度について、お答えを申し上げます。

介護支援ボランティア制度につきましては、元気な高齢者の方々が介護支援等のボランティア活動に参加することにより、地域貢献や社会参加をするとともに、高齢者みずからも健康で生きがいを持って暮らすことができ、介護予防に資するものとして、国におきまして平成19年5月7日付で、「介護支援ボランティア制度」との名称により、各市町村の裁量により実施が可能な旨、通知されたものでございます。

介護支援ボランティアでございますが、平成24年12月現在、全国で75の自治体、県内では土浦市と石岡市が取り組んでおります。具体的には、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動を、実績をポイントとして評価し、蓄積されたポイントを換金して介護保険料や介護サービス利用料に充てることができるものであります。

本村におきましては、美浦村社会福祉協議会において平成21年、生活介護支援サポーター養成事業を実施し、現在14名の方が施設や在宅におきまして傾聴ボランティアとして活

動されております。

また、平成24年4月からは、美浦村社会福祉協議会の組織として美浦村ボランティアセンターも開設となり、今回のご質問をいただいております介護支援ボランティア制度につきましても、美浦村全体としてのボランティア施策の一つとして考えていかなければならないと考えております。

介護支援ボランティア制度の導入につきましては、ボランティアの受け入れにおける業務調整やポイントの付与、払い出し等に係る管理体制のほか、介護福祉施設等による受け入れ態勢の課題や、要望等のご意見もいただいて、ポイントを付与する範囲や先行自治体の実践を見据え、導入効果や問題点なども含めて調査し、総合的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、おたすけ隊についてお答えを申し上げます。

まず最初に、この事業についてご説明を申し上げます。この事業は平成20年度から始まりました国の補助事業で、全国のシルバー人材センターを対象に、各シルバー人材センターからの企画提案方式による事業となっております。

補助対象といたしまして、教育・子育て・介護・環境・第一次産業・観光の6分野におきまして、地方公共団体の行政プランと連動し、センターが有するノウハウと人材を最大限に発揮しつつ、地域社会の発展・活性化等に寄与する事業が対象となっております。平成24年度までに現在、全国で840件の企画・提案事業が採択されたそうでございます。なお、補助の年限は、最大3年度でございます。

続きまして、水戸市のおたすけ隊についてご説明をさせていただきます。おたすけ隊は、議員からもありましたとおり、平成25年2月7日に発足をいたしました。水戸シルバー人材センターの会員登録者約1,100名のうち220名が、この事業の有償ボランティアとしておたすけ隊に登録しているそうです。事業の内容につきましては、お手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

お手伝いをする対象が75歳以上のみの世帯、または要支援・要介護のみの世帯、または障害者のみの世帯を対象としております。

続いて、料金につきましては、100円コースとして電池や電球の交換、これは買い置きありでございます。朝のごみ出し、簡単な縫製、洗濯物干しまたは取り込み、ストーブ等への給油、植木の水やり（10分程度でございます）となっております、時間的に10分でできる業務となっております。

500円コースにつきましては、電球や電池の交換、これは買い置きなしでございまして、そのほかに資源ごみの分別、資源物出し、手紙の代筆・代読、日用品の買い物、米の精米、クリーニング出し、植木の水やり30分程度でございます。ほかにエアコンフィルター清掃となっているそうでございます。

2月7日から2月末までの実績について聞いてございます。100円コースにつきまして

は7件で、うち、ごみ出しが6件、水やりが1件です。500円コースは4件で、うちエアコンフィルター清掃3件、洗濯ボール設置1件だそうでございます。

続きまして、おたすけ隊としての活動をしたときの収入についてご説明をいたします。

100円コースの場合、100円の収入から9%の9円を差し引きます。9%の内訳は、事務費と賠償保険代だそうでございます。結果、91円が本人収入となります。500円コースの場合も、500円の収入から9%の45円を差し引きます。9%の内容は同じでございます。差し引き455円が本人の収入となります。

なお、1件当たりの本人収入はそれだけでございますので、交通費等のガソリン代等が出ませんので、おたすけ隊登録者のご近所の方が中心となっております。そのため、おたすけ隊登録者がいない地区につきましては、依頼を断る場合もあるそうでございます。

美浦村といたしまして、この補助事業がシルバー人材センターを対象として限定していることから、美浦村シルバー人材センターにおきまして協議検討していくこととしたいと考えております。

以上、答弁をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

介護支援ボランティアポイント制度は、東京都稲城市が全国で初めて平成19年9月に実施し、その後、全国的に広まっていき、茨城県でも土浦市では平成22年度から導入しており、石岡市では昨年4月に導入、龍ヶ崎市では、介護支援ボランティアとは少し違いますが、市民ボランティアポイント制度を構築するために平成25年度予算案に計上しております。

鹿児島県霧島市では、介護支援ボランティアポイント制度を平成21年4月からスタートし、ボランティア活動としては、介護保険施設でのボランティアだけではなく、登下校の交通指導・子育てサークルの手伝いなど子育て支援を含めることで、子どもと高齢者、母親と高齢者という地域の間関係がつけられるというようなことも取り入れているのが、霧島市の特徴的な点です。

高齢者の中には、社会奉仕の意欲はあるものの、自分に合った活動が見つけられないため、参加を見合わせている人もいるかもしれません。高齢者が人間関係を広げ、生きがいを持つことはとてもいいことだと思いますが、このことに関し、どのようにお考えでしょうか。

それと、おたすけ隊についてですが、おたすけ隊が困り事を解決してあげる対象は、先ほど部長の答弁にもありましたように、75歳以上の高齢者世帯や要支援・要介護世帯、障害者世帯で、サポートメニューは、100円コースが、ごみ出しや洗濯物の取り込み、植木の水やりや電球交換、そして暖房器具への給油などの10分以内で済む用事、500円コースが、手紙の代筆や代読、日用品の買い物、お米の精米、クリーニング出し、エアコンフィ

ルター清掃などの30分以内の家事が対象となり、いずれもワンコインでお手軽です。ワンコインにしたねらいについては、手ごろな料金で、有料ならば気兼ねなく依頼してもらえとのことです。

そして、先ほど部長の答弁の中で、100円コースは現在7件、そして500円コースは4件とのお話でしたが、まだ、これは水戸市はことしの2月からですので、少ないように思われますけれども、これだけの期間で、2月から始めて今はまだ3月です。それでこの7件・4件というのは、かなり多い件数ではないかと思えます。

このように、高齢世帯で介護保険の対象になっていない人たちをサポートするためのおたすけ隊もぜひ検討してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員の介護支援ボランティア制度、部長が話をしたように、これも検討をしていきますということでございますので、こういう介護ボランティアは、ポイント制でやっているところ、確かにいろいろなところで情報が入ってきます。確かにいいことだと思います。

ただ、介護を受けないようになるための、その前の段階も必要だと思います。今、美浦の中にはボランティア、いろいろなボランティアがありますけれども、この前は、3月2日の日には災害ボランティアの方が約30名ぐらい出て、社協のデイサービスの中で防災の訓練を一緒にやりました。そういう意味でも意欲のある、いろいろなところに参加してくれるボランティアの方がおりますので、23年度にちょうどボランティアセンターをつかって、いろいろな団体、そして、1人でも今はボランティアに参加できるという部分で受け入れをやっておりますので、いろいろな仕事の経験も持ったり、技術的なものを持った人たちもおります。

そういう意味では、ぜひ介護を受けないような立場になるのが一番いいことなんですけれども、そうなったときに、議員がおっしゃるような介護ボランティアの中でポイントをとめて、自分もそういうときになったときに、そういうポイントも使いながらできることも考えて、やっているような自治体もあるみたいなので、村としても先ほど部長が話をしたように、一つの検討を重ねてどの方向に一番いい制度を確立できるようになればいいのかなというふうに思っております。

多分ボランティアも、それから、後のシルバー人材センターの方も、これから私がちょうどシルバー人材センターの方の理事長も兼ねておりますので、これも100円と500円のワンコインでというお話があります。でも、500円の場合は、30分ぐらいで500円というふうに書いてありますけれども、実際シルバーでは、1時間でそんなになりません。これも多分700円から800円いかないかなというふうに思います。

そういうところでやっているのです、1時間を頼むとすると、かえっておたすけ隊のよう

なワンコインの500円でやると1,000円かかってしまうということもありますので、今の制度の中のシルバー人材センターにお願いをした方が、かえって安い場合もあるかなというふうに思いますので、これも含めてシルバーの、今月に理事会、そして5月までには総会がございます。そういう中でひとつ、議会の方で提案がありましたということで、おたすけ隊についての情報も入れながら、シルバー人材センターの中で対応がどのようにできるかを考えていきたいというふうに思っております。

先ほど言いましたように、100円でお願ひしますと言って、水戸の方でも地域に、近くに、そういう登録をしていない方はお断りをするということも、先ほど答弁の中にありましたけれども、できるだけお断りをしないで、そういう部分を補助できるような部分は、美浦村の中でもつくってあげたいなというふうに思います。

実際、水戸市の人口からすると、シルバー人材センターの登録は1,100人というふうに先ほど答弁がありましたけれども、美浦村は1万7,000人で、今170人の方が登録をされております。シルバー人材センターは生活のための働く場所じゃないんですね。生活とは切り離して、自分のある程度の年齢にいった方の時間をいかに有効に使うか、その場所の提供として、今までの経験を生かして、村内のいろいろなところで活動をしていただきたい。要するに有償ボランティアの延長線にあるような形でございます。

そういう中でも、今170名で年間1億円以上のいろいろな団体・個人のところからの受注も受けてやっております。年々、いろいろな方の認識も高まっておりまして、シルバー人材センターへの依頼も多くなってきております。そういうことも踏まえて、今回のおたすけ隊、シルバー人材センターの中で検討材料にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 村長のご答弁、ありがとうございます。

まず、介護支援ボランティアポイント制度の方なんですけれども、これはボランティアセンターもありますけれども、あれは高齢者だけでなくて全部の年齢ですよ。

私が今言ったのは、高齢者がそういうボランティアをすることによって、自分が介護にならないで済むような、そのためにやはり生きがい。人のためになるようなことをやって、やっぱりすごくうれしいと思うんですよ。それで生きがいを持って生活していると、介護に少しでもならないような確率は高いと思うんですよ。

それで、少しでも、先ほど村長がおっしゃったポイントが、自分が介護を受けるようになったときに、その介護の費用に充てるとおっしゃっていましたが、この介護の費用に充てるだけではなくて、本人が介護にならなくても、介護保険料の方に充てる。ですから、介護にならなくてもそういうところで使えと。じゃ、そういうものが少しでもなるんだったら、ちょっとしたもので自分の生きがいにもなるし、介護保険料の足しにもなるしというようなことで、じゃ、やってみようかなというような人も出てくるんじゃない

かと思しますので、ぜひともそれは検討してってください。

それと、おたすけ隊の方なんですけれども、シルバー人材センターで1時間、700～800円でしたっけ、それでやっていますというお話でしたけれども、このおたすけ隊のほんのちょっとしたことを頼むときに、1時間までは必要ないというようなちょっとした頼みごとには、やっぱりこのおたすけ隊というのは非常にいいものだと思いますので、そちらの方もぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（石川 修君） 答弁はよろしいですか。

○5番（山崎幸子君） はい。

○議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

会議の途中ではございますけれども、休憩といたします。

再開時間は、11時30分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時32分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山本一恵君の一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた、電力分野だけでの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。電力の消費が多い日本では、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設や防犯灯へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題といえます。

LED照明のメリットは、一に電気代の節約。蛍光灯の約半分です。二つ目に、寿命が長い。蛍光灯の約4倍、4万時間ということです。反対にデメリットは、機器の値段が高く、初期投資がかさむということです。こうしたLED照明のメリットを生かし、デメリットをなくす手法がリース方式の活用です。

逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するための打開策の一つとして、民間資金を活用したリース方式による公共施設や防犯灯へのLED導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。

県内では、取手市が2012年4月から5カ月かけて、リース会社から10年契約で賃借する方法を導入し、市内の約9,700基の防犯灯を、すべて蛍光灯からLEDに交換しました。本村でのLED照明の導入については、以前にも同僚議員が質問し、平成23年から、防犯灯については新規設置や故障による交換により、順次LED照明に切りかえるということ

で実施していますが、なかなか進んでいないのが現状です。

これからは、防犯灯だけではなく、公共施設のLED照明の導入にも積極的に進めるべきだと思います。公共施設及び防犯灯のLED照明の設置状況、及びLED照明の切りかえの計画、リース方式の導入について、本村としての取り組みをお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいま山本議員ご質問の省エネ対策としてのリース方式によるLED照明導入について、ご答弁を申し上げます。総務部からの答弁ということでお願いいたします。

近年の科学技術の向上によりまして、エネルギー問題の対応が日進月歩で進化をしております。特に、生活エネルギーの一つとしてLEDの一般市場への商品化により、多くの場所に利用者が広まりつつあります。

先ほど山本議員ご指摘のとおり、LEDのメリットといたしまして、電気代の節約、そして寿命が長いといった利点があるわけでございます。逆にデメリットといたしましては、値段が高く、初期投資がかさむこととございます。従来の考え方で単純に買い取り方式で導入いたしますと膨大に経費がかさむこととなりますので、費用的に困難が予想されるわけでございます。

ご質問にございます省エネ・節電・節約対策といたしまして、LEDのリース方式の推進のお尋ねがありましたけれども、このリースによる活用をいたしますと、照明器具の購入・設置・メンテナンス・撤去までの費用を数年間で分割いたしまして、手数料や金利、利益を上乗せして年間のリース料を決定いたしまして、年間のリース料金と照明器具を導入した場合の電気料金を加えたものが導入後の経費となるようでございます。導入前の電気料とメンテナンス料金の経費と比べまして、導入後の試算した経費が安ければ、節減、省エネ、CO₂削減に効果がございます。

今のところは、設置環境、例えば電気料金の節約にはなるとは思いますが、リースの仕組みによりましては手数料や金利などが反映されるようでございますので、一概にどちらがいいとは言えない状況かと思えます。そういうことで、今後詳しい調査と試算をしていきたいと思っております。

近年、このリース方式導入の自治体がふえつつあるようでございます。また、茨城県でも、道路維持施設のLED化を進めていけないか検討に入ろうとしているようでございます。このようにLEDの普及によりまして、全国の自治体や企業でも初期費用がかからないこのリース方式が広まりつつあり、導入している法人が多くなっていることが現状となりつつございます。

本村において、現在LEDに切りかえている施設は、安中小学校の体育館、職員室と各クラス、幼稚園の玄関と遊戯室、本庁舎では議場、ここの議場ですね。それと、村長室と

2階の会議室で設置しており、また、今後、本庁舎の耐震化の際に、庁舎全体のLED化も検討してまいろうと考えております。また、次年度には防犯灯をLEDに切りかえる計画をいたしまして、予算化をしております。今のところ、リースより買い取り方式による切りかえを進める計画であります。

現在、照明だけではありませんが、施設全体での電気使用料が年間数千万、メンテナンスで数百万の費用を要していることから、電気料金節減対策の手段とした、業者切りかえ策にとどまらず、リース方式を選択した場合の負担額と現在の負担額を十分に試算・比較をいたしまして、一つの重要な対策ととらえまして、今後、エネルギー節電、省エネ、CO₂削減等の一つの選択肢といたしまして検討が必要であると考えております。

以上が、山本議員質問の答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいま山本議員からご質問のありましたLED照明の設置状況について、保健福祉部内の施設の設置状況についてご説明申し上げます。

保健福祉部の各担当課が管理しております施設のLEDの照明の設置状況につきましては、美浦村保健センター、大谷保育所、木原保育所、大谷時計台児童館、木原城山児童館、デイサービスセンター、老人福祉センターにつきましては、LED照明は設置されておられません。

先ほど総務部長よりご説明いたしましたとおり、LED照明のメリットは電気代が節約できる、それに加えて寿命が長いということは、先ほどご説明いたしましたとおりでございますので、今後、機器の値段が高く、初期投資がかさむということもございますが、財政事情を考慮し、設置に向けて試算をして検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、山本議員のご質問にお答えします。私の方からは、防犯灯の部分に特化して答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

LED照明の切りかえにつきましては、議員おっしゃいましたとおり、これまで器具交換の時期に合わせて順次切りかえていくという方針に基づき、進めてまいっているところでございます。現時点における防犯灯のLED照明の設置状況につきましては、平成25年2月現在で72基となっておりまして、そのうち内訳につきましては、新規が14基、器具の交換が58基となっております。

今般、LEDの切りかえの計画につきましては、平成25年度の当初予算で説明を申し上げますとおり、重点事業として位置づけがなされ、安全・安心のための事業である交通安全施設整備事業で、LED街路灯整備事業として5,292万円を見込み、予算を計上しているところでございます。

内容につきましては、未整備の防犯灯2,758基すべてをLEDに交換することとし、工事につきましては、基本的には村内の電器店に依頼をして進める予定となっております。

なお、このことにより電気料で年間約480万円、修繕料で約510万円程度がそれぞれ削減できることとなりまして、理論上では、おおむね6年後には採算がとれる見込みとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 私の方からは、学校施設、それと社会教育施設のLED照明の設置状況と今後の整備計画について、ご説明を申し上げます。

まず、学校施設のLED照明の設置状況でございますが、これは、さきの総務部長の答弁のとおりでございますので、ここは省略をさせていただきます。

それと、社会教育施設の方でございますが、社会教育施設については、まだLEDに切りかわっているところはありません。

次に、今後の学校施設のLED照明の整備・改修の計画でございますが、平成25年度事業としまして、木原小学校の普通教室17教室、それから職員室と体育館、大谷小学校では普通教室24教室と職員室と体育館、それと美浦中学校では体育館、これらの施設をLED照明に切りかえる予定をしております。

これらの事業は、いずれも学校施設環境改善交付金という補助率3分の1、補助裏が100%起債、そして、起債の返還に当たっては、財政力に合わせて交付税に算定をされるという非常に有利な財源手当のできる制度を活用して整備を実施してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業を行うことによりまして、財政力に応じて補助裏分の7割から8割の金額が、さきの国会で補正予算が議決されましたけれども、その7割から8割の金額が地域の元気臨時交付金として交付され、一般単独建設事業として村が自由に使える財源として活用ができるという、村にとって非常に利点が多い制度を活用して、今後これらの事業は行ってまいりたいと思います。

ですから、山本議員ご指摘の、リース方式にすれば村の負担が初期投資の部分少なくて済むんじゃないかということでございますけれども、学校施設に関しましては、これらの有利な補助事業を活用して整備を実施しているということで、リース方式ということは考えておりません。

また、社会教育施設の方なんですけど、これはすぐには実施することはちょっと無理だと思いますけれども、光と風の丘公園の野球場のナイター照明、これについてもLEDに変更できないかということで、一部施設の電球を取りかえて具体的に検証を進めております。そうしたことで、明らかにLEDにした方が効率的で節減ができるというような結果が得られて、村の方でも財源手当ができた場合については、そのナイター照明も含めて、社会

教育施設の方についても、順次LED照明に改修を進めてまいりたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 今の答弁でちょっと修正をとるか誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど申し上げました学校関係のLED照明への切りかえの事業なんですけど、これらにつきましては、今回の定例会の中で、24年度の補正予算として追加議案としてお願いをする予定にしております。ですから、予算の面から見ますと、24年度の予算で事業を行うということで、事業については、それらを繰り越して25年度の期間の中で事業を進めたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それぞれの部門の答弁、ありがとうございました。

25年度に防犯灯は全部取りかえていただけるということで話がありましたけれども、これに関しまして、予算のときにまた聞きたいと思うんですけども、ちょっとここでお聞きしたいんですけども、その検討したときに、リース方式と、あと買い取りと、両方を考えた上で買い取りにしたのかということを確認したいと思います。

あと、村内の業者はこれから決めるのか、あるいはもう既に、予算化されているのかどうか分かりませんが、その辺もちょっと教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 生活環境課長坂本敏夫君。

○生活環境課長（坂本敏夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

リース方式についても検討はいたしましたけど、基本的には村内業者で行っていくようなことで予定しております。

以上でございます。

〔「業者は何社ぐらいあるのか」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（坂本敏夫君） 村内の業者は10社ほどありますので、その中で検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 最後に、ちょっと村長に見解をお伺いしたいと思います。

本当に安心・安全なまちづくりということでずっと言っておりますけれども、特に防犯灯は、本当に皆様いつも感じることは、暗いという部分で、いつも新規でお願いしている分もあります。今までもなかなか新規というのはすぐにはできないんですけども、LEDにした場合、高くなりますよね。そのときに、果たして今まで以上にスピーディーにや

っていただけるかどうか。

あと、スピード感をもってすぐ、検討ということがいつも言われて、なかなかその検討の結果が出ないのが今までのことだったんですけれども、このLEDは、もっと財政が困難なときに、また削減という面で、あと環境、地球温暖化防止対策と前から言っているところでLEDが以前にはあったんですけれども、そういうところで、美浦村が明るく安心して暮らせるというまちづくりに向けての、村長のLEDに関しての見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山本議員の、今、各部の所管する公共施設の方のLEDの状況は答弁をしていただきましたけれども、街路灯について、これについては、よその自治体と美浦村ではちょっと違っている部分があるんですね。よそでは、各地区が設置をするときにも、また電気料金も半分、地域が持っています。美浦村の場合は、電気料も設置も全部村持ちでずっとやってきておりますので、その辺のところはよその自治体とちょっと違うのかなというふうに思います。

そういう観点からも、意外と区長さんを通して要望があって、自分のうちを、土地を貸すから、つけてくれとかね。それは果たして、公共の部分の街路灯として成り立つのかどうか。自分の入口が暗いから、自分の土地を貸すのでお願いしますなんていう話も、ちょっと聞こえてくるところがあります。

ですから、これは各地区の区長さんが、本当に公共に供するものかという部分は見きわめていただかないと、お願いすれば何でもつくという部分を、やっぱり地域で考えていただくということは必要になるのかなというふうに思います。

そういう意味でもなかなか踏み切れないのは、よそでは設置も半分、電気料も半分以上を各地区が持っているという部分で、こういうふうにLEDにかえるときも、多分半分は地区が持つのかなというふうに、私は単純に思うんですが、それでなかなか進まない部分がある。ただ、美浦村の場合はすべて、村が電気料も器具も持っていますので、地域には負担をかけないという部分では一律うまくいくのかなというふうに思っております。

とにかく電気料がここ上がってきておまして、去年の補正のときにも100何十万か皆さんにお願いして上がりました。街路灯の部分で。そういうことから考えますと、全体的に半分ぐらいになるというのは、ものすごく自治体にとっても魅力的。

そして、議員おっしゃるように年間4万時間というのと大体4年半かそのぐらいの、24時間つけっ放しの場合ですね。それが8時間になると3分の1なので、10年ぐらいはもつだろうという部分があります。果たして今、取手市の話をされましたけれども、何年間これを保証してくれるのか。

実際、8時間しかつけていないと、4万時間というのと多分10年以上、それまでのまだ実績がLEDにはないだろうというふうに思っております。でも、精度上そのぐらいはもち

ますということなので、いろいろな機器の、要するに本当に耐用年数としてどのぐらいあるかというのは、まだ、規格の中ではうたってありますが、実際10年間運用してきた部分がまだないというふうに思います。そういう意味でも、安心して、安全な、保証してもらえるようなところは、一つの条件に入れていかないとだめだろうなというふうには思っております。

そういう意味でも、今回国の方針で、学校関係は特に、元気交付金の部分で村が余り持ち出さなくてもできるというふうなことも踏まえて、今回総体的には学校関係では3億4,000～5,000万出していますかね。それが、ある程度採用されるということであれば、この照明も含めて採択をしてもらえればなというふうに思っております。今、国の方には出してありまして、おおむね採択になるだろうというふうなところでありますけれども、採択になりますれば、25年度になりますけれども、事業は24年度の中の補正の中で皆さんに提示をしながら進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、街路灯についても、ここ何十年も地元の電器屋さんに区長さんがお願いして、修理・修繕をやってきていただいたのに、ここで一括全部取りかえるときには、じゃ、村内の業者じゃなく、一本で出すと、多分村内の業者はどこも取れなくなってしまうだろうということもあります。そういう意味で、担当課の方から、どれだけの業者がふだん、修繕やそういう点検をしていただいているのかなというのを確認したら、先ほど10社ぐらいありますよということなので、今までやってきてもらった部分もあれば、その後、これが交換になってしまうと、ほぼ8年から10年は一切電話もかけないで、仕事もなくなるだろうというふうに思っております。その辺も、大きな仕事をぼんと出しちゃっていいのかという部分もあります。リースに近い値段で合意ができることを私は望んでおりますけれども、これに関しては結果が出てみないとちょっとわかりませんが、できるだけ今までやってきてくれたところにも、そういう部分をお願いできればなというふうに私は思っております。

○議長（石川 修君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開時間は、午後1時といたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） それでは、一般質問通告書に従って質問をしていきます。

初めに、美浦村職員の給与水準についてお尋ねをします。

地方公務員の給与は、8年連続で国の職員の給与を下回っていましたが、昨年4月から2年間に限って、東日本大震災の復興財源に充てることを理由に、国家公務員の給与7.8%を臨時的に減額をいたしました。このことによって、9年ぶりに地方の全自治体の87.5%に当たる1,566の自治体が国家公務員の給与を上回り、ラスパイレス指数が107%という数字を示しました。

この数字については、国家公務員の給与算定に、部長・局長・次官等の高級官僚の給与や地方手当等が除外となっているので、一概に比較するのは難しいと考えますが、美浦村の置かれている給与水準はどのようになっているのか、県や他の市町村と比較してどうなのかお尋ねをいたします。また、全自治体のラスパイレス指数は107%ということですが、美浦村はどのくらいの値なのかお伺いをいたします。

次に、緊急通報システムの摘要基準についてお尋ねをいたします。

美浦村においても高齢化が進む中、ひとり暮らしの方や老夫婦世帯の方がふえておりますが、現在適用となっている緊急通報システムの適用基準とその世帯数をお伺いをいたします。

また、年齢に関係なく、単身の障がい者はどのくらいいるのか。家族が仕事で一人のときが多くなる75歳以上の世帯は、どのくらいあるのかをお伺いをしたいと思います。

以上、2点について担当部長の答弁をお願いをいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの下村議員ご質問の美浦村職員の給与水準についてをお答えを申し上げます。皆様のお手元に、平成24年茨城県内市町村のラスパイレス指数等の状況という資料をお配りしておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

地方公務員の給与改定に関する取り扱いに関し、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、国に準じて必要な措置を講じる要請があったことにかんがみ、全国の県・市町村ごとに、給与・手当等に関する状況を比較した調査を実施をいたし、公表をされました。

状況を見てもみますと、地方公務員給与実態調査から、ラスパイレス指数が国家公務員を100とした場合、給与水準全国平均が107.0ポイントで、下村議員ご指摘のとおり、100を超える地方公共団体は1,566団体、全体で87.5%を占めてございます。市町村のラスパイレス指数平均は、103.3ポイントとしてございます。

茨城県内のラスパイレス指数状況を見てもみますと、県が109.4ポイント、市町村の平均が105.3ポイントで、措置前で97.3ポイントとなっております。参考までに、全国で県の最高は、静岡県111.7ポイント、最低が100.2ポイントとなっております。全国と比べますと、県内の市町村の平均は、2ポイント高い結果が出ております。

参考までに、本村を含めた近隣の状況ですが、一般行政職のラスパイレス指数から見ますと、国が減額措置を実施後の指数ですが、阿見町が措置後で107.7ポイント、これは県で4位となっております。稲敷市が103.6ポイント、これは38位です。牛久市が104.1ポイント、29位。龍ヶ崎市が105.7ポイントの14位、河内町が100.0ポイントで44位となっております。本村は106.6ポイントで、県内で8位に位置している結果が公表されております。参考までに国の減額措置実施前では、98.4ポイントで、県内11位となっているといった状況でございます。

本村のここ数年のラスパイレス指数を見ますと、平成17年は99.3ポイント、平成18年は97.4ポイント、平成19年は98ポイント、20年は97.5ポイント、21年は96.7ポイント、22年は97.8ポイント、23年は98.1ポイントという形で推移をしております。

このラスパイレス指数については、国の行政職の総合的な給与水準の比較に用いられる数字を使用しております。地方公共団体の一般行政職の職員の給料と国の行政職俸給表適用職員の俸給額とを、学歴別・経験年数別に算出して対比させたもので、国を100としたものでございます。

この指数計算に当たっては、国のように階層ごとに数千・数万人いる、職員の多い団体と全国自治体でも職員の少ない団体とで、同じ指数算出表を使用して実施していることに、多少無理があるものと考えられるわけでございます。よって、ただいま申し上げました学歴別や経験年数別でも、職員数や基本給額によって差が生じることとなりまして、一概に高い・低いという判断はできないものかと考えます。

国は、国に準じた人件費の削減努力に応じて交付税の額を国の方針により反映していくような考えを示しておりますが、現在のところ具体的な対策については示されておられませんので、本村がどの程度に該当するのかはまだわかっておりませんが、今後の実施いかんにより決定されるものと考えております。

以上、全国・県・本村を含めました近隣の状況についてお答えを申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、下村議員ご質問の緊急通報システム適用基準についてお答えを申し上げます。

ひとり暮らしの高齢者が、住宅内での急病や事故、その他の理由などの緊急事態に陥ったときに、本人が機器のボタンを押して稲敷広域消防本部に通報し、安否の確認をするシステムを、本村は平成24年度に実施をしております。

適用基準につきましては、美浦村ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱により、村内在住の70歳以上のひとり暮らし高齢者に限定をしております。設置に当たっては地区民生委員の意見書が必要となり、貸与に係る個人負担は無料となっております。

次に現状ですが、設置世帯については60世帯です。設置世帯から稲敷広域消防本部への

通報では、平成24年4月から平成25年2月末で、救急出動は4件ございました。

次に、障がい者の人数は、障害者手帳所持者で身体障害・知的障害・精神障害の方を合わせまして、657名となっております。うち、住民基本台帳による単身世帯については139名となっておりますが、あくまでも住民基本台帳によるものであり、世帯を分けて同一家屋に住んでいたり、同一敷地内に家族と別々に住んでいたり、また、施設に入所している等、実際の生活状況は把握をできておりませんので、単身の身体障害者の人数については把握をしてございません。

次に、75歳以上の世帯についてお答えをいたします。

まず人数でございますが、住民基本台帳により1,793名で、うち75歳以上の方が世帯員に在る世帯は、1,368世帯です。75歳以上の単身世帯は350世帯となっております。

以上、答弁をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） それぞれ担当部長には答弁をいただき、ありがとうございます。引き続きお伺いをしたいというふうに思います。

国は、復興財源の中の地域の元気づくり事業費、これは3,000億円を用意して、茨城県であるというようなことで、そのうち県が1,950億円、各市町村で1,050億円というふうな振り分けになっているそうですが、この振り分けについて、地方のこれまでの行革努力を反映し、職員と議員の定数や人件費をどう削減したのかという数字に合わせて事業費を加算するとしております。

要は、行財政改革に対して、5カ年の中で職員と議員をどれだけ減らしたのか、ラスパイレス指数の高い自治体は、給与を引き下げしないと地方交付税を削減すると言っている。言葉をかえれば、兵糧攻めで削減を迫っているようにも考えられます。しかも、ただいまの説明にありましたようにラスパイレス指数が美浦村では106.6%、県内全市町村、これが100%以上という状況の中、事業費の加算状況を見ると、事業費削減の大きなウエイトは、むしろ職員と議員数の削減にあるように見られます。

私は、地方のことは地方で決めるのが基本だと常々考えておりますが、県や近隣市町村との関係も当然あると思います。美浦村としてはどのように対応をしていくのか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

次に、緊急通報システムについてですが、ただいまの答弁の中では、65歳、70歳もそうなのですが、それ以下でも同様に、単身の身障者に対しては、適用対象外となっております。しかし、安心・安全を確保する上からも、私は本システムに適用すべきと考えます。

また、家族がいても高齢者が、1人になる機会が多い方についても、同様に適用対象とすべきじゃないのかなと思います。この点につきましても、担当部長の方から再度答弁をお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、下村議員の再質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

本村は、職員数につきましては、毎年定員管理を実施をしてきてございます。平成13年度の190人をピークに、年々1名から4名の間で減少をしてきており、平成24年度には169名に減少をしているといった状況でございます。

職員給与に関しましては、平成17年度以降、19年度、21年度、22年度に給与の改定、平成18年度の給料表の全面改定の実施をいたしております。このときはマイナス4.8%から7%の間で改定を実施してきております。平成23年度に40歳以上を対象にした改定、これがマイナス0.5%等を行ってまいりました。

また、平成18年度には、特殊勤務手当、旅費日当の廃止、そして、管理職手当20%の削減と撤廃及び減額措置を村独自の削減施策として実施をしておりまして、人件費に対する見直しを随時検討いたし、実施努力を行ってまいりました。村で廃止した特殊勤務手当について、国では現在27種類ございまして、業務内容に応じ支給されているといった状況でございます。

また、村では地域手当は支給をしておりませんが、国では、東京都特別区を一級地として18%の支給を最高に、勤務地を6段階に分け、都市部を中心に手当が支給されております。茨城県内でも、13市町が国の支給対象地域となっておりまして、茨城県でも、県内地域で3%、茨城県内14の市町村でも8から2.5%の地域手当を支給をしているというのが実態でございます。

平成25年度の地方交付税における地方公務員給与費につきましては、閣議決定に沿った水準を標準的なものとし、基準財政需要額を算定するようございまして、また、新たな費目として、給与削減等を加味した地域の元気づくり事業が参入されるとのことでございます。地方交付税は一般財源であるために、当然人が限定されるものではございませんが、調査等があるかについては、現時点では不明であるといったことでございます。

以上、再質問についてのご答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 下村議員の再質問にお答えを申し上げます。

現在の緊急通報システムの適用基準につきまして、今後は障がい者の方の実情把握に努めて、現在の要綱の見直し等も含め、総合的に検討を行い、日常生活に不安なく安心して暮らせるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、家族がいても高齢者が一人の機会が多い方についても、同様の適用対象とすべきとご質問でございますが、日中、高齢者が一人の世帯については、家族一人一人の生活状況について関連が出てくるわけでございますので、何名の方が該当するかは把握をしておりませんので、緊急通報システム設置については、現状では難しい状況でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ただいまありました緊急通報システムについては、特に障がい者、その人については、ちょっとした火災でも、自分では行動を起こせないような状況に恐らくなると思います。そうしたときに、スイッチ一つで消防署の方に連絡できるというようなことは本当に安心して生活できるものだと私は思います。したがって、単身者の障がい者等については、できるだけ速やかな対応を期待をしたいというふうに思います。

それと、日中一人になる高齢者については、ぜひ、これは検討していくべきものだと私は思います。これからこういう人がかなり、お年寄りの方が留守番をやっていて、一人しかいないというような機会がふえてくると思いますので、その辺についてもぜひ検討の上に乗せて、話し合いをしてほしいなというふうに思います。

それと、あと地域の元気づくり事業費の対応については、先ほど言いましたように、事業費の大きなウエイトを占める、それぞれ議員数を含めた職員の削減とかそういうものは、今からはもう間に合わない。過去5年にさかのぼってですので、そういう状況であります。そういう各地区で、ただそういう行動が起きたときに、近隣の市町村でも下げているんだよというような状況には、やはり美浦村も呼応すべきだと私は思います。

したがって、今、部長の方からありましたように、美浦村ではあらゆる手当をカットをしてきているというのにも勘案をして、県内の状況等を見て、ぜひ、村長の方で判断をしていかざるを得ないのかなというふうに思います。したがって、最後に村長の方から、その辺の答弁をいただいて、私の質問を終わりにしたいというふうに思います。村長、よろしく願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

村長、声が拾えないと言うから、ちょっとマイクのそばで答弁してください。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員の美浦村職員の給与水準についてということで、これについては、議員も国の方針等、質問の中で話が出ました。そして、美浦村の現状は、今、総務部長の方から、何年もかかって職員の削減、そしていろいろな手当の削減も実施してきたところでもございます。

実は、茨城県の町村会12ほどあるんですけれども、1月24日に、要望先は国会議員、全部で9名ほど、衆議院議員に9名ほどおります。ちょっと名前を言いますと、石井啓一議員、それに梶山弘志議員、田所嘉徳議員、そして丹羽雄哉議員、葉梨康弘議員、石川昭政議員、新谷正義議員、永岡桂子議員、額賀福志郎議員と、これは衆議院議員、9名でございます。もう二人、参議院議員の岡田 広さんと長谷川大紋さんと、全部で11名になりますけれども、要望書を町村会として出してございます。

この中で、地方公務員の給与は、基本的に地方自治体において自主的に決定すべきもの

であって、地方公務員の給与額の決定に関して国が干渉することは、地方分権の本源にかかわる問題であり、地方自治体の自主性を阻害するものであるというふうな文面の中に入れてございます。

地方交付税を給与削減等の政府の政策誘導手段として利用することは、財政力の弱い自治体ほど大きな影響を受けることとなり、地方交付税の固有財源としての位置づけを根底から否定するものであり、到底納得できるものではないというふうな部分も文言の中に入れてございます。

議員おっしゃるように、茨城県の12町村会の中では、今回、国に賛同するのではなく自主的に、自分たちの自治体の部分ではやっていこうというようなことで一致をしているところでもございます。ただし、32市、市長会においては、そこまで出しているかどうかというのは確認していないんですが、違うところで市長会の方にも文面が、政府の2013年度地方財政対策及び地方公務員の給与等に関する国への献策の要請ということで、これに関しては、市の方の文面も、全国市長会の緊急アピールというふうな形で、文書が回ってきてもございます。

そういう意味で、震災において国も財政的には大変な状況は、これほどこの自治体もわかっていることなんですけれども、今回の給与削減においては、そういう町村会、そしていろいろな団体からも要請も来ておりますし、当然、職員は生活給ということもありますので、ここ、政権が変わって円高デフレを解消し、というところで、今いろいろな社会状況の中で、いろいろなもの、外国から輸入するものが高くなっております。生活的には一番、今はガソリンとか、それから一般の生活の中でも食料品等の部分でも値上がりがあるというところで、果たしてこれを下げてまでいって、果たして経済的に2%の成長を達成できるか。給与が少なくなれば、皆さん、みんな、生活の中でも自粛しなくちゃいかんということもあります。そういうこともあって、できれば民間では給与を上げるというようなことをやっている事業体、企業もありますけれども、私の意見としては、できるだけ給与を下げないで、そういう消費の中に回していただけるのが、一つの景気の活性化につながるだろうというふうに私は思っております。

しかし、これもいずれ国の方からの考えとして、国に準ずるというふうなところも示しているような県、そして政令指定都市も新聞等でも見られますけれども、近隣の市町村も踏まえて、どのような方向性に皆さんが転じるか、その辺も見きわめて、国は1月1日、退職金までやりましたけれども、茨城県の市町村は4月1日からというようなことも、地方は地方で考えてということでやっておりますから、美浦村もそういうことも考えて、国に倣うということではなくて、自主性を持った中で合意の中で近隣も踏まえて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 通告書に従い、2点質問いたします。

1点目は、デマンドタクシーの運行の改善についてです。このデマンドタクシーに関しては、昨年12月議会で他の同僚議員も含め、取り上げました。そして、執行部答弁では、この3月議会までには新しい方向性を示すということで、先月開催された全員協議会の場にてその報告を受けました。

内容に関しては、予約システムの改善、当日予約の可能への拡充、運行車両の変更、ワゴン車両の採用、運行時間については、午前8時からの1時間ごとの運行便への変更と、私が12月議会で他の自治体の運行状況を示したものを採用していただいて、非常にうれしく思っています。

そのことをお伝えした上でお尋ねしますが、一つ目は、稼働率と委託料に関してです。これまでは、稼働率については、データの把握もないし、目標設定もないとのことだったと認識しています。平成25年度予算案を見ますと、委託料は24年度とほぼ同額となっています。委託料がほぼ同額ということは、これまでの稼働率、データがないという前提ですけれども、よりも実質的に上げていくということにはなっていないと推察されますが、稼働率に関してどのような目標を設定しているのでしょうか。

仮に稼働率を上げていくということになれば、委託料の変更もあるのではないかとということが考えられますが、稼働率と委託料との関係について、どのような目標設定・基準を設けているのか質問します。

二つ目に、事業者との業務委託契約についてです。この件については、私が12月議会でも取り上げた後、複数の住民やタクシー事業者から問い合わせ、意見が寄せられました。共通して指摘されたことは、1社のみとの契約だから、稼働率・ドライバーの対応・予約受付オペレーターの対応といった問題が発生するのではないかとということです。かなり厳しく叱咤されている状況ともいえます。

12月議会の答弁では、現状でデマンド交通の認可を受けているのは、村内では1社のみであるということでした。さきで開催された全員協議会の場では、この件について、改善項目としての報告がなかったもので、引き続き、1社のみとの契約と想定されるわけですが、他のタクシー事業者から言わせれば、認可の基準が厳しく設定されているわけではなく、村との委託契約を前提とすれば、即認可されるとのことです。そこで、陸運局等との関係でデマンド交通の認可について、その条件・基準がどのようなものか説明していただきたいと思えます。

さらに、昨年12月議会での複数の事業者との委託契約、持ち回りでの委託契約、5年ではなく2年くらいでの契約が望ましいとの私の提案についてどう判断されるのか、説明を求めます。

三つ目に、昨年12月議会でも、予約受付オペレーターはプロフェッショナルでなければな

らないと提案しました。稼働率を上げる利用しやすい運行体系を構築するという事は、予約受付オペレーターの技術水準をレベルアップすることなしに可能とすることは困難と考えます。予約受付システムに関して、委託事業者に改善策をゆだねるのみのか、村として何らかの改善策を模索、構築するのか、答弁を求めます。

この予約受付システムについては、デマンド交通体系の重要な部分ですので、村としての改善策なしには、地域公共交通システムの改善・充実はあり得ないと考えます。困難な課題であることも想定されますが、一言で言わせてもらえば、改革の一環として実質的な改善方策を示していただかなくてはなりません。事業者任せというわけにはいきません。どのように考えているのでしょうか。

四つ目に、データの把握についてです。利用者の声、アンケートの収集はもちろん必要かと思うところですが、事業者が収集するさまざまな運行データが今後のデマンド交通運行をよりよくしていく上で必要と考えます。時間ごとの利用者数、行き先などについてです。利用動向を把握、分析すること、そして、そういった分析に基づき、地域公共交通会議等の開催を通じて、より利用しやすいデマンド交通体系を構築できると考えますが、この点について、執行部の考えを聞かせていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

生活保護の支給基準が引き下げられることが、政府において閣議決定されました。生活扶助の部分で6.8%引き下げられる見込みです。生活保護支給基準の引き下げに連動して、関係する諸制度、就学援助制度、国民健康保険税の減免制度、窓口での一部負担金の減免または徴収猶予、介護保険料の減免制度等の認定基準に影響が生じることが予想されます。認定における所得基準が生活保護支給基準と関係があるからです。村として、どのように対応されるのでしょうか。

私個人としては、これまでどおりの基準ということで対応していただきたいと考えます。低所得者、子どもから社会福祉の恩恵を引きはがすようなことは、認めるわけにはいきません。財政の観点ということでは、規模・金額を膨らませる必要は生じません。これまでどおりにしていただきたいという趣旨です。

以上、デマンド交通と生活保護関連について、1回目の質問とします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢 清議員のご質問にお答えを申し上げます。まず、第1点目の稼働率でございます。

稼働率については、今、手元に資料がございませんので後でお示しをしたいと思います。この委託料の内容につきましては、やはり1,200万円、24年度で契約をしております。それにつきましては、運転手の給料が大部分を占めているという状況でございます。稼働率については、今お話ししましたように、後でお示しをしたいと思います。

委託契約の状況についてお答えを申し上げます。

委託契約につきましては、委託事業者が会社の中に運行管理者、旅客自動車運送事業運行管理者の資格を持った方が1名以上必要だということと、もう一点は、会社として一般乗合旅客自動車運送事業の認可があることが条件となっております。そのため、現在美浦村内のタクシー業者の中で、1社のみがその二つの許可と認可を持っておりますので、そちらに現在、委託をしているという状況でございます。

この参入につきましては、やはり議員おっしゃるとおり、この認可が必要ということでございますので、その点については、国土交通省関東運輸局茨城運輸支局の認可となります。認可にはやはりいろいろな条件がございますので、詳細については、こちらでは今、手元に資料がございません。

続きまして、3点目の予約受付オペレーターの水準についてでございます。

現在、予約受付オペレーターは2名、会社から委託しましたシルバー人材センターの方から、2名来ております。先ほどのご質問のとおり、やはり受付オペレーター、その専門の方が当たるべきではないかというご質問と、もう一点は、システムの問題でございます。

現在、特別なシステムを用いているわけではございません。2名の方がシステムを用いないでやっているという状況でございます。このシステム導入につきましては、やはり阿見町さんとかいろいろな自治体で、デマンド交通システムを運行している自治体につきましては、導入している自治体もございます。やはり数百万、導入にはかかっているという状況がございます。その経費を抑えて、やはり2名体制で行っているという状況でございます。今後、この点につきましては、予約の受付に適した人材を配置するように事業者へ指導しております。

4点目の運行のデマンド交通システム事業者のデータで、行き先、時間別行き先データにつきましては、これについても現在手元にごございませんので、後でお示しをしたいと考えております。

それでは、私の方から、前回の平成24年12月全員協議会及び12月議会の一般質問等ございましたいろいろな問題点の改善点について、再度ご報告をしてみたいと考えております。まず、苦情のありました主な3点についての対応でございます。

1点目は、「受付センターにおいて運行車両の関係から予約を断ったことは」についての対応といたしまして、委託業者に今後は車両の変更及び予約時間の調整等を行い、断らない指導をしております。

2点目の先ほどご質問のありました「オペレーターに対する苦情」でございますが、委託業者に受付に適した人材を配置するように指導いたしました。

3点目の「デマンドタクシー運転手に対する苦情」でございますが、この1点につきましても、委託業者にさらなる社員教育を行うように指導しております。

デマンド交通については以上でございます。

続きまして、生活保護費削減に関する他の諸制度についてお答えを申し上げます。まず、

生活保護についての人数等の生活保護受給者の人数等のことについてお答え申し上げます。

生活保護法6条に規定されております、現に生活保護を受けている者は平成25年1月末現在で、97世帯、139人、そのうち中学生が2名、小学生が5名となっております。

それと、生活保護関連でございます。

続きまして、国民健康保険税の減免及び一部窓口負担金の減免徴収猶予について申し上げます。

美浦村国民健康保険税条例第26条及び美浦村国民健康保険条例施行規則第31条に定められている減免または徴収猶予の対象となる所得水準の取り扱いについて、生活保護法による基準生活費の何倍という数字は、そのまま変わりはないかというご質問についてでございますが、本村における国民健康保険税や一部負担金の減免等基準につきましては、生活保護法による基準生活費の何倍という基準を一部採用しているところでございますが、具体的な数字につきましては、国の考え方を理解するとともに、近隣市町村の動向を参考にしながら、適切な減免が行われるよう、今後検討してまいります。

関連して、介護保険料の減免基準についてお答えを申し上げます。まず、美浦村介護保険条例第12条につきまして、保険料の徴収猶予を載せてございます。

第1項は、第一号被保険者は、主として生活の生計を維持する者が、震災・風水害・火災、それらに類する災害により住宅・家財またはその他の財産に著しい損害を受けたとき。

第2項は、第一号被保険者または主として世帯の生計を維持する者が死亡したとき、またはその者が心身に重大な損害を受け、もしくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

第3項は、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したとき。

第4項は、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと、となっております。

同13条の介護保険料の減免についても、第1項から第4項について同様に定めてございます。

保険料の徴収猶予と、保険料の減免につきましては、生活保護費が算定基準になっておりませんので、国の生活保護費の削減に関連がございませんのでよろしく願いいたします。また、これら介護保険料の減免については、介護保険料賦課通知書に記載をして周知をしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、岡沢議員のご質問のうち、生活保護費削減に関する他の諸制度のうち、就学援助制度にかかわる部分についてご説明申し上げます。

げたいと思います。

岡沢議員ご指摘のとおり、生活補助基準が見直しをされますことによって、他の多くの制度がその影響を受けてまいります。就学援助制度につきましても、その影響を受ける制度の一つでございます。

それで、最初に、準要保護制度の概要について申し上げたいんですが、準要保護制度というのは、各議員ともご案内のこととは思いますが、村内に住所を有し、村内の小中学校に通学している児童生徒の世帯で、生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると、教育委員会が認める世帯に対して、就学費用の一部を援助するという制度となっております。

生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度というのは具体的にどういうことかと申しますと、美浦村では世帯全体の前年度の収入合計が当該年度の生活保護法による生活保護基準額、年額の1.2倍を乗じて得た金額未満で、かつその状況が本年も継続しているという世帯について、準要保護を該当をさせております。ちなみに平成25年1月現在、60世帯・96人が該当をしております。

それで、この既に該当をしている世帯が、今度の生活保護の法の基準の見直しが行われたことによって、当然これは生活保護の基準がその準要保護の認定の基準の基礎となっておりますから、そこを見直されますと、この60世帯・96人の方が該当をしなくなるという可能性は想定はされます。しかしながら、現在その生活保護の基準の見直しの方の詳細が示されておりませんので、具体的にこのうちどれぐらいの人が該当をしこないかということは、今の段階ではちょっと申し上げられないような状況でございます。

それで、岡沢議員の質問の趣旨なんですが、こうしたことで、準要保護に該当しこない世帯については、その部分を村の方で見られないかと。そこに新しい財政負担は生じないんじゃないかというご質問でございました。

この今回の生活保護の見直しにつきまして、国の方ではこのように言っております。国は、国の制度については、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとするという考えを示しております。国の制度としての生活保護者への就学援助に関しては、国の方でこのような考えを示しておりますので、国の方の制度については、これに沿った形で影響がない形で措置が行われるというようなことで考えております。

準要保護の方なんですが、準要保護制度は、地方の単独事業として実施をしております。これについても国が考え方を示しております、このように国は言っております。国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自自治体において判断していただきたいと、そういうことで国からの依頼が来ております。また、下村文部科学大臣は会見で、自治体にもお願いし、基本的に現状維持で対応するようお願いをするというようなことも会見

で述べております。

こうした国からの要望、そして、大臣の会見での発言を受けた形で各自治体が対応するという事は、準要保護制度が地方単独事業でありますので、国の制度の見直しによる、新たな財政負担を各自治体が負うという結果になってまいります。

岡沢議員、新たな財政負担はないのではないかとということでございますが、生活保護の部分から準要保護に、当然、生活保護が厳しくなりますから、そこから準要保護に移ってくる方が多分出てくると思います。その部分については、地方の新たな財政負担が出てくるのかなというふうに思っております。

こうしたことから、準要保護世帯の認定基準を緩やかにするという事については、国からの依頼の趣旨も考慮しつつ、他市町村の動向も見きわめながら、美浦村としても対応を検討してまいりたいということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 再質問に移ります。

デマンドタクシーの稼働率と委託料についての関係なんですが、現在稼働率については手元に数字がないので後で示していただくという答弁でしたけれども、12月議会では、稼働率そのもののデータをとっていないという答弁だったので、ちょっと難しいのではないかなと私は思うんですが。

それと、稼働率のデータを示してほしいのではなくて、デマンドタクシーの業務委託契約をするにおいて、稼働率をどの程度に設定していく考えなのかをお伺いしているので、改めてその方面での答弁をいただきたいと思います。

それから、事業者の認可についてですけれども、ちょっと私、聞いていて不思議に思ったんですけれども、デマンドタクシーを5年前に開始するに当たっては、村内4事業者から見積もりをとった経緯があると。そして、見積もりをとった後、入札に変わったという話を聞いているんですが、それは事実なのでしょう。認可の予定もない、認可を受けられない業者から見積もりをとったということはちょっと考えられないんですけれども。

さらに、村内の一事業者だけじゃなくて、三つの事業者がこれから認可を受けることは可能か不可能なのか、もし執行部でわかれば答弁いただきたいと思います。

次に、予約オペレーターについてですけれども、事業者に対して適切な人員を配置するよう指導したとおっしゃられたということは、この5年間、適切な人員の配置がなかったということ把握しておられるのじゃないかと思うんですけれども、じゃ、適切な人員とはどのような人員なのでしょう。言葉では簡単ですけれども、私はあえて申し上げませんでしたけれども、失礼に当たるので、住民の声の中で、やはりシルバー人材センターでは難しいんじゃないかという声も上がってきています。ただ、それは私の方からはなかなか言いづらいこともあって言えなかったんですけれども、その適切な人材というのはどう

考えているのか。

あと、それから人材もそうですけれども、システムなんですけど、これも数百万かかるということなんですけれども、例えばデマンドの予約受付システムのソフトとパソコンを導入するだけでも300万ぐらいかかると、これは以前、部長からお話を伺ったこともあるんですけども、やはりシステムが機能しない限りは、適切な人員というだけで予約受付システムがよくなるとは、ちょっと疑問を感じます。

ですから、もしそのシステム導入で経費がどのくらいかかるか精査していただいて、その面でも何千万というのであればそれは問題ですけれども、許容範囲内であればシステムも新しくしていくということを考えていただきたいと思います。

それから、さらなる社員教育、断らないように指導ということも述べられておりましたので、それは今後の経過を見ていかなければならないことだと思います。デマンドについては、以上、再質問とします。

生活保護関連ですけれども、国の制度の趣旨と他の市町村の動向を考慮して、これから決めていかれると思いますけれども、これは私、就学援助もそうですけれども、社会福祉の恩恵から外されるような制度、あるいは法改正によって外されてしまうようなことがないように、再度要望したいと思います。

就学援助については、教育次長から説明がありましたけれども、美浦村においては生活保護基準生活費の1.2倍以下となっています。私は、県南の自治体をいろいろと調べたんですけども、結構1.3倍とかというところが多いんですね。1.1倍というところもありますけれども、ですから、美浦村は基準としては厳しいんですね、1.3倍とかいうところを比べると。厳しいんですけども、就学援助を受けている生徒の率からすると多いんですね、数値が。

だから、やっぱりこれまで就学援助を受けていたのに、それが受けられなくなることは、非常に私は悲しいことだと思いますので、これは要望になりますが、そのような方向で検討していただきたいと思います。

12月議会での、平成25年度予算に関する質問で教育長は、教育の質を落とすような予算編成は絶対やらないとおっしゃっていました。教育の質と就学援助はイコールではないんですけども、私が議員になる前にこの議会を傍聴したときも、教育費の拡張ということで村長は、教育は未来への投資だとおっしゃっていました。それは今も変わらないと思いますので、その方向でやっていただきたいと思います。

以上、再質問とします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員の再質問にお答えを申し上げます。

デマンド交通の稼働率についてのご質問でございます。

私の方で考えておりますのは、平成25年度より1日8便、午前8時から午後4時までの

出発時間制といたしまして、そのような形で1日8便の稼働率と考えております。平成24年度までは、随時出発ということで行っておりますので、その辺の稼働率の設定自体が若干違ってくるのかなと考えておりますが、25年度の稼働率については、改善点といたしまして1日8便。これは、2台出発の条件で1日8便、延べ16便ということと考えております。

○議長（石川 修君） 執行部の方、静粛にしてください。

○保健福祉部長（浅野重人君） 続きまして、5年前の事業者の認可等の経緯についてでございますが、これについても現在、資料が手元ございません。どのような経緯で、そのように認可のない事業者からも見積もりをとったというお話でございますが、その辺は現在手元に資料がございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、3点目の予約オペレーターの適切な人員配置ということはどういうことでしょうかというご質問でございます。これについては、苦情等にもございましたように、やはり親切丁寧な、確実な予約のできる方が適切な人員配置ということで考えてございます。ですから、今までは親切でなかった部分、丁寧でなかった部分があるのかなと感じております。

それと、システムの導入でございますが、現在までデマンド交通システムの受け付けにつきましては、利用日の前日だけでございました。ですから、システムを導入しなくても受け付けはできたということでございます。

市町村によりましては、受付日を3日前とか5日前とかに設定している市町村もございますけれども、美浦村の場合は1日前に限定しておりました。

今後、平成25年度からは前日と当日の1時間前までの予約が可能として改善をしてみたいと考えております。また、25年度から当日便の1便・2便については、あくまでも時間の関係上、前日予約のみとさせていただきます。

それと、続きまして生活保護の部分でございます。生活保護の部分については、まだ国から基準を示されていないという状況でございます。国では、約6.5%の削減ということを既に発表しております。これは、平成25年8月から実施をするということで聞いてございます。

厚生労働省の試算によりますと、生活扶助基準額が削減される大きな世帯については、都市部の世帯と、逆に町村部については、減額幅が低いということも新聞等で報道されている状況でございます。

美浦村の生活保護費については、6段階のうち3級地の1ということでございます。そちらに当てはめた金額が生活扶助費となっております。

換算表については、年齢別の、その世帯に何人いるか。また、その世帯に障がい者が何人いるか。また、義務教育に当たっている児童生徒が何人いるか、そういう形のものを積算しまして、その家庭の生活扶助費、生活保護費となってございます。ということでご理

解をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 岡沢議員の再質問に対して、お答えを申し上げます。

美浦村の教育水準を下げないということは、これは美浦村に限らず、どこの市町村でもそれはもう大原則だろうというふうに思っております。

学校教育に限定すれば、今、美浦村は一つの中学校、三つの小学校で、児童生徒の数が大体1,300名ぐらいということで、その全体を考えた教育の水準を下げないというようなことを申し上げているつもりでおります。

今ご質問にありますような、準要保護世帯というのは、先ほど次長の答弁にもありましたけれども、平成24年度は60世帯・96人ということで、まだ国の基準引き下げの明確な線が出ていませんので、今のところ何人該当するかというのはわかりませんが、大体5%ぐらいだろうと。ですから、100人として見ても、大体5名とか6名ぐらいのことじゃないかと。

また、準要保護世帯に当たったとしても、予算的にはそんなに多額な額になりませんので、全員措置をしたとしても、村長から、だめだというような回答は得ることはないだろうと思っておりますので、そういう方向で考えていきたいと。できるだけ今該当している人たちがごっそり外れるような対応はしないような方向で、教育委員会で検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 最後の質問になるわけですが、まず稼働率については、1日8便ということ、が稼働率と考えているということですが、私が稼働率の話をして12月議会で取り上げたときに、美浦村の1日の利用者数、実績が平均12.7人で、そして、同じ人口1万7,000近くの山形県川西町では43.4人が利用していると。そういった意味で、稼働率ということで私は関連づけていたんですが、1日ただ、8便2台で運行するというだけでなく、利用するコースとか利用者数も変わってくるわけですから、1日8便やっとなんか少なく運んだ方が、事業者は言葉は悪いんですけども、楽なことになるわけです。そういった意味での稼働率というものを前提に置いて、委託業者といろいろ相談していただきたいと思っております。

それから、前日予約のみから当日予約も可能になるということですが、1時間前までは可能ということになるということも、予約受付業務としてはかなり難しくなるのではないかと。人数とコースとの関連で。前日までわかっていたら、予定は立つわけですが、そこに当日予約も入ってくるということになりますと、かなり予約業務も難しくなることがあろうと想定されます。そういった意味でも、やはりきちんとしたシステムと人員ということで改めて要望したいと思っております。

それから、認可と複数業者との業務委託の問題ですが、もし村内の事業者で1社

のみしかどうしても無理なんだと、認可も受けてもらえないということであれば仕方がないと思いますが、住民からは複数だという声が多いわけですから、もし、その方向性が可能だとなれば、やはり複数ということも考えていただかなければならないかと私は思っています。そういった面でも、可能なのか不可能なのか、今わかるのか、それがわからないのかだけでも教えていただきたいと思えます。

生活保護関連については、おっしゃる趣旨はよく理解しました。また、教育長からは、私の要望にこたえていただけるという趣旨での答弁をいただいて、本当にありがとうございます。以上。

この質問で答えていただきたいのは、認可の問題、複数の業者問題、このことのみ質問とします。以上で、3回目の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員のデマンド、これについては、当初始まる前の年に村内の業者、タクシー業者を全員、全社といっても3社だけなんですけれども、呼んで一応、村でこういうデマンドの運行をしたいということでお願いしたら、1社は辞退ということで、2社が一応参加した経緯があります。

その中で、年間、車2台、そして陸事、陸運事務所の考え方は、1台の予備車を常に備えておかなければならないという中で、マイクロバスを1台、18人乗りの予備車。ところが、陸事の縛りが予備車はあくまでも、運行する車が壊れたときじゃないと予備車は使えないと。私は、何のための予備車なのかよくわからなかったんですが、最初、事業者とは、そういう意味でマイクロバスを用意しますというのは、予約がいっぱいあったときには18人乗りで対応できるものなのか、というふうに思っていたんですが、いかんせん登録車、セダンが2台という中で、マイクロバスは1台も、1回も使わなかった。

それは陸事に問題があったのか、業者また村にその部分が理解できなかったのかというのは、業者の間とは、予約が多いときにはマイクロバスでやります、で、私は当然動くものだというふうに思っていました。ところが、動いている車が壊れなければ、予備車は使えませんと言うんですね。

そういうものまでは、知識的に当然使えるものだと思っていた部分があるので、今回はそこを見直しまして、18人乗りでは、当初、村内全部、いろいろな道路全部行けますよと。村内は、道路を舗装するのには4メートルを最低限ということにしておりますので、そういう意味では4メートルがあるということで、18人乗りが行けるという部分がありましたので、ところが、村内いろいろなところを歩くとマイクロバスでは行けない場所があるということが後で判明したということで、今回は予約を断らないという部分を一つ業者との間で打ち合わせをしまして、それで、マイクロバスじゃなくてワゴン車を使用するという事で話を進めてございます。

そういう中から、あとは議員がおっしゃるように、複数の会社に参加してもらうという

ことは、確かにいいことだと私も思っています。それならば、一つの会社でいっぱいなときは、もう一つの会社にお問い合わせをすれば、セダンでも十分間に合うんじゃないかという部分が成立するかと思うんですが、ところが、多分この1,200万という年間の使用料については、車代・運転手を含めて、多分2台がその運行の条件なのかなというふうには思っております。

それは、あと1台ふえる、4台になるという部分になると、もっと費用的なものは変わってくるだろう。運転手の確保。そしてまた、別な会社でも、そういう車を用意すれば、要するに予備車も用意しなくちゃならないということが多分発生してくるだろうなというふうに思っております。その辺は、一つの会社でなくて、デマンドとしての会社をつくって、そこに参入するという部分になってくれば、また変わってくるのかな。予備車1台でも十分だろうというふうなことは考えられます。

5年で見直しということで、今回その見直しの部分をやっておりますけれども、その辺も踏まえて、参加するところがあれば、2社でやるのか、それとも新たに、予備車は1台で、その二つの会社がデマンドとして一つの事業の部分で入ってきてくれるのか、そこは一つのこれからの課題であるのかなというふうに思います。

今回もいろいろな問題点が出てきた。そして、要するにコールセンターが、その費用が最低限5年たないと、その入れたシステムが、要するに費用の部分で消化できないということがありましたので、最低5年ということでやりましたけれども、これが2年・3年では、せっかく整備したシステムが途中で違う会社に変われば、自分のところでその残りの部分を持たなくちゃならないという部分が合ったものですから、当初5年ということでやりましたけれども、今回はそういう部分では少しいろいろな部分で変わってくるのかな。

だから、議員おっしゃるように、一つの会社じゃなくて、デマンドとしての幾つかの複数の会社がそういうものを立ち上げてやっていただくものであれば、一番理想的なものが、私はできるだろうというふうに思っております。これも一つのこれからの、来年度に向けて、また、ことし1年はそういう意味で少し変えましたけれども、来年に向けて、1年1年の今は契約なので、その辺のところを来年度、議員のいろいろな意見も踏まえて、事業者と詰めて、あと陸事の方も詰めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は、2時40分といたします。

午後2時26分休憩

午後2時41分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目は、公民館の文化的役割の拡大についてです。

中央公民館については、昨年の事業報告を見ますと、住民の多様な学習ニーズにこたえ、多種多様な学習機会を提供することにより、地域住民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担い、地域社会における生涯学習の中心的な場として活動を展開し、その成果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会の実現に努めたとありました。

年間を通し、その事業は多岐にわたり、公民館内の事業においても、美浦文化講座では、参加延べ人数405名、公民館登録同好会活動の参加人数も545名と、住民の生涯学習活動の中心拠点としての役割を十分に果たされており、利用されている多くの住民の方々も喜ばれていることに対しまして、改めて敬意を表するものであります。

今回質問をさせていただく文化的役割の拡大とは、公民館の大ホールについてであります。

美浦村公民館等管理運営規程により、現在、健全に運営をされていると認識をしております。美浦村公民館等管理運営規程の第3条第3項において、営利目的団体への貸出しの特例について、公民館等の使用制限等が明記されております。

ここでご紹介させていただきますが、アとしまして、村内に拠点を置く企業等が直接的営利につながらない目的に使用する場合、イとしまして、本村商工会・農協・漁協など、商工農林漁業関係団体が使用する場合、ウ、月謝を取っている私塾であるが、日本古来の文化活動、例えば珠算・書道等の習い事に使用する場合、ただし、この件に関しては多目的集会施設の使用に限ると明記しております。

エといたしまして、月謝を取っている私塾、これはピアノ塾・ヨガ教室等が行う発表会、ただし無料公開を条件とするとありました。大ホールで行われている講演会・映画鑑賞会・観劇等における観覧者のチケット代の金額については一切明記はしておりませんが、現状で見えておりますと、高くても1,000円前後というところで抑えた事業の内容として実施されていると認識をしております。そこで、文化芸術面に限っては、本村において、例えば2,000円、3,000円を払ってでも住民の心をいやし、あすへの活力となる英気を養えるものであれば企画をしてもよいのではないかと考えるわけです。

近年、公民館法の枠を緩和して、文化芸術に触れる機会を提供する自治体の動きが出てきております。隣の阿見町でも、本年4月より一施設を阿見町独自で条例規制等の改正をし、施行されます。文化芸術の向上により、品格のある町にしていくとの町長の意欲が述べられておりました。

さきに述べたとおり、生涯学習や文化活動の充実と活動促進を図る上で、中央公民館は大きな役割を果たしております。現在の公民館大ホールでの稼働率はすばらしく、95.9%と伺っておりますが、より多岐にわたる活動を展開できる施設へと望む上で、規制緩和が

必要であると考えます。頻繁には申しません。数年に1回でも、優良な団体であれば、映画や舞踊団、その他そのような催しを企画されてもよいのではないのでしょうか。村長の見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、AEDの住民講習についてです。

現在、本村において心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAED、いわゆる自動体外式除細動器を公共施設に設置及び貸し出しを行い、村民の救急救命の対策に全力で力を入れております。また、器材があっても使えなければ意味がありません。庁内職員の方々も一度は講習を受け、AEDの使用の仕方を修得され、また本議会といたしましても、一昨年、全議員がAED講習を受け、普通救命講習修了証を取得しております。

しかし、一度受けたからといって、自分の目の前で人が倒れ、心肺停止状態の方に、AEDを使って救命活動ができるかということ、厳しい現実があります。役場職員及び私たち議員も、1～2年に1度は講習を受け、いざというときに備えていくべき使命があるのではないのでしょうか。ちなみに私自身、5回ほど受けておりますが、1年2年過ぎますと忘れてしまうのが現実でございます。ですので、ぜひこの部分も重ねて計画をご検討いただければと思うわけでありませぬ。

いざというときのための防災安全対策費として、国が建物や道路に対し、修繕できる補助金が今後交付され、村民・住民のさらなる安全体制が構築されます。しかしながら、環境だけでは、完全に危険な状態の人の命は救い切れません。そこで大切なことは、自分の命は自分で守る「自助」という住民教育と、自分でできることは全力で遂行する意思を持つこと「共助」であると思っております。目の前で助けられる命を助けようとする勇気を背中から押してくれるのが、AEDを使えるという事実は重要だと思っております。

過日の東京マラソンで一人の方が倒れられ、AEDにより助かったというニュースは、皆様の記憶に新しいところであると思っております。そこでお尋ねをいたします。

一つ目として、村内AEDの利用状況、貸し出しも含めまして、その現状のお示しをいただきたいと思っております。

2点目、村の講座で多くの方に受講できる機会の提供を検討できないか。これは消防署内及び出前講座として、消防署の方に講習をしていただきますが、これは10名程度とか、集団でなければ受講できないものがあり、個人で行ったからといって講座・講習を受けることはできません。そうすると、一般の方はずっと講習を受ける機会がございません。そういう意味で、一般の方でも講習を受けられる機会の提供を行政として考えていくべきではないかということで提案をさせていただきます。

3番目、中学生への講習会の実施ができないか。全国的に大分AEDは普及され、幼・小・中いろいろなところで、教育施設でもAEDは設置はされていますけれども、それを実際に使える人がそこにいるのかどうか、そこが大切であると思っております。全国的にもAEDは中学校・小学校に設置をされて、その教員の講習をしているところもどんどんふえて

きております。そこで、実際に中学生の講習の実施ができないかというのは、中学生、子どもたちのこと、生徒のことを伺っておりますけれども、あわせて教員の講習会を設けたのかどうかということもあわせて伺わせていただきたいと思います。

4番目として、その他ということで、村長の救命について独自の構想があればお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大枠、明快なるご答弁を期待を申し上げ、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、林議員ご質問の公民館の文化的施設の役割の拡大についてのご質問について、お答えを申し上げます。

市町村が設置する公民館でございますが、これは目的・事業・運営方針等が社会教育法に規定をされており、同法に基づき、運営をされております。目的は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することとなっております。

また、運営方針の中では、営利を目的とした事業、それと特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持する事業を行ってはならないといった制約がございます。美浦村でも、この社会教育法に基づく公民館として、村条例・規程等のもと、中央公民館の運営をしているところでございます。

本村の中央公民館でございますが、昭和58年10月に国民年金還元融資資金を受け、建設をいたしました。公共の社会施設として供用を開始しております。以来、社会教育法に位置づけられた公民館として、地域のコミュニケーションを深め、幅広く教養を身につけるための学習の場、あるいは趣味の場として、いつでも・どこでも・だれでもが利用できる、村民にとって身近な社会教育施設としてその役割を果たしてまいりました。

さきに公民館の大ホールの方の利用状況、林議員の方から大変利用されているというようなこととお褒めをいただきましたが、中央公民館の24年度の実績を申し上げますと、大ホールの利用状況としては、各種発表会・研修会等で56件、リハーサルを含めると71件、延べ6,500人が利用しております。また、このほかにも13団体の同好会が毎週定期的に利用をしております。

さて、林議員質問の公民館の利用の拡大の件でございますが、公民館の利用につきましては、営利を目的とした事業、そして、営利につながる行為の支援等に対して、最終的には、林議員の質問の趣旨は、そういう目的であっても、文化・芸術振興の目的であれば、使用の緩和はできないかというようなことかと思えます。

ご指摘のとおり、近年の多様化する村民ニーズや現代的課題に対応する公民館としての姿を考えた場合、これまでの公民館のあり方を見直すことも必要かと考えております。そ

ここで近隣市町村の例を調べてみますと、営利目的の事業が可能になる方法があるようでございます。

公民館の位置づけであります社会教育法を外しまして、地方自治法に基づく公の施設に変更し、同時に施設の名称を変更して運営をしていくという方法でございます。公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する施設のこと、住民の福祉を目的として、その利用に供するために地方自治体が設ける施設ということで規定をされております。

一例を申し上げますと、つくば市がそういうことをしてございます。平成23年4月より条例を改正しまして、これまで社会教育を中心に活動してきた市内17カ所の市立公民館を、地域住民による自主的な学び舎、地域づくり活動の拠点となる地域交流センターとしてスタートをしております。また、これと同時に、つくば市の場合は、生涯学習課を教育委員会から市長部局に組織がえをしているようでございます。

このように他市町村の例を見ますと、営利目的の事業が可能となる方法があるようでございますが、さきに申し上げた変更を、つくば市がやったように美浦村もやろうとした場合、これまで美浦村の中央公民館が果たしてきた役割、そしてまた、実際の利用の面で思わぬ不都合も生じることもないとはいえないと思います。そうしたことから、多方面から詳細な検討が必要になると考えております。

それから、58年10月に国民年金還元融資資金を財源として公民館を建築したというようなことを最初に申し上げました。そうした財源を利用して建築した建物の法的位置を変えてしまうことに問題が出てこないかということもあるかと思っております。そうした多方面の検討が今後必要になってくるのかなというように考えております。

いずれにしても、住民の視点に立ちまして、近年の多様化する村民ニーズや現代的課題に対応できる施設となるよう、検討を進めてまいりたいということで考えております。以上で答弁とさせていただきます。

それから、AEDの中学校の件については、後ほどまた答弁させていただきます。

〔「続けてやったっていい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、林議員ご質問のAEDの住民講習についてのうち、利用状況並びに多くの方に受講できる機会の提供についてお答えしたいと思います。

ただいま議員のおっしゃるとおり、学校・役場を含む主な公共機関11カ所にAEDをリース方式で設置し、緊急時の対応に備えてございます。これは平成18年に設置しております。これまで幸いにも1件の利用もございません。そして、貸し出しについても、1件も利用されていないといった現状でございます。

使用されない理由の一つに、器具の使用法や使用のタイミング等について、基本的な知識や経験がないことがあると思います。いざというときには、あることは知っていても、すぐに利用できるかということ、現実にはそうではなく、救急車を呼ぶ場合が大半でござい

ます。

もともとAEDは、不整脈、心室細動・心室頻拍等で心臓の筋肉がけいれんを起こして心臓が停止したときに、心臓のリズムを取り戻し蘇生する治療器具とされまして、心室細動以外には有効ではないようです。しかし、AEDが自動的に判断する仕組みになってございまして、冷静に使用することができれば、約1分で90%の人は助かるとされております。その後、人工蘇生法と組み合わせて行うことが一番大事なことでとされているようです。

AEDの基本的な知識があれば、緊急時にいかにスピーディーに対応できるかが命を分けることになるので、心肺蘇生法とAED使用法を組み合わせた講習会の実施は、必要不可欠であると認識をしております。

講習会につきましては、AED導入時に職員と村内の教職員を対象に2日間で1回、2日間実施をしたのみということですので。それ以降は行ってきていないというのが現状でございます。

稲敷広域消防本部江戸崎消防署美浦出張所に問い合わせをしたところ、普通救命講習には、応急手当指導員認定証を交付された方が直接指導講習を行えるというようなことであつたそうでございます。消防署員は全員この認定証を取得しておりますので、団体の場合、先ほど林議員おっしゃいましたように、1回10名程度であれば、署において講習を行うそうでございます。また、個人であっても、連絡をいただければ指導をさせていただくといったことを聞いてございます。この講習につきましては、広報紙やホームページを通じて今後周知を図ってまいりたいと考えてございます。

人命救助につきましては、継続的に実施することで体に覚えさせることが大切なこととございます。この3月には、安中地区を対象といたしました防災訓練の実施の中でも実演指導を設けてございます。これらのことを契機といたしまして、今後少しでも多くの方がAEDが有効に利用できるように、講習会の機会を広げていきたいということで考えてございます。

以上が答弁でございます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、林議員ご質問のAEDの講習について、中学生への講習会の実施をしてはどうかということについてお答えをいたします。

最初に、各学校のAEDの設置の状況と教職員の心肺蘇生の知識と技能について申し上げます。

設置状況としましては、各小学校に各1台、中学校には2台を設置をしております。

教職員の心肺蘇生の知識と技能につきましては、美浦村の小中学校教職員91名全員が、心肺蘇生法AEDの操作研修会を修了しており、AEDの操作については修得をしているというようなことで報告を受けております。

次に、AED等の普及促進に関する茨城県としての動きでございますが、これは茨城新

聞にも先般載っておりました。3月の茨城県議会第1回定例会の中で、茨城県AEDの普及に関する条例が上程され、この条例の第3条で、学校における取り組みについてということで規定をされております。

1点目は、県は先生方に対してAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の修得をさせるよう努めること、ということが一つ。

2点目は、公立の中学校、高等学校及び中等教育学校においては、生徒に対して学習指導要領に基づき、心肺蘇生法に関する実習を実施することということになっております。この条例の制定に当たりましては、茨城県議会事務局より事前の意見聴取がありました。これに対しまして門脇教育長は、基本的な考えとして、心臓発作で死亡するケースが交通事故による事故死より多いという実態を考えれば、医師に限らずだれもがAEDについて知識を持ち、機器の操作ができるようになるのは好ましいことと考えますという回答と、また、学校における取り組みについては、教職員のだれもがAEDについて認識し、機器の操作ができるようになるのが望ましい。児童生徒については、小学生は対象から外し、知識の修得も機器の操作も中学生以上にするのが妥当と考えます、というような回答をしております。

こうしたことから、林議員ご提案の中学生への講習会の実施については、既に中学校と、実施に向けまして協議を進めております。平成25年度中には中学校の方で、生徒を対象にしたAEDの研修を行うことができるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のAEDについてのその他の中で、私の考え方を聞きたいということで、今それぞれ担当部長の方から、考え方は学校も含めてAEDについていろいろ提案もしたり、そして、当然そういうものが使えなくては意味がないということで、それぞれの分野で、この救急救命自動体外式除細動器については、せっかく整備をしてあっても緊急のときに使えない。

でも、一番、稲敷広域消防本部の119番にかけて救急車を呼んで、その間の来る時間、それをどのようにAEDを使って急な体調不良のときに、それを活用できるか。それは講習をしておかないとできませんし、美浦村の場合、今、美浦トレーニング・センターの前なので、あそこからだとも村内、大体10分以内、かからないで、みんな行けます。この後、統合消防署に変わっても、ちょうど江戸崎西高のところになりますけれども、新たに南原地区に道路をつくると、大体、一番遠い安中地区の大山でも10分以内で行ける。そして、阿見町との境の舟子地区に関しても10分以内で行けるという一つのデータをもらっております。

そういう意味では、そういうAEDだけに頼ることではなく、早目の救急の連絡をしていただいて、そして来るまでの間の対応の措置は、これは当然学校も先生方含め中学生あ

たりからそういうものを使えるようなもの。それで、村のいろいろな施設の職員も含めて、それを実施をできるように講習をするということは必要だろうというふうに思っております。

先ほどもちょっとお話をした経緯がありますけれども、デイサービスセンターのところでも、社会福祉協議会の方で、この前、AEDの講習を行ってございます。

そういう意味では、一般の人はなかなかAEDの使い方がわからないという部分がありますので、そういうものを年に1回ぐらいは、議員の方も5回やったけれども、確実に覚えていないかどうかという話がありますけれども、年に1回ぐらいずつ講習をやっていけば安心して、マッサージの方も30回やって、皆さんやっていると申しますけれども、その辺も踏まえて、なれた中で対応してもらうのが一番、人命救助につながるというふうに思っていますので、村としてもいろいろな場所でそういう講習をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 担当部長及び村長の方から答弁をいただきました。

公民館に関しては、国民年金の関係の融資資金で建てているので、目的をまた緩和することにちょっと厳しさを感じる部分の答弁かなというふうに思ったわけですがけれども、検討していくという前向きな答弁をいただいたと思っております。

その中で、先ほど言った条例の中で、一応貸し出し基準例が一覧表に、見やすくホームページに載せていただいておりますけれども、営利目的関係の中で、その他の中での2番目なんですけれども、前記に掲げる団体以外の各種機関団体が社会教育または社会福祉に関する事業を行うために使用するのには、有料で○になっているんですね。ですので、ここがネックなのかなと思うんです。

広く多くの住民が利用できる範囲内ということで、数字は一切明記していないにもかかわらず、1,000円前後で抑えているのは、より多くの方が安価な値段で聞けるということを、いい意味でそういうふうな選別をさせていただいているということは理解はするんですけれども、例えば本当にプロ的な、いい技術を持っている方を呼ぼうと思えば、やはり1,000円では厳しい。そうすると、村の協賛だとか社会福祉協議会の協賛だとか、いろいろなところに負担がかかってくるわけなんです。

ですけれども、やっぱりそれを受けられる住民本人が、多少のお金を負担をしてでも、それを見たいと思うような企画をしていくことも大事なのかなと思うんです。ですので、緩和をすれば、ここの条文は、ここに、文化芸術とか何かちょっと交えて、一応諸団体から申し込みがあったときに、そこを審議会かどこかで検討されると思うんですけれども、そのときに、2,000～3,000円だけれども、それなりのものを得られるから、住民のためにじゃあオーケーしようかと言っただけのような内容の流れになる部分も、これからはあってしかりなのかなというふうな思いがあります。

一つの例としましては、例えば皆様ご存じだろうと思うんですけども、今、茨城県で映画「天心」という、復興支援映画として、東日本大震災からよみがえれということで、この「天心」の映画が製作をされ、クランクインをされ、この25年度から全国上映をされていきます。その中で、この天心という方が本当に、先ほど同僚議員もありましたけれども、五浦の六角堂のところで、いろいろな後輩の人材育成をされ、余生をここでしっかりと芸術を後世に育てていったという天心の歴史というものは、茨城県人としてはやっぱり知って知るべき内容であると思うんですね。

今回は、例えばことしは天心の生誕150周年、没100周年という記念で全国展開するわけなんですけれども、こういうこともやっぱり茨城県人であれば知っておいてもいいというか、知っておくべきであるとか、そういうような価値観をもって美浦村で上映するとかになったときに、多少、1,000円以上の経費がかかった場合に受けてもいいのかなと思ったりする部分もあるんですね。

あとは、経費のことはそうなんですけれども、その運営体系なんですけれども、皆様もご存じだと思いますが、小美玉市の「みの〜れ」というのがありますよね。皆様もご利用されていると思うんですけども、四季文化館みの〜れということで、ここのみの〜れのスタッフというのが、館長さんも本当に一生懸命なんですけれども、地域文化とか文化創造のコーディネーターがまずおります。舞台技術管理マネジャーというのがあります。あと、民間登用の方もいますけれども、一番すばらしいのは、「みの〜れ支援隊」という方がいらっしゃるんですね。この団体が、みの〜れ愛というのは、愛する「愛」ですね。みの〜れ、愛あふれるボランティア組織ということで、4部門で7組織を構成しているボランティア団体が、本当にいろいろな企画や実行、遂行のプロジェクトチームと一体となりまして、それプラス、四季文化館企画実行委員会、これは美浦村でいえば、公民館運営実行委員会とかそういうものだと思うんですけども、行政がすべて企画をして、すべて用意するではなくして、住民がある程度企画をし、自分たちはこういうのに来てもらいたい、こういうのをやりたいとか、皆さんが来たがるような企画運営をし、また、その参加者を募る活動に全力で楽しく参加して、強力に推進しているこの「みの〜れ支援隊」という動きは、私はすばらしいなと思うんですね。

それで、例としましては、今度3月10日に、福祉セミナーとして、「ホンマでっか!? TV」というのをご存じですか。「ホンマでっか!? TV」出演のおおたわ史絵さんと呼んで大々的に行うと思うんですけども、やっぱりある程度知名度があったり、また関心のある健康とかそういう部分の、すごく皆様を呼び込みしやすく、そんなに悩まなくても人寄せができるような内容を企画したり、あとは秋本 康は今すごくベストセラーを出しておりますけれども、そこでレッスンをされている方が小美玉市におりまして、その方の関係で、オーケストラをバックにカラオケをすとか。すごくぜいたくな話なんですけれども、そういうこともみんなで競い合って、いろいろなイベントを企画しているというお

話を伺いました。

本当に啓蒙活動も大変だと思うんですけども、美浦村においても、本当に私は公民館事業は素晴らしい事業をされていると思いますけれども、本当に職員の方も一所懸命企画・運営をされているご努力は私も肌で感じておりますけれども、もうちょっと住民参加型の中央公民館の運営というか、そういうものも展開をしていければいいのかなというふうに思います。

ですので、先ほどの部分ですね。わかりますかね。先ほどここを変えればといった公民館貸し出し基準例の第3条の、ここの部分の緩和ができないかどうか、一覧表のそこですね。多少、2,000～3,000円かかっても、そういういいものがあれば、住民のためになるものであれば、ちょっとこの部分を緩和して利用できるような方策を考えていく。また、運営側として住民参加の運営体制も今後必要ではないかという部分に対して答弁をいただけたらと思います。

あと、先ほど次長が言われました、これをやると不都合となる面があるということなんですけど、どういう部分で不都合になるのかということも教えていただきたいと思っております。

AEDに関してですけれども、本当に先ほど部長も言われましたけれども、利用者がいないにこしたことはないです。本当にそういう危険な部分がないということは素晴らしいなと思いますが、ただ、理由が、そういう人がいなかったではなくして、利用できないことで、使い方がわからないことで利用がなかったということでは、ちょっと心配かなというふうに思いました。

あと、教諭の方々は異動がありますので、講習を受けたとき、受け入れて新しく来た方がその受講している方なのかどうなのか、受講していない人はいないのかどうか、そこら辺の把握をされているか、まずお尋ねをさせていただきます。

あとは、中学校に関してははすごく、25年度中にという答弁をいただき、これが実施できましたら、本当に茨城県の中でも、全国の中でも先進的な事業になっていくと思います。ぜひ胸を張って、中学生の子たちが、本当に自分でも人を助けることができるんだと胸を張って大人になっていく。

また、今後、震災があったとき、首都圏直下型の地震があったとき、中学校で受けたその子たちはもう大人になっていると思います。そうした中で、自分自身にできることは何なのかと、中学校時代に教わったことをよみがえらせるような、そういう素晴らしい教育を今後も美浦村で続けていただきたいと思いますので、またさらなる充実をお願いしたいと思います。

でも、村長の答弁では、年に1回はやりたいという、またいろいろな形でやっていきたいという答弁をいただきましたので、ぜひ、それを25年度から実施されますことを再度要望して再質問とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、再質問、何点かございました。自分でメモした中でお答えをしたいと思います。

まず最初に、「天心」という映画の例を出されまして、映画の上映という話がありました。これは、これまでの公民館の運営規則の中でも、例えば「良い映画を見る会」とかそういう形で、いろいろなさまざまな映画の上映をしております。これは、今までの規則とか利用規定をかえることなく、やり方の問題ですので、可能かと思えます。

それから、公民館の運営なんですけど、役場の職員だけじゃなくて、運営あるいは企画の段階から村民の方に入っていただきたらということでございます。これは、村長が言っていますように、協働のまちづくりということだと思います。職員ばかりでなく、村民の方が、いろいろな場面で協働でいろいろなもの、さまざまなものやっけていくという趣旨から考えますと、村の職員としましても、そういう方と一緒にやっけていくことを望んでおります。

例えば、今、公民館の照明の機器の操作というのは、本当に限られた人だけをお願いしているような状況がございます。そういうこともお手伝いをしていただける方がふえてくるのは、職員としてもこれはお願いをしたい部分であります。そういうことは今後進めていければなというようなことで、今お話を聞きながら考えておりました。

それから、規則の改定の話があったと思います。これは最初の答弁で申し上げましたように、今の社会教育法に基づく施設のままですと、やはり法律の範疇での条例であり規則ということになってまいります。ですから、今の公民館の位置づけのままですと、どうしてもその縛りが出てくると思えます。最大限に法律の中でできる解釈をして、その貸し出しの規則が改定できるものであれば、法律の範囲ということになってしまいますが、そういうことも検討はしてまいりたいと思います。

それから、自分の最初の答弁の中で「不都合」という言葉を使いました。実際、かえることによって、すぐに具体的に不都合が生ずるということで自分は使ったつもりがなくて、実際かえてしまった場合には思わぬ不都合も出てくることもあるので、十分な検討をしていきたいという意味で使わせてもらいました。具体的に何だと言われますと、今のところ、不都合というのは具体的にこういうことなんですということではございません。心配されるいろいろなことがあるので、十分な検討をしたいんですという意味で使わせてもらいました。

あと、以上、何かほかに漏れているところは。よろしいですか。

○8番（林 昌子君） はい。

AEDの中学校の先生方の漏れはないのでしょうか。中学の先生方、異動してきた先生方。AED。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 異動されて来た先生方の中で、漏れ者がいないかということでございますが、先ほど91名全教職員がAEDの研修を行っていますという話をしましたのは、直近の数字です。現在いる先生方は、すべて研修が終わっていて操作をすることができます。

当然、先生方は異動がありますので、新しい先生方、毎年入れかわりがありますけれども、そういう方については、先ほど申し上げた県の方の条例も制定されます。県の義務として、教職員にはAEDの研修をさせなさいということがその条例の中で規定をされますので、当然、県の方でも先生方に対してのAEDの講習というのを行ってくれると思えますし、村としても、もしそれができないのであれば、子どもたちを対象としてやるときに、先生方にも一緒にやってもらおうとかそういうことで対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 答弁いただきまして、村長が最初からいい答弁をしてくれたものですから、1回で済むのが。村長が1回というのがちょっと寂しい限りではありますが、あと、部長がしっかりとお答えいただいているものですから了解といたします。

公民館の方は、本当に不都合が出てきても、そういうことも想定をしながら、最悪の状態を想定しながらも、きちっと企画運営していけるような、そういう重きのある検討をしていただけるというふうにお見込みさせていただきました。ですので、できれば、これは長いスパンではなく、短い時間で、1年2年のスパンで何とかこういうことも検討していただけたらうれしいのかなと思いますので、どうかその部分はスピーディーに対応していただけるように再度お願いをさせていただきます。

AEDに関しましては、本当に、一昨年ですかさいたま市北区の小学校で、マラソンの練習中に亡くなられるという。AEDはあったんですけども、実際倒れたときにはまだ心拍があったので、でも、結局、救急隊が駆けつけたときは心肺停止で、もう危ない状態だったということで、そういう現実もありますので、やっぱり大切な命を守るということ、また、今後も何度も言いますが、震災があったときにでも即対応できるような準備は、やっぱり早いうちからしていくことが大切です。やっぱり助かる命は助けたいと思っておりますので、そういう意味で有効ですばらしいものを配置していただいておりますので、AEDをもっと多く活用できる方の人材育成をさらにまた強力に進めていただけたらと思います。

また、県の条例ができるということで、私も、通告書を出した後で新聞に出まして、ウオとか思ったんですけども、でも、ありがたいことです。また、県議会の方に後押しをいただいて、その中で執行部にも意識を高めていただく中で、県の中でも一番先に美浦村ができることを強く要望いたしまして、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（石川 修君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。
以上で、通告のありました一般質問は、すべて終了いたしました。

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 8 分散会

平成25年第1回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成25年3月18日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第2号 村道路線の認定について
- 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村老人福祉センター)
- 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村デイサービスセンター)
- 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村生涯郷土工芸館)
- 議案第6号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 議案第10号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第11号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第12号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例
- 議案第13号 美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第15号 美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 議案第16号 美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例
- 議案第17号 美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
- 議案第18号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
- 議案第19号 平成24年度美浦村一般会計補正予算 (第9号)
- 議案第20号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第21号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第22号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第23号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第24号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議案第25号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（一括上程・委員長報告・討論・採決）

議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算

議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算

（議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

議案第33号 美浦村学校給食費条例

議案第34号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第10号）

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長補佐	平野芳弘君
企画財政課長	増尾正己君

税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	中 澤 真 一 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	増 尾 利 治 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成25年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第2、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村老人福祉センター）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第3、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村デイサービスセンター）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第4、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第6号 美浦村区長設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第6、議案第7号 美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第7、議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第8、議案第9号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第9、議案第10号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第10、議案第11号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第11、議案第12号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第12、議案第13号 美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今までごみ集積所に置いてあった新聞等が、今度、所有権が村になって移動がまずいよということになると、今現在、村では近所の人を持っていったりなんかするときには、今までは黙って見ているのがスジだったと思うんです。また、近所の人ですから、何かの会議でそういうことを利用しているということで見えていたと思うんですけれども、今後そういうことについて村として何か指導するようなことがあるんでしょうか。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） 小泉議員のご質問にお答えをいたします。

今回の条例につきましては、資源物に対して、今まではその所有権ということを表舞台として明確にしてこなかったわけでございますけれども、今回そういうことで資源物については村に帰属すると、村が所有権者であるということと定めております。

ただ、これはあくまでも、この条例には罰則は今のところありません。ですから、罰則がない条例でありますけれども、その資源物に対しては持ち去りはだめですよということを広く伝えることが、まず第一条件だと思います。

その後、これは世田谷区だと思いましたが、前に資源物回収に対して持ち去りがあったということで、簡易裁判所かどこかに上程をしてやった経過があるように記憶しています。そのときにどうなったかという、やはり簡易裁判所なんかでは、その持ち去りが違法であるという判断をしたものと、そうでないと判断したものと二通りが出たように思います。ただ、高等裁判所においては、すべて違法だということで決定されているように聞いております。

ですから、そういった部分も含めて、今回の条例については、そこまで一足飛びに飛ぶのではなくて、まず、そういった社会通念上、これはだめですよという啓蒙とその徹底に重点を置いた条例の設置となっておりますので、そのほかの、それがどうしても直らない

ということになった場合には、そういった次の手だてが必要になるというふうに理解しておりますのでよろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今、部長からありましたけれども、啓蒙するよということなので、チラシか何かでそういうことを知らせるといようなことを考えているのでしょうかね。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） 再質問にお答えをいたします。

現段階では、そういった部分も含めて来年の4月1日からは分別収集に対する変化もございまして、そういったものと相まって、そういう普及に対する周知については、広報等、それから別紙様式等の、手だてはまだ決まっておられませんけれども、そういった一体的に周知をしていくような方策はとってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 段階的に村の方で、これは、隣近所の人がもしそういうような状況になったときに、また注意したり何かするというのは近隣の住民とのトラブル等になりますので、段階的に、今、部長の方の話ですと、段階的にやっていくよということなので、私はそれで理解します。終わります。

○議長（石川 修君） そのほか、質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第13、議案第14号 美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第14、議案第15号 美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第15、議案第16号 美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第16、議案第17号 美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第17、議案第18号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第18、議案第19号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第19、議案第20号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第20、議案第21号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第3号）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第21、議案第22号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第22、議案第23号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第23、議案第24号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第24、議案第25号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第25、議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算から日程
第31、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたし
ます。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長坂本一夫君。

○予算審査特別委員長（坂本一夫君） 平成25年度美浦村当初予算7議案について、特別
委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成25年3月6日、本議会において設置され、同日、議案第26号 平成25
年度美浦村一般会計予算から、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算の7議案
が委員会付託となりました。

特別委員会は、3月6日・3月12日・3月13日の3日間開催をいたしました。3月6日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員会委員長に私、坂本一夫、副委員長に山本一恵君が選任されました。

3月12日・13日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算から、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算の7議案について、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算、議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算の7議案は、全会一致により可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（石川 修君） 委員長報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略いたします。

これより、日程第25、議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第32、議案第33号 美浦村学校給食費条例及び日程第33、議案第34号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第10号）を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。再々開議の定例会、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、議案第33号並びに議案第34号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第33号 美浦村学校給食費条例について説明を申し上げます。

この条例は、本村が教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき給食費の徴収に関し、必要な事項を定める条例となっております。

内容としましては、学校給食の実施に関する事項、給食費の徴収・納付に関する事、給食費の納付と減免に関する事、そして、給食費の督促等に関する事を規定しております。本村の学校給食費は、学校と教育委員会が連携し収納に努めておりますが、滞納額・滞納者の数も年々増加する傾向にあります。

こうした中、この条例は、学校給食の趣旨を理解いただき、保護者としての責任感や規範意識の向上に資することを目的としております。また、この条例に基づき、美浦村立学校給食費徴収規則の全面的な見直しを行い、給食費の滞納額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

続いて、議案第34号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ4億4,110万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億579万2,000円とするものでございます。

今回、年度末に例年にない大幅な増額補正をお願いいたしますのは、日本経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢により、長引く円高デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す取り組みの第一弾として取りまとめられました日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく国の平成24年度補正予算が平成25年2月26日に成立し、国庫補助事業に採択されたことによるものであります。

また、経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、地域の元気臨時交付金が創設され、この交付金の交付を見込んだ事業もあわせて計上いたしております。

なお、地域の元気臨時交付金を活用した事業につきましては、平成25年度の補正予算でも計上を予定しております。

次に、第2条の繰越明許費の追加では、今回の補正予算で計上した事業につきまして、年度内での完了は見込めませんので、翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

最後に、第3条の地方債の追加では、今回の補正予算の国庫補助事業等を実施するに当たり、新規の計上をお願いいたしております。

それでは、ただいま申し上げましたことも含めまして、補正予算事項別明細書に基づき説明をいたします。歳出予算から申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、土木費から申し上げます。道路橋梁費の道路橋梁総務費では、新規事業としまして、社会資本整備総合交付金を活用して行う道路ストック老朽化対策事業費1,080万円を

計上いたしております。この新規事業では、老朽化する橋梁に対応するため、補修費用等の縮減、予算の平準化を図りつつ、橋梁の安全性、信頼性を確保することを目的とした、橋梁長寿命化修繕計画を策定するため、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料900万円を計上いたしております。

また、村道102号線の道路のたわみ、ひび割れ等の路面性状を調査し、その実態を把握し、安全で円滑な交通の確保及び舗装の維持管理を効率的に行うため、必要な情報を得ることを目的とした路面性状調査業務委託料180万円を計上しております。

次の道路新設改良費では、村道101号線の一部及び1058号線の一部の通学路の安全対策を目的とした歩道整備事業が社会資本整備総合交付金の補助事業に採択されたことにより、道路新設改良事業費で総額6,620万円の増額補正をお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、新規事業としまして、空調設備、太陽光設備整備工事、体育館・普通教室等のLED改修工事及び給排水設備改修工事を行うための大谷小学校環境改善事業費1億7,414万4,000円を計上いたしております。この事業は、給排水設備の改修工事以外のものは、学校施設環境改善交付金の補助事業に採択されたことにより実施するものですが、給排水設備の改修工事につきましては、冒頭で申し上げました地域の元気臨時交付金を活用して行うものであります。

次に、同様の新規事業としまして、木原小学校環境改善事業費1億2,064万6,000円を計上いたしております。木原小学校の環境改善工事の内容につきましては、空調設備整備工事、体育館・普通教室等のLED改修工事及び給排水設備改修工事となっており、給排水設備の改修工事につきましては、地域の元気臨時交付金を活用して行うものであります。

最後に、中学校費の学校管理費でも、小学校費と同様の新規事業としまして、美浦中学校環境改善事業費6,931万4,000円を計上いたしております。美浦中学校の環境改善工事の内容につきましては、体育館のつり天井改修、LED改修及びトイレの改修工事、また、給食室の空調設備整備工事及び給排水設備改修工事となっており、給食室の改修工事につきましては、地域の元気臨時交付金を活用して行うものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。7ページです。

まず、国庫支出金について申し上げます。今回の国庫補助金の補正につきましては、すべての補助金が国の1号補正予算成立に伴い、交付決定があったもので、新規の計上となっております。

土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金で、新規事業の道路ストック老朽化対策事業費分594万円及び道路新設改良事業費の歩道整備事業分3,300万円を合わせた3,894万円を計上いたしております。

次の教育費国庫補助金では、小学校補助金の学校施設環境改善交付金で大谷小学校環境

改善事業費分5,162万4,000円、木原小学校環境改善事業費分3,166万1,000円を合わせた8,328万5,000円を計上いたしております。

また、中学校の補助金の学校施設環境改善交付金で、美浦中学校環境改善事業費分として1,495万2,000円を計上いたしております。

次の総務費国庫補助金では、総務管理費補助金で地域の元気臨時交付金4,700万円を新規に計上いたしております。この交付金は、冒頭で説明いたしましたが、国の1号補正で新たに創設されたもので、新設地方債の発行対象である経費に対して財源とすることができるものであり、小中学校の環境改善工事費のうち国庫補助事業以外の建設事業費分の計上を行っております。

この交付金につきましては、国の1号補正による追加公共事業を行う地方公共団体に交付されるものであり、本村では、国の東日本大震災復興特別会計を通して交付される中学校の体育館のつり天井改修工事以外の国庫補助の公共事業が対象となり、総額で約1億4,000万円程度を見込んでおります。

なお、今回の補正で計上いたしました4,700万円以外の計上につきましては、冒頭で申し上げましたが、平成25年度の補正予算での計上を予定しております。

続いて、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源を調整いたしましたので、繰り入れ金額に512万7,000円を追加することといたしまして、繰り入れ予算額を2億1,436万8,000円といたしております。

次に、村債について申し上げます。

教育費の学校環境改善事業費では、小中学校の環境改善工事費分として2億1,860万円の増額補正をお願いいたしております。なお、美浦中学校の体育館のつり天井の改修工事費の補助金につきましては、国の東日本大震災復興特別会計を通して交付されることにより、緊急防災・減災事業債として計上していますが、それ以外の補助事業費分につきましては、学校教育施設等整備事業債として計上しております。次の土木費の道路整備事業債では、通学路歩道整備事業費分として3,320万円の計上をしております。

最後になりましたが、道路ストック老朽化対策事業、通学路歩道整備工事、大谷小学校及び木原小学校の空調設備工事、美浦中学校給食室の空調設備工事につきましては、平成25年度当初予算に計上をしておりましたが、国の補正予算の補助事業に採択されたことにより財源措置が有利なものとなり、前倒しで行うこととしております。

なお、この前倒しで行う事業の平成25年度当初予算につきましては、第2回議会定例会において減額補正を予定をしております。

以上、議案第33号並びに34号についてご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長、説明大変ご苦労さまでございました。

日程第32、議案第33号 美浦村学校給食費条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 各保護者に同意書というか、確約書みたいなものをもらうというんですけれども、もし何かの都合で保護者の方からもらえなかった場合の措置みたいなものは考えているんでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

全員協議会の中でも、その申し込みの取りまとめについて100%を目指すんだということをお願いしました。とはいっても、なかなか100%は難しいと思います。

ただ、学校との打ち合わせの中でも、これについては、ほとんどの方は給食費については納めていただいて、ごく一部の方が納めていただけないような状況にありますので、そのごく一部の方の中で、その提出を拒む方もいるかもしれません。しかしながら、学校との打ち合わせの中では、これは100%その申し込み用紙をいただきましょうということで、学校と教育委員会が協力してそれには当たっていきますということで確認をしております。

ということで、100%というのは難しいかもしれませんが、それに向かって村としては一生懸命取りまとめを進めるということで考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 本当に原則100%という形で徴収というのが一番理想ですけれども、関係者の方は大変、大変だと思いますけれども、そういうことにならないように、もしなったらどういった形で対処するかというのをやはり今からちょっと考えてほしいなと思います。以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの議案第33号について、引き続き質問させていただきます。過日の全協で、新中学1年生の方と伺ったような気がするんですが、新中学2年生・3年生の保護者にもお願いするものだったか確認をしたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

25年4月の段階で小学校、そして中学校に在籍する保護者の方から全員ということですが、小学校ですと1年生から6年生まで、そして、中学校の1年生から3年生までということで、25年4月の時点では全員の方から、そして、26年度以降はそれぞれ新しく小学校に入られる方、来年度については全校生徒ということになってまいります。以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ここで第6条の件なんですけれども、滞納をしている方に対しての内容だと思います。この中で、督促、強制執行その他の必要な措置をとらなければならないとしています。したがって、滞納した場合は、今度は条例で決めた以上は、この条文に従って実行をしていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。教育次長。

○議長（石川 修君） 答弁をもらいますか。

○9番（下村 宏君） ください。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 下村議員のご質問にお答え申し上げます。

第6条で給食費等の給食費の督促等ということで、これは給食費条例を制定するまでもなく、地方自治法施行令第171条から171条の4までで、政令でもう既に決まっております。

督促についてはどこの市町村でも行っております。ただ、強制執行となりますと、税と違いまして、手続上、裁判所への申し立て等が発生してまいります。そして、給食費というようなことで、そういう法令に基づいて強制的に行うということをやっている市町村もございます。そういうことで、強制執行まではなかなか、既に手がけている市町村もありますが、ほとんどの市町村が手がけることができないでいるというような状況となっております。今般、美浦村でも条例を制定して、給食費の滞納を少しでも減らしているというようなことで、今回の条例も制定をするわけでございます。

そういう中では、今回の条例を制定するに当たりましては、法的な措置まで踏み込むためには、どうしても教育委員会だけではできませんので、そういうときには、収納課の方のお手伝いをお願いしたいというようなことで、収納課との打ち合わせも一度行いました。それで、そういう法的な強制執行ということまでいかないで、給食費の方はなるべく教育委員会・学校で納めていただくように努力はするんですけれども、そうなったときには収納課の方でも協力をいただきたいというようなことで、庁内でも打ち合わせを進めております。

そういうことでございますので、これは政令で定まっていることです。今般、条例で、それをまた定めるということでございますので、仮にそうなった場合は、村としても強制執行ということも視野に入れて、給食費の滞納の方の縮減に努めてまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（石川 修君） そのほか、質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33、議案第34号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第10号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第34、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（石川 修君） 以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は19日までとなっておりますけれども、本日をもって、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上をもって、平成25年第1回美浦村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 石川 修

署名議員 山崎 幸子

署名議員 富田 隆雄

署名議員 山本 一恵

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

平成25年3月6日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	坂本一夫君
副委員長	山本一恵君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	椎名利夫君
〃	山崎幸子君
〃	富田隆雄君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出 攻
書記	浅野 洋子

午後2時38分

○議会事務局長（北出 攻君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしく申し上げます。

午後2時38分開会

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、わたくし坂本一夫を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、私、坂本一夫が委員長に当選しました。

ありがとうございました。

それでは、委員長の職につかせていただきます。

○委員長（坂本一夫君） 委員会を再開いたします。

これより予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法によりますか、それとも投票の

いずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、山本一恵君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認めます。

よって、山本一恵君が副委員長に当選されました。

○委員長（坂本一夫君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月12日午後2時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時41分散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

平成 25 年 3 月 12 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席委員

委員長	坂本一夫君
副委員長	山本一恵君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	椎名利夫君
〃	山崎幸子君
〃	富田隆雄君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中 島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 嘉 一 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	増 尾 正 己 君
税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	中 澤 真 一 君
住 民 課 長	大 竹 美 佐 子 君
会計管理者兼会計課長	古 渡 和 夫 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
児 童 館 長	宮 本 き み 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	増 尾 利 治 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午後2時00分開議

○委員長（坂本一夫君） 定刻でございますから、始めさせていただきたいと思います。

まず午前中は、中学校の卒業式、お疲れさまでございました。中には、目頭が熱くなった方もいるんじゃないかなと思っております。

さて、予算審査特別委員会のご参集、ご苦勞さまでございます。

先の本会議で当委員会に付託されました議案第26号から議案第32号まで、平成25年度予

算の各会計7議案の審議を行うわけでございますが、円滑なる運営のためにご協力をよろしくお願いいたします。

広範囲な審査になりますので、各委員におかれましては質疑の際は、予算書のページ数、及び科目を示しながら、簡単明瞭な質疑を行ってくださいますようお願いいたします。

また、執行部におかれましても、明快なるご答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てからマイクを使用してはっきりと発言するようお願いをいたします。

○委員長（坂本一夫君）　ところで、本日の出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開催いたします。

これより、審査に入ります。

○委員長（坂本一夫君）　議案第26号　平成25年度美浦村一般会計予算を議題にいたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川　修君）　質問ではないんですけれども、平成25年度の一般会計事業説明書というのがありますけれども、これは継続事業で、新規事業が明記してございますけれども、この新規と継続事業の別々な一覧表があれば見やすいと思うんですけれども、その提出をお願いしたいのと、それから、説明書の中にページ数を入れて、以前は入れてあったんですけれども、今般の25年度の予算書については入っていませんので、これは次年度からは必ず入れてもらうようお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本一夫君）　総務部長岡田君。

○総務部長（岡田　守君）　それでは、石川委員の一般会計事業説明書に関してのご質問だと思うんですけれども、その中で、小さい字ではございますけれども、例えば1ページのところにございますけれども、議会費といたしまして、事業名があって、次に継続事業ということで書いてございますけれども、ちょっと見づらい。これは見づらいと思うんですけれども、新規は新規、継続は継続というので分けた方がいいということでございましょうか。

○委員長（坂本一夫君）　石川委員。

○委員（石川　修君）　この書き方でもいいんですけれども、新規は新規で別に、別に出してもらった方がわかりやすいのかなという。これは、これは議案書の議会費からずうっと、民生費いろいろ、教育費までありますから、それはこれで結構なんですけれども、新規と継続の一覧表を出していただきたいという要望なんです。

○委員長（坂本一夫君） 総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） 来年度からそういう形で、まず、この中身はこれで出させていただくのと、それとは別に、新規と継続でタイトルを全部分けて出させていただくような形にさせていただきたいと思います。

それから、ページ数ということですが、そのページ数というのは、議案、当初予算書と合うページ数ということでしょうか。

○委員（石川 修君） そうです。

○総務部長（岡田 守君） わかりました。なるべく努力して、そのようにさせていただくように努力をさせていただきます。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ことし平成25年度の予算書については、そういうことで構いませんけれども、来年やる場合には、廃止した事業も一覧表にして、新規・継続・廃止という形で一覧表に出していただければいいのかなというふうに思いますので、その辺もあわせてよろしくお願ひをしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） 了解をいたしました。

○委員長（坂本一夫君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 4点ほどちょっと質問があるんですけども、これはまとめて4点言っちゃった方がいいですか。

○委員長（坂本一夫君） はい、その方がいいです。

○委員（山崎幸子君） はい。それでは、まず1点目が、予算書49ページの03の各種団体経費の中のその下の方の補助金、美浦横越交流協会補助金、これが新規で上がっておりますけれども、この交流会に参加する対象者はどういう人たちなのかということが1点と、そして2点目が、51ページの05番の高齢者運転免許自主返納支援事業費、これが10万5,000円上がっておりますけれども、これは65歳以上の返納者に住基カード交付手数料とデマンドタクシー乗車券を交付となっておりますけれども、この乗車券は幾らくらいのものを交付するのかということが2点目。

そして、3点目が、予算書78ページの03番の老人保護措置事業費、その中の19番の負担金補助及び交付金、これが55万3,000円。これは前年度は158万5,000円で載っていたんですけども、これの金額の違い。

それが3点目で、そして、4点目が80ページ。80ページの07番介護保険特別対策事業費の中の13委託料の中の軽度生活援助事業委託料と生きがいデイサービス運営事業委託料、そして04番の生活管理指導短期宿泊事業委託料、これが、軽度生活援助事業委託料というのが、単価2,885円が2名分で52週でこの金額になっていて、そして、03番の生きがい

デイサービスの方は、単価5,008円のものが1名で、それが52週。

そして、04番の短期宿泊の方が6,850円が1名で7日間というふうになっていますけれども、これは、対象者がすごく少ないんですけれども、この対象者は、社協で選んだ人なのかどうかというようなことなんですけれども、もし一般住民に周知してということであれば、その周知の方法はどうかという、以上4点、お願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） 以上4点、出ました。

総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） それでは私の方から、49ページでございます美浦横越交流協会補助金についてご説明をさせていただきます。

この美浦横越交流協会というのは、私もちょっと記憶でお話ししてしまうんですけども、たしか3年前、4年前でしたか…、4年前に、これは私が生涯学習課にいたときなんですけれども、生涯学習課の方で11月3日に文化祭事業を行っているわけなんですけど、そのときに、毎年、横越地区、今は新潟市の江南区というところになっているんですけども、そこの旧横越町の方々が毎年こちらの方に来ていただいて、物産品の販売をさせていただいております。

そういうことから、土浦市の方で前の晩に、横越さんと交流会を毎年行っているわけなんですけれども、旧横越町さんの皆さんが、私たちだけ毎年やっただけで大変申しわけないと。そういうことで横越の方にも来ていただけないかというような要請がございました。そういうことで、4年前に交流協会というものをこちらのほうで立ち上げました。それはたしか広報の方でも募集をしたかとは思いますが、そういう交流を今までしていた方々、プラスアルファでそういう広報でも募集をいたしまして、それで皆さんから募りまして、美浦交流協会というものを立ち上げたわけでございます。

そのメンバーというのは、ちょっと手元に資料がございませんので何人かというのははっきりここでは言えませんけれども、そういう形で4年前に一度、こちらから横越の方に行かせていただいて、そちらの方で交流をさせていただいたというような経緯がございます。

ことしもそういう形で、チューリップまつりがあるので横越の方に来ていただいて、そのときにぜひとも江南区の方にはですか、旧横越の方に来ていただきたいなというような要請がございまして、ことしそういう形で横越の方にお話しをしたところ、そういう形で新潟市の方からも補助をいただいているのと、これはバス代についてそういう補助をいただいているのでというような形で伺ったものですから、じゃ、美浦村としては、というような形だったんですが、バス代と、あと高速代の9割分を今回計上させていただいております。というのは、横越さんの方でも9割の補助だというような話で聞いてございますので、そういう形で9割分の補助といったところで、今回計上させていただいております。

それで、予定としてなんですけど、4月28日・29日、29日でしたっけ、その日にチューリ

ップまつりが開催されるといったところで、28日・29日、その2日間を予定しております。交流ということで、これは横越さんの方にこちらから向かうということでございます。

○委員（山崎幸子君） はい。

○議会事務局長（北出 攻君） まだ、答弁。

○委員（山崎幸子君） 1個1個じゃなくて全部ですか。どうも済みません。

○委員長（坂本一夫君） 4個の質問ですから、あと3点ありますので、3点終わってから、済みません、質問をお願いします。

生活環境課長坂本君。

○生活環境課長（坂本敏夫君） ページ数51ページ、高齢者運転免許自主返納支援事業の10万5,000円でございますが、この事業に関しましては、近年増加傾向にある高齢者の交通事故を減少させるため、運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を支援する事業でございます。年齢的には65歳以上の者に対して運転免許証を返納するために身分証明がなくなるというようなことで、写真つき住民基本台帳カードを500円分、それから、デマンドタクシー利用券として1万500円、それを10人分計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 私の方から、78ページの老人保護措置事業のところの負担金補助及び交付金の中の稲敷地方広域市町村圏事務組合の負担金の件でお答えします。

これは、養護老人ホームが稲敷地方広域市町村圏事務組合で運営してございます。名称的には松風園という施設でございます。

それで、減額になった理由なんです。これにつきましては、園の職員が1名退職ということになってございますので、24年度退職です。25年度からはその人件費部分が減額になっているというようにございます。

運営につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合の組織になっておりますので、それぞれの市町村で負担している負担金でございます。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 続いて、ページ80ページの介護保険特別対策事業費の委託料でございます。こちらの方で対象者とはということでございますけれども、これは、介護の認定審査会におきまして非該当になった方の委託料でございます。日常生活を支援するものでございます。そのため、人数は1人とか2人とかの人数になっております。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、横越との交流の方なんですけれども、これはじゃあ何名になっているのかを、じゃ、あしたで結構です。人数。

○総務部長（岡田 守君） メンバー。

- 委員（山崎幸子君） はい。
- 委員長（坂本一夫君） 岡田部長。
- 総務部長（岡田 守君） これは、出席者のメンバーということでしょうか、それとも、会員のメンバーということでしょうか。
- 委員（山崎幸子君） 会員の。
- 総務部長（岡田 守君） 会員メンバー。はい、わかりました。
- 委員長（坂本一夫君） 山崎委員。
- 委員（山崎幸子君） それと、そして、文化祭のときは、前日に懇親会をということですけれども、それは、じゃ、文化祭の方の費用に含まれているわけですね。
- 委員長（坂本一夫君） 岡田部長。
- 総務部長（岡田 守君） 懇親会につきましては、美浦側の出席者も1人5,000円の参加費を払ってございまして、横越さんも各自5,000円ずつお支払いして、その中で交流会を開催しております。ですから、村側の負担は一銭も出していないということになります。
- 委員長（坂本一夫君） 山崎委員。
- 委員（山崎幸子君） それでは、じゃ、次の高齢者の運転免許自主返納のところなんですけれども、先ほど乗車券は1万500円ずつを10名分、それと住基カードの交付手数料が500円ずつということでしたけれども、これだと、10万5,000円だと、この乗車券の1万500円が10名、それだけでも10万5,000円になると思うんですけれども、住基カードの手数料の方は、じゃ、どこに入っているんでしょう。
- 委員長（坂本一夫君） 生活環境課課長坂本君。
- 生活環境課長（坂本敏夫君） 住基カードの部分が1人500円で、10人分で5,000円でございます。それから、タクシーの乗車券が1万円分で10人分で10万円です。それで、10万5,000円ということでございます。
- 委員（山崎幸子君） はい、じゃ、わかりました。
- 委員長（坂本一夫君） 山崎委員、いいですか。
- 委員（山崎幸子君） はい、大丈夫です。
- 委員長（坂本一夫君） 村長中島君。
- 村長（中島 栄君） 山崎さんの方に、稲敷地方広域市町村圏事務組合の方に議員もここに出ていると思うんですけれども、松風園、今、稲敷地方広域市町村圏事務組合で果たしてこのまま運営していったいいものかどうかという議論がされております。いずれ違う団体をお願いをして、その事業から稲敷地方広域市町村圏事務組合は撤退すべきであろうという今、話が管理者・副管理者会議の中でも出ております。そういうことで今、松風園を継続してあのままやってくれるような団体、または医師会関係のところを受けてやってくれるようなところを今、模索しておりますので、これは今一番あそこの、47名でしたっけ、ベッド数が。稲敷市が一番多いところに入っているんですが。

美浦村、やっぱり牛久市、それと利根町あたりは人数が余り、利用されておりませんので、その辺を考えると、もう役目的にはある程度済んだのかなという意見も中で話し合われておりますので、そう長くない時期に、よその団体に移行するというふうになるかというふうに思います。

これは27年までに、前にも説明したと思うんですけども、阿見町が稲敷地方広域市町村圏事務組合のところに入ってくるぐらいのところを目安に今考えているということで、あそこの職員もどのようにして稲敷広域の職員なので、その方をどのように身分をするかということも、その中で話をしております。ちょっと下村議員と山崎議員は稲敷地方広域市町村圏事務組合の議員に行っていますので、ある程度情報が伝わるとは思いますけれども、そのほかの美浦村の議員さんには伝わらない部分がありますので、私の方から報告をしておいて、また、そういう入っていくと決まるような方向性になったときは、またご報告をさせていただきたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） あとはないですか。

○委員（山崎幸子君） はい、私は以上で、以上です。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

あと、ございませんか。

小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 47ページに企業誘致事業費ということで載っているんですけども、今現在、もう美浦村においては、人口減少が最大の問題かなと思う部分があるわけです。企業誘致で、前年度は43万3,000円の計上がありました。ことしを見ますと22万5,000円。我々が考えるには、今ここで企業誘致の予算が下がるということは、パンフレットを作成した部分で、もういいのかなという部分があって、企業誘致そのものが村全体として今、力を入れるべき事業の一つなのに、予算的に半分ぐらいになっちゃうということはどういう意味かなというような部分があったので、その辺を確認したいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） それでは、企業誘致のところの総枠で減額になっております。これにつきましてご説明申し上げますと、24年度のときにパンフレットの作成をしております。これが印刷製本費で計上してございまして、その部分が25年度については、まだ、そのときのパンフレットが残っておりますので、その部分の新たな計上というのがまだございませんので、一応前年度の対比ですと、印刷製本費の部分が減額になっているというようなこととさせていただきます。

それと、この内容的に申し上げますと、旅費的に10万というようなことなんですけど、これについては、県の関係機関、茨城県の企業誘致の推進室というのが東京の方にございますので、そちらの方に美浦村の案内とかそういうところで行きたいと。あとは、県庁の方にも当然行く予定でございまして、あとは、いろいろなところの問い合わせ等があったと

きのための旅費というようなことで計上をさせていただいています。

また、新たな進展がございましたら、その都度補正予算なりで対応していくことかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂本一夫君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、増尾課長の方から説明がありましたけれども、印刷した部分、パンフレットの部分がもうできていて、その分を活用するというような話ですけれども、我々が見た感じ、村全体に今、一部では、メガソーラーとか、パブリカとかとそういう部分で、企業が来ました。

それ以上に、村として、人口定住化の方もいろいろやっていますけれども、そういうことを含めてもう少し村として何か働きかけなり、企業誘致の部分でやっていく方が村全体の活力が生まれてくるような気がするわけです。

ですから、あえてパンフレットの部分だけですけれども、何かそういう部分でもっともっと、働きかけがパンフレットなり、まくなり、まくなりしてでも、そういう働きかけをすることによって村全体の活力にもつながってくるのかな。情報もそういうところからだんだん入ってくるんじゃないか。県の方の企業局の方で、行って働きかけをしてもらうのもいいでしょうけれども、村全体として、そのようなことが必要でないかと思つたもので、調べていったらば、パンフレットも課長に説明を受けましたので、納得しますけれども、何か企業誘致の部分で力強い返事がないなという分があつたもので、一応質問をしてみました。

○委員長（坂本一夫君） 小泉委員、いいですか。

○委員（小泉輝忠君） はい。

○委員長（坂本一夫君） はい。

○委員（小泉輝忠君） できれば、村長の企業に対する熱い思いがあると思うので、その辺を聞かせてもらえれば、我々もそれにこたえるべきところはこたえていきたいと思ひます。村長の考えが、村としては企業誘致はここにあるよ、というような部分があれば話をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 小泉委員の企業誘致に対する金額的な部分が担当課長の方からは、パンフレットが去年の部分ではつくらせていただいてということで、まだ残っているということで、当然私も村の方のトップセールスとして、そういう部分ではもっと活発に動かなければいけない。また、情報も常に把握できるところにいなければならないというふうには思つております。

そういう意味では、まだ3月の国の方でどう決定するかわかりませんが、国のそれぞれの自治体の中に持っているような活用されないものは、できれば、その関係する自治体と話し合つて、企業を誘致できるようなものに使えるものはなるべく、無償でも地元

の自治体にやるべきではないかというようなもののコメントが新聞に載っておりましたので、この3月の議会で国の方がどのように、そういうものが採択されるかということになれば、今、国で持っている部分、これを村が取得をして、当然計画があれば無償で使っていただくというような部分が載っていましたので、これはものすごく事業者に対して有効利用を図ってもらって進出してもらおうということは、可能になるだろうなというふうに希望は持っています。

そういう意味では、ある、そういうふうな進出していきたい事業者、委員もご存じでしょうけれども、美浦村ではハイテクな事業に関しては、5ヘクタールまでは開発をどういう場所でもオーケーですよという部分の、県の方からはいただいておりますので、その辺も踏まえて、まず土地を有効利用してもらおうという面では、買ってもらうなくてもいいというものができれば、事業者もある程度、望んで来る部分があるだろうなというふうに思っておりますので、できればそれが決定をしたときには、ある程度のPRをしながら、誘致活動は積極的にやらざるを得ないな、していかないと、これは企業もその利点がわからないと思いますので、それについては3月の動向で、ちょっと今、国の方の行方を注視しているところでもございます。

私だけじゃなく、議員の皆さん14人のいろいろな目線、また情報をもって連絡をしていただければ、それがいろいろな面で、メガソーラーもリッチフィールドの方も、それから、15日にはちょっと全協で話があるかと思えますけれども、ユニフードさんの部分も村外に行くという情報があった部分を、早目に接触したおかげで工業専用地域を求めていただくというふうな方向性になっておりますので、まだあそこは2町5反、3町歩からあるのかな、残って。そこも大体、企業が決まると、美浦でも新たな部分に工業専用地域を今度つくらなくちゃいかんというふうになってくるだろうというふうに思っていますので、その辺も含めて、いろいろな情報は結構アンテナを高くしているつもりなんですけれども、ぜひ情報があったら村の方に寄せていただければというふうに思います。

○委員長（坂本一夫君） 小泉委員、いいですか。

○委員（小泉輝忠君） はい。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

山本委員。

○委員（山本一恵君） 87ページの社会福祉費の社会福祉施設費で、04番生涯郷土工芸館管理運営費31万円とありまして、これの事業説明書の中に、高齢者に対し、介護状態になることを予防するために、老人クラブ等により、郷土工芸及び民芸品等の創作活動事業、健康増進の普及を積極的に取り組む予防活動、あと、高齢者と中学生との世代交流を推進しながら、郷土工芸の伝承活動を行っている施設というふうに書いてありますけれども、ここの予算は全部、本当に管理だけなんですけれども、こういう事業をするときの費用というのは発生しないのでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） この管理費なんですけれども、管理しているだけであって、生涯郷土工芸館の方は、無料にて今現在は機織りなんかの郷土工芸ということでやらせていただいているところです。

○委員長（坂本一夫君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） じゃ、現在は機織りのみということで、この本来の事業の目的というものの中にはほとんど、じゃ、今は世代、中学生との交流とかそういうのは、今後やる予定はあるんでしょうか。ここに、そういう事業の目的が書いてあるんですけども、その交流とか、あと創作活動、そういうものは今後は、機織りのみなんですか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 村の建物ですので、管理の方は村の方で行っているところなんですけれども、事業に関しては、特段、今のところは考えておりません。自由に使用していただけるということでお願いしています。

○委員長（坂本一夫君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 自由はいいんですけれども、せっかく、このいい目的があってやろうという事業なので、ぜひともこれを生かしていただいて、介護予防という点もありますし、何かせっかくこういう事業があるのに活用されていないというのは非常にもったいない気がするので、ほかのところでもデイサービスとかいろいろやっておりますけれども、またこれは、郷土工芸館というその名前も何かすごいものがあるので、できれば、そういう関連性のものができればいいかなと思います。

担当の方で、今後こういうものも検討していただいて、介護予防につなげるとか、そういうのにぜひ積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（坂本一夫君） 今後検討でいいですか。

○委員（山本一恵君） はい。

○委員長（坂本一夫君） わかりました。

その他、質問ございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 議案書の75ページからになるんですけれども、款3 民生費、社会福祉費の社会福祉総務費の関連で、4点質問させていただきます。まず75ページの補助金の項目、19番の負担金補助及び交付金の中の村社会福祉協議会3,888万4,000円、それからちょっと下へ飛びますけれども、04番の同じく負担金補助及び交付金で民生委員児童委員協議会補助金として395万円、この二つの項目ですけれども、重立ったこの補助金の用途を教えてください。金額の明細とかそういうのは構いませんので、どのような項目で補

助されているのかを、この二つについてまず説明を求めます。

次に、76ページなのですが、中ほどの06番、地域振興基金積立金、金額はただの5,000円なのですが、間違いました、済みません、地域福祉基金積立金で13万円となっていますが、この基金については、現在の積立残高を教えてくださいと思います。

77ページに移ります。社会福祉総務費の中では一番最後の地域福祉計画策定費なのですが、94万5,000円のうち一番支出の多いのは、業務委託料で策定業務委託料が76万5,000円になっています。それで、当初予算の説明書の方では、住民の意見も反映させて策定するマスタープラン。地域福祉計画のマスタープランを策定するとなっているんですけども、住民の意見も反映させながら作成するという観点と、その業務委託料がかなり8割以上を占めているということから、このプランの内容そのものまで、例えばコンサルタント業務のような感じで委託するのか、それとも、例えば計画のデータなり冊子なりする分で委託するのか、その点のところをお聞かせ願います。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） まず、75ページの社会福祉協議会への補助金ですがけれども、これは人件費・事務費に充てられるものでございます。

それから、民生費、民生委員協議会の補助金ですがけれども、28名民生委員がいるんですけども、その運営費となっております。

それから、77ページの地域福祉計画の委託料でございますけれども、24年度からの継続事業となっておりますので、データということでしたけれども、アンケートを事前にとらせていただいております。

それから、住民への周知ですがけれども、パブリックコメントをお願いしているところでございます。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 私の方から、地域福祉基金の現在高を申し上げたいと思います。24年度末ということで見込んでおりますその金額を申し上げます。1億8,924万3,292円でございます。もう一度申し上げます。1億8,924万3,292円でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいま、地域福祉基金積立金についての積立金現在高を説明いただきましたけれども、近い将来、どのような項目で支出があると予想されるかどうかをお伺いします。

それと、業務委託料の地域福祉計画策定業務委託料については、24年度からということでしたが、これは25年度で終了し、マスタープランができあがっていくのでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 地域福祉計画ですがけれども、24年・25年度、2年の計画

となっております。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 地域福祉基金の事業を展開して行くというようなことで、そのときに基金の取り崩しがあるような事業があるのかということのご質問だと思うんですが、今のところはないような状況でございます。

それと、この地域福祉基金につきましては、もう何十年も前からこうなったんですが、これは果実運用型というような言い方をしております。要するに、基金で積んであるもの、それから発生します利子をもって運用するというような、当初の話では聞いておりません。

でも、大分もう長い間事業が、事業というか年数がたっております。あるいは、利率の方も大分下がっております、これから発生する利子分というと、そんなに多くございませんので、これも福祉基金というようなことの名称ですので、この基金のあり方についても、今後福祉施策の中で取り崩し等を考えながら進めなくてはならないのかなというふうに考えてございます。

○委員長（坂本一夫君） はい、いいですね。わかりました。

その他ございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ちょっとすべてまとめてないものですから、四つ五つ本当は出したところなんです、ちょっと一番興味というか、先般のあの議会、以前の議会の方、質問等々出てますけれども、デマンドの予算のことです。

事業の方で、事業費を見ると、これは22ページの一番下の事業になっています。予算はどこだ。

〔「80」と呼ぶ者あり〕

○委員（塚本光司君） 80ページでしょうかね。多分1,260万円で、交通弱者対策事業費のところなので、25年度予算書では80ページになります。

業者への委託料として1,260万円出ていると思うんですが、これは今までの毎年のあれと変わらないと思うんですけれども、12月の議会、それと今回の議会中にまた一般質問で質問がありました。

いろいろな方式があって、執行部としてはどのような方向で今後見ておくのか、検討していく等かということで質問があったと思うんですが、この予算書を立てた段階では、もう、この料金を見ると、これまでのやり方で多分やっていくのかなというふうに私は推測するんですけれども、執行部サイドの考えとしては、前回の村長から、このシステムは継続させますよということでありましたが、どのような形で、ことし5年目ということで切り替えというようなところがありますので、どのような考えがあるのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問なんですけれども、改善案に関しては全協で示させていただきましてけれども、今回この案件を地域公共交通会議に諮りまして、これまでより利便性が良くなるという考えのもと進めております。

契約に関しては、現在、契約できる会社が村内に1社しかないものですから、25年度の見積もりをいただきまして、それを精査して契約するという形になろうかと思えます。

○委員長（坂本一夫君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） わかりました。そうしますと、やはりこういった例も過去にありました。児童館の民営化に関して見積もりをとったところ、片方はそれに準ずるようなところではなかったと。要するに、基本的には随意契約みたいなものに当時なってしまったわけですね。これはもう事業が進んでいくわけなんですけど、このデマンドさんに関しても、やはり同じ土俵の上に上がって、上がれるような形で業者を、ですから、執行部サイドさんもそれがわかっていないと、頼みましたよ、後でふたを開けたら、そういう資格なかったというようでは話にならないので、その辺をきちっと土俵に上がって見積もりを出せるような形で、そういう業者をやっぱり広くということで、その確認の意味も込めまして一言申し上げておきます。そういうことでお願いします。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 当然、何社かあれば一番いいことではあるんですけども、現在は1社しかないということで、この後、間口を広げるといふか、そういうことも当然考えなくちゃならないことだと思います。それには、道路運送法の許可を持っていないと同じ土俵に上がれないということがありますので、その辺は、業者の方に周知していきたいと思っています。

○委員長（坂本一夫君） いいですか。はい、ありがとうございます。

次、林委員、どうぞ。

○委員（林 昌子君） ただいまの塚本委員の関連で継続でお伺いさせていただくわけなんですけれども、デマンドタクシーの件ですね。

なかなか同じ土俵に乗れないというのは、結局、こちらが要望している業者がワゴン車とセダンと両方ある業者でないといけない部分がありますよね、こちらの提示条件として。ですけれども、タクシー業界というのは、結局、ワゴン車は持っていないじゃないですか。だからその土俵に上れない部分もあるんですよね、現実。

ですので、これはこれで全協でお示しいただいた状態で、1年契約ですので、当初の説明の中で25年度は運行されるのかなというふうに思うわけなんですけれども、この1年間の間で、この方式じゃなくて、もっと違う方式ができないかという検討を、もう一步突っ込んで検討いただきたいという思いで、今ちょっと質問をさせていただくんですが。

前も私も一般質問で申し述べましたけれども、ほかの地域自治体というのは、試行運転

をして、そのデータをもとにどういうやり方がいいかなということで決定していった経緯がございます。ただ、美浦村に関しては即スタートしますので、試行ではなくて実際にいった上で、それが結果よかったのか悪かったのかというのが、結果が後についてきて、今回変更になっている経緯だと思うんですね。

ですので、今後、この25年度の1年間、この間、1時間後とか当日予約もオーケーとか、大分改善されたかと思えます。ですので、そのやり方をしていく中で、私も申し述べましたけれども、タクシー業界の参入というんですかね。結局人件費がかからないんですよ。維持管理費とか機材の新規購入とか一切そういうことがかからず、常にドライバーが待機している状態です。予約を入れてすぐに、10分やそこらで現地に赴けるという態勢が整っている業種がタクシー業界だと思いますので、今の一社の業者プラス、そういう並行してそういう業者も組み入れられるようなやり方というのはできないのかどうかお尋ねをさせていただきます。

○委員長（坂本一夫君） 保健福祉部長浅野君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 今、林委員から質問のありましたデマンドタクシーの、今回25年も継続という形で行っていくわけでございます。この件につきましては、やはり私の方、私が全協でお示しをしましたように、改善をしていきますということで、この改善点につきましては、やはり陸運局の指導の方もございますし、また、美浦村地域公共交通の、諮ってその中で議決をいただいて改善をしていくということでございますので、その中でまたいろいろご意見もあると思います。そういうことで、今後改善をしていくという形をお願いをしたいと思います。

また、新規業者の参入でございますが、これについては、会社の中に先ほど課長の方からもご説明しましたように、安全運転管理者ですか、ちょっと手元に正確なナニがないんですけれども、そういう資格を持った方が一人は必ず必要。もう一つは、会社自体がこの旅客運送業の認可を持っていないとできないですということです。

ですから、こちらを取るのには、やはりそれなりの運輸局の資格審査の中での認可になりますので、やはりワゴン車を持っていないといけないとか、タクシーが何台とか、そういうことでもございませぬので、その中で認可を受けるという形になってきます。村長が今回の議会の一般質問の中でも答弁しましたように、ほかの業者の参入については、参入の意思があるかどうかで、その中で地域公共交通に参入の意思があれば、その中で諮りまして、その後、認可を受けていただいて、同じ資格を持った業者にどちらかに、どちらかといいますか、複数の中から一社を選定していくというような形になってこようかなと思うんです。

また、2社の参入でございますが、やはり委託料の問題がございますので、やはりその辺は慎重に検討していかないとという形で考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの答弁では、とりあえず参入の意思があればということでもありますし、また、そのきちんと認可を取っていただければということであるかと思えます。

当初、5年前にスタートしたときには、何か説明があちらとこちらで違っていたというか、そういうこともあったかと思えます。ですので、今回はきちっと同じ条件で同じ提示をして、その参入業者への説明を公平、正大にというか、行っていただきたいと思っております。そういう意味で、今後もしゃあタクシー業界もそういうきちっとした土俵に入れば、委託料等もあると思うんですけども、可能であるというふうを受けとめてよろしいですね。

○委員長（坂本一夫君） 保健福祉部長浅野君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林委員のご質問にお答えを申し上げます。

今ご質問のありましたとおり、参入の意思があれば、繰り返すようなんですが、地域公共交通の会議の中で諮りまして、その中でその業者がデマンド交通に適している業者であれば、その中で議決をしまして、その業者については認可を取っていただくという形という流れになってきます。認可を取れば、こちらで先ほどもお話ししましたように、業者選定の中から選んでいくような形になってこようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） 林委員、いいですか。

○委員（林 昌子君） はい。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ですので、予算に関しては、これはいいんですけども、その内容についてのことで今お話をさせていただきます、今の話で了解をするわけなんですけど、とりあえず25年度事業としてスタートした場合に、また、定期的にはいろいろな利用者等、また、事業者とのいろいろなお互いの思いというのがあると思っておりますので、それを定期的に吸い上げるような形でぜひいい形で導入をしていただきたいということを要望して終わりにいたします。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

要望が出ましたのでよろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 次、ございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の123ページ、款5農林水産業費、項1農業費、農業総務費の中で、下の方の美浦村物産館建設事業費となっています。内訳は、報酬の8万1,000円と旅費が1万4,000円となっていますが、ちょっと確認したいんですが、これは非常勤職員報

酬というのが条例に定める美浦村特別職非常勤に対する報酬ということだとは思いますが、これは建設委員会、物産館建設委員会で間違いないのか。

物産館検討委員会という名前だったような気もしますが、それとですね、建設事業費なのである程度、昨年からもこういう検討委員会は数年前から、行われていると思うんですが、検討委員会であれば検討しているところで済むと思うんですが、建設事業費で上がっているわけですから、ある程度土地の選定とか、生産者の確保の問題とか、年が経過すれば煮詰まるのではないかと思います。

事業の内容によっては、長期的な展望を持って長期プロジェクトということもあろうかと思いますが、しかし、そういった性格から考えたとしても、今の進行状況、あくまで建設事業費という中で、周りからはちょこちょここと聞いて聞こえてきたりもするんですが、その事業報告みたいなものが、昨年、何月議会か私は忘れましたが、全員協議会の中で村長からもいろいろお話があったと思うんですが、事業報告としての進行状況はどうなっているのか。

なぜこのようなことを質問しますかという、商工業者も含めて美浦村の活性化というのを住民は望んでいるわけですが、その中で物産館建設構想というものが挙げられますと、やっぱり活性化に向けて何とかして成功してほしい住民の思いがあるわけですが、そういった中でその進行状況というか構想が示されないと、住民もある程度落胆してしまうのではないかと危惧するわけですので、答えられる範囲内でお答えいただきたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

名称につきましては、「美浦村物産館建設委員会」という名称でございます。説明書にもちょっと書いてあるんですけど、名称は建設委員会でございますけど、物産館の建設に向け必要な調査及び検討をするということで、建設をする委員会じゃなく、その名称は建設委員会なんですけど、内容としては、その検討をする委員会でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員、いいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） それでは、さらに詳しくお聞きしたいんですが、必要な調査というのは、調査項目についてはどのような項目を挙げておられるのかということと、それから、聞いておりますと、建設事業費はあるけれども、検討という言葉を使っておられるので、あくまでも建設していくという明確な方向性があるかということもあいまいなようなちょっと、私受けとめ方をするんですが、変な質問かもしれませんが、建設するのか、そのことがもう方向性が決まっている中での調査検討なのでしょうか。それとも、調査検討しながら建設するかしないかの判断しているということなのでしょうか、お

聞きします。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 名称につきましては建設委員会でございますけど、建てることを条件にスタートしたわけじゃなく、やるかやらないかも踏まえて検討して、そういう検討委員会でございます。ですから、やらないことも当然あるのかなと思います。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 今、経済課長の方から話がありましたけれども、これについては検討を重ねてきております。

たまたま美浦村のJAさん二つありますけれども、茨城かすみ農協さん、これが阿見町の農協も同じ茨城かすみ農協で統合してございます。実は、就農者、そういう農業を営んでいる人の代表をその委員の中に入れて、話し合いをして進めてきました。ただ、この後、この125号線沿いにやろうとする計画をもって検討をしてきた推移があつて、まだ結論は出ておりません。

なぜ、出ていないのかということは、実は、阿見町でも道の駅、物産館じゃなく道の駅をつくらうという一つの構想がございます。これを125号線のバイパスにつくる案も一つ出ています。阿見町でもまだ決まっていないんですね。これが、アウトレットの近くで模擬店を一応出しましたけれども、その模擬店の状況は、阿見町でもそれほど話題が出るほどの模擬店ではなかったというふうに私も認識しているんですが、道の駅とすれば、どこにつくるか。

一つ情報としては、茨城かすみ農協さんが両方を兼ねていますので、阿見町で検討をしている部分も、ちょっと調査をさせていただきましたらば、2カ所か3カ所を一応、今、目標にやっていますけれども、ちょうどアウトレットから来た道路と125号のバイパス、湖南シティのあるちょうど阿見町にあるんですが、美浦村から行くと手前の交差点があるんですね。あの辺を一つ目標にもしていますよという報告をもらっています。

あそこの交差点のところに道の駅をつくったときに、あそこから、この役場までの間のところに同じような物産館をつくったときに、JAさんは、中身は一緒に、運営母体がそういう農協じゃなく、どこが運営するか。当然JAさんの協力も借りないといけないところもあるんです。

ということになると、同じこの街道の2キロから3キロの間に、道の駅と物産館がそれぞれできて同じような物を展示することは、ちょっとそれは将来的に見たらば、余りどちらがいいかというのは、大きいところにある程度は流れてしまう。道の駅だと、車が200～300台とまれるぐらいの部分は、これは国土交通省との話の中で、道の駅になると、駐車場の整備は国土交通省がやってくれるよ。あと施設は、その地元の運営母体がやるんですよというのが一つの道の駅の部分なんです。

物産館になると、それほど大きなものはできなくなりますし、品ぞろえも含めると規模が違いますので、その辺はちょっと危惧されること。

そしてまた、美浦村のそういう、いろいろなものをそこに出していただける、農業をやっている方も、話の中では、いいところ10年働ければいいかなというような不安を持っていることも一つあります。

ですから、その辺のところは慎重に考えていかないと、阿見町と道の駅と同じ道路上の近くに物産館をつくって、そして参加する農業者の人も高齢だということになると、なかなかその辺を考えなくてはいけない部分もあるだろうなというふうには私は思っております。ただ、これもJAさんの方のいろいろな報告をもらいながら慎重にやってございます。

アウトレットの方に、そういうものを阿見町の方でつくる。それから、旧125号の方につくるという案もありますので、その辺は先にやって、後から大きいものができてしまうというのもちょっと困りますし、その情報はしっかりと見定めてからでないと、余り拙速にことを進めることはいかななものかなというふうな感じしております。これは阿見町の動向がいかに、どういうふうに進むか、これをひとつ注視していきたいというふうに思っています。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員、いいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確かに、農業後継者の問題、生産者の問題は大きい問題だと伺っています。

そして、近隣の市町村で既にできているところも、これから計画される、その兼ね合いもあってなかなか計画を決定できないという、進められないという状況もわかっていますが、やはり住民と例えば意見交換していく中で住民の求めるものをパブリックコメントでやってきた中で、ただ、言葉だけが、建設委員会とあって、じゃ、いつごろどうなるんだという、霧の中にいるような状況にあるのではないかと思います。

ですから、そういった状況を住民によく伝えていただいて、いただければ、私どももその問題、議会は何をしているんだということを考えられない、やるなというか、そういう状況にならないと思いますので、今後とも事業費ということであれば、その都度周知していただくように最後に要望させていただいて質問を終わります。

○委員長（坂本一夫君） 要望でいいですか。

○委員（岡沢 清君） はい。

○委員長（坂本一夫君） はい、ありがとうございます。

今の話の中で、途中なんですけど、ここで暫時休憩といたします。

始まりが3時半、3時30分にしますので、よろしく願いいたします。

午後3時14分休憩

午後3時30分開議

○委員長（坂本一夫君） それでは、休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

質疑のある方はどうぞ。どうですか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） それでは、43ページ、役場庁舎施設耐震改修事業費で2,300万円ということで計上してあります。実施設計ということで設計をしていくと思うんですが、その方向性ですか、どのような形で設計を行っていくのか。前回、前年ですか、一応大まかな設計に当たったの助言というか、新田さんですか、名前ちょっと、新田工務店さんとの打ち合わせをやっていると思うんですけども、その内容ですか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

次に52ページ、少年のつばさ事業費ということで506万円計上してあるんですが、この事業費の今後の方向性ですか、中国の問題もありますので、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

次に85ページ、地域活動支援センター改修事業費ということで785万4,000円ということで、これはホープ作業所の件ですよ。これの進捗状況といいますか、お聞かせをいただきたいと思います。

147ページが一番上ですね、児童生徒芸術鑑賞で170万計上してあります。これは24年度でも行った事業だと思うんですけども、どういう内容なのかと、24年度と25年度、どのような形なのかを教えてくださいたいと思います。

次に180ページ、調査委託料ということで上の方なんですけれども、中央公民館エレベーター設置計画現況調査確認業務委託料で68万3,000円ということで、この件についても教えてくださいたいと思います。

ページ196ページ、中ほどの工事請負費の遊具設置工事ということで104万4,000円計上してあるんですが、これはどこの部分の遊具なのか、場所を教えてくださいたいと思います。

次に私の方から、ページ123ページの物産館の、先ほど同僚委員の方からもありましたけれども、9万5,000円ということで見ているんですが、先ほど村長の説明では、阿見町さんの方の状況を見てということのご説明だったんですが、この件について、まだ早いという村長の今お話だったんですけども、これも議会としても、道の駅だとか物産館とか、もう数年にわたって執行部の方も一緒に常任委員会の視察等でさんざん視察に行っております。

その中で、まだ工程表も示されない。つくるつからないもまだはっきりしない。こういう状況では、先日行った議員と商工会との一般会議の中でも、商工会の方からも提言がありましたが、村の方が、行政の方が全然方向性を出さないのに、物産館についてどうですかと聞かれても何も答えられないよということで、厳しいご意見をいただきましたので、この件に関しては、もう一度ちょっと村長の方からお伺いをしたいと思います。

また、ページ数ではちょっとあれなんですけれども、各小学校の給食室なんですけれども、以前、村長の方から給食センターということでお話もありましたが、修繕費で、幾らも上がってきていないんですけれども、今の状況で給食室、各小学校の給食室というのは大丈夫なのかどうか、その辺の現状をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） 以上8点だと思います。8項目。

1点ずつ、まず説明させていただきますから聞いてください。

○委員（沼崎光芳君） はい。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 私の方から、役場庁舎の耐震改修の状況と少年のつばさ事業の2点を説明いたします。

まず初めに、美浦村役場庁舎の改修でございますが、庁内の会議を2回ほど実施いたしておりまして、役場の職員だけでは3回なんですけど、あと、建築士の方を入れまして2回ほどやってございます。

それで、まずどこの部分を、耐震は弱いというようなことでございますので、耐震工事は行くと。あと、中の設備が昭和49年の建築でございますので、その後、設備も何回か更新もしてございます。そういうことも踏まえまして、役場庁舎の修繕も考えなくてはならないというようなところで行ってございます。

大きく言いますと、お金のかかることと言いますと、冷暖房の空調設備が考えられます。それと、大分建物が古いものですから、トイレの改修、あと給水関係、給排水関係、それと、今の時代ですのでエレベーターの設置ということも考えられるかと思えます。この点につきまして、打ち合わせはしてございます。

そのほかに、事務室1階のフロアの天井の部分ですね。一つは、アスベストの吹きつけ。吹きつけということじゃないですが、アスベストを含んだ塗料がございまして。これについても、当然のことながら、この改修で見なくてはならない。安全な庁舎というようなことを考えますと、これも考えなくてはいけないというようなことで、建築士の方から参考までに案をいただいております。今、建設会社の方に見積もりを依頼してございます。今週あたりおおよそ出るようでございますので、来週、また、今月も残り少ないですが、また最終の打ち合わせをしたいというふうに考えてございます。そういうものをまとめたところで、25年度に計画しております実施設計に向けまして進みたいなというふうに考えてございます。

庁舎の耐震につきましては、以上でございます。

もう1点目、私のほうでもおります、少年のつばさ事業でございます。

これにつきましては、2月28日、少年のつばさ事業の委員会がございまして、皆さんに役員の方に集まいただきました。24年度の実施報告と、25年の計画というところで

協議してもらってございます。その中で話題になりましたのは、やはり中国の臨桂県の方に美浦中の生徒16名を派遣しておりまして、もう既に20年も派遣しているというようなところで、友好的に交流が行われてきているんだなというようなことで考えておったんですが、また来年もというようなことがございますので、私どもの方でも臨桂県の方に連絡をとったんですが、なかなか連絡がとれないというような状況でございます。これもやはり社会情勢的なものがあるのかなというようなこともございまして、一つは尖閣の問題、大分ニュース等でも話題になっております。こちらの尖閣問題等がございまして連絡がとれないのかなというようなことも一つ考えられます。

それと、あと、中国に派遣というようなことになると、今、環境問題で大分中国が騒いでございます。PM2.5というような環境問題。日本の基準よりはかなり悪いところで、環境が悪化しているというようなことが、日本のニュースでも聞かれますし、その影響が九州方面でも出ているというようなことも考えられます。それで、この委員会の中では、やはり中国に派遣を考える上では、やはり中国の情勢、あるいは環境の問題等を考えますと、やはり保護者の方もなかなか行かせたくないような風潮になるのかなというようなことが考えられます。

それで、相談の中では、中国とは連絡がとれないというような状況ですので、代替案というようなことで、また別の国の案はどうかなというようなところで、今、模索している状況でございます。

それで、3月28日、もう一度皆さんに集まっていただきまして、その中で、少年のつばさ事業の25年度の事業につきまして、もう一度検討していただくというようなことで考えてございます。これが、少年のつばさ事業の今までの相談の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

続いて、福祉介護課課長秦野課長君。

○福祉介護課長（秦野一男君） ページ85ページの地域活動支援センター改修事業費でございます。まず委託料なんですけれども、ホープ作業所の増設というか新設なんですけれども、委託料につきましては、木造の平屋建ての建物を想定しての委託料の計上となっております。

それから、土地の購入なんですけれども、福祉センターの一部を買い上げるわけなんですけれども、今現在、財務省の方に購入意思を伝えてはあるんですけれども、現在、土地の鑑定中というようなことで価格は示されておられません。結果が出てからの公募期間3カ月を経まして土地の取得となる見込みでございます。大体6月から7月ごろではないかと思われま。

並行して、県や社協、福祉団体などと協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 教育次長増尾君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、沼崎委員の147ページの児童生徒の芸術鑑賞会、24年度の事業の報告をしたいと思います。これは今回、専決をやらせてもらった部分で、既に議決をいただきましてありがとうございます。

2月26日にことしの事業を行っております。2月26日に行った事業につきましては、劇団「あとむ」という、東京にある劇団なんですが、保育所・幼稚園の5歳以上と小学生を対象にして、公演を行っております。題目は、「あとむの時間はアンデルセン」という公演を行いました。

10月末に議員控室で予算措置をするよう指示をいただき、170万円の専決をさせていただきました。中学校にはその旨を伝えましたが、24年度の事業としては対応しきれず中学生を対象とした公演には至りませんでした。総額170万円を専決させていただいたわけですが、保育所、幼稚園、小学校を対象とした事業で約90万円弱の事業費を執行し、残りの額については不用額として残るような形になってまいります。

それから、25年度の事業なんですが、これはご指摘のように、147ページに170万円、補助金として計上させていただいております。当然これにつきましても、毎年、予算が確定をいただいた段階で各学校の方でことしはどういう事業をしましょうということまで計画を立てていただいて毎年事業を行っております。本年度どういう劇団を呼んでということまではまだ決まっております。この170万の予算の中で子どもたちになかなか東京まで行ってそういうことを経験できませんので、そういう経験をさせるというようなことで、優良な劇団を選んで公演を行うということでございます。

それから、生涯学習課の事業の枠で生涯学習課長の方から説明するとしまして、給食室の方の状況なんですけれども、給食室はことしの事業では木原と大谷で、学校の空調設備の工事予定をしております。その中で給食室も空調設備を整えるということになっております。それから、美浦中学校についても空調設備を整えるということになっております。

各給食施設とも、建設をしてから、美浦中学校が一番新しいわけですが、そのほかの学校については、学校建設当時ですから、もう30年以上ということになっておりまして、毎年、施設も含めてですけれども、いろいろな修繕箇所が出ております。

しかしながら、給食センターの検討委員会というものが、立ち上がっておりまして、美浦村一本の給食センターでいこうという方向で検討がその中で進められております。

そういう中では、給食室、その不都合が出てきた段階で、最低限の補修をしていくということだと思います。その中で空調設備はどうなんだという話も出てくるんでしょうが、空調については、働く人の職場の環境もありますし、それから、当然そういう湿度の高いところで調理をするよりは、空調が整った中でやるということは、衛生上もよろしいわけです。そういうことで空調についてはことしの事業で整備をするということ考えております。

それで、給食センターの検討委員会なんです、今年の7月に開いたのが最後でした。その中では、米飯給食の方向性が決まっていなかったということも一つありました。それから、幼保の一元化ということで幼稚園の給食をどうしましょうかということもありました。そういうことで、給食センターを建築する際の施設自体の大きさもかかわってきますので、そういうことが整理をできた中で、検討委員会を再度、開かせていただきますというようなことで、今年の7月から開いておりません。

また、中学校の方の給食の民間委託を先行して検討させていただきますということを、そこで説明をしまして、給食センターの建設委員会の方は7月以降は開いておりません。

25年度の中で、さきにお話ししたように給食室の施設の状況、非常に老朽化していて、毎年毎年いろいろなところを修繕しているという状況です。給食センターについても、そんなに先延ばしできる状況ではないと思います。いろいろな問題、米飯のこととか話しましたが、そういうものがきちんと整理ができれば、何年度で建築していきましょと、どこにつくりましょという具体的な方向まで、できればことし25年度の中でそういうことまで含めて検討を進めていきたいと思っております。

中学校の関係ではページでいきますと、201ページに給食室の修理関係が予算で載っておりますので、予算書の方をごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

教育長門脇君。

○教育長（門脇厚司君） 芸術鑑賞会について若干の補足をさせていただきます。

23年度までは予算を縮小しながらですけれども、170万、これは当初予算で計上してもらって、そういうこともあって、これは事業としては、先生方につくっている教育研究会にお願いしてやって来てもらっていたわけですが、当初予算で予算計上されていけば、4月の段階からもう準備にかかることができる。例年11月に小学校3年生までの分1回、それから中学校3年生までの分1回、2回、2日にわたってやっておりました。

24年度の場合は、12月の議会中に復活せよというようなことで、急遽動くことになって、中学生の分まで2回やるというのは難しいということで、子ども劇場茨城の協力を得ると。私も副代表理事もやっているものですから、何とか無理をいって、2月26日に対処することができました。その内容については、先ほど次長から説明があったとおり。170万の半分の予算でやるというようなことになりました。

来年は、この予算をまた170万とって、お認めいただければ、23年度までのやり方に復活できると。11月に公演するというようなことで中学生に対しても十分準備もできるだろうということで考えております。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） 生涯学習課課長増尾君。

○生涯学習課長（増尾利治君） それでは、180ページ、調査委託料、中央公民館エレベーター調査確認委託料68万3,000円についてご説明させていただきます。

中央公民館エレベーターは、第8次3カ年事業計画実施の中で、平成26年に予定しております。中央公民館は、昭和58年に建築されたときにエレベータースペースを確保しているということでございますが、その後、平成8年に県の条例、ひとにやさしいまちづくり条例が施行されました。その中で、エレベーターの規格をうたっております。面積で1.83平米以上、奥行き内のり135センチ以上という規格がありまして、これを実際、壁をくり抜いて調査するという委託料になっております。

続きまして、196ページ、工事請負費の中の遊具設置工事の内容でございます。光と風の丘公園のアスレチックがございます。このアスレチックが木造でかなり傷んで、危険な箇所は取り外しをしております。そこに、今回ロッククライミングという遊具を設置する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

もう1点、経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） それでは、物産館の建設委員会について説明をいたします。

この検討委員会につきましては24年度に設立をいたしまして、メンバーとしましては、議会の代表といたしまして経済委員長、あと副委員長にお願いしまして、あと、両農協さんですか、茨城かすみ農協さんと稲敷農協さんの組合長さんと事務屋さんをお願いしてございます。あと商工会さんにつきましても、会長さんと指導員の方をお願いしてございます。あと、農産品の直売所関係で両代表の方をお願いしてございます。

それで、今年度開業した中では、直売所関係の方からも意見が出たんですけど、今は生産者も大分半減しているし、売上高も大分落ち込んでいて、生産者もみんな高齢化であるし、なかなか厳しいという意見が大分出ていました。

先ほど村長が言いましたように、阿見町さんで道の駅の構想がございますので、その動向を見ながら検討しましょうということで話は終わっております。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

沼崎委員、これで全8項目出たわけだね。

○委員（沼崎光芳君） 出ましたね。

○委員長（坂本一夫君） 出ましたね。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございました。

まず役場の耐震化設計のこれまでの流れということで、大きくいうと、役場の空調・給排水・エレベーター・1階フロアのアスベストということで、見積もりを取っていて、来

週見積もりが上がってきて、それをもって進めていくよということのお話をいただきました。

耐震だけではなくて、思い切って建てかえちゃおうかという話はその会議ではなかったのか。その辺をもう一回ちょっとお聞きしたいのが1点です。

あと、1階フロアにアスベストがあるということで、今回、耐震をやる上で、どういうやり方になるかちょっとわからないんですけれども、庁舎を使いながら耐震をしていくのか、仮庁舎を建ててやるのかというやり方の二通りあると思いますが、その辺も今後の見積もりをとってきた中で方向性が出てくるのかなというように思うんですけれども、とりあえず新築というのも考えなかったのかどうか、その1点をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、少年のつばさ事業ということで、3月28日にもう一度会議を開いて、別の国を選定をするということで、お聞きをいたしました。現段階で村長の方で何かお考えがあるのかどうかその辺をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、85ページのホープ作業所の件ですが、一応500万円ということで今、計上してあるんですが、その根拠をお聞かせをいただきたいと思います。

次に芸術鑑賞会の件で、東京の劇団あとむというところで、90万円使ってやったよということですが、この90万円の内訳がもしあればお聞かせをいただきたいと思います。

次に給食室の件ですが、教育次長の方からありましたとおり、老朽化がかなり進んでいて、村長が米飯給食の話をしてから相当たつわけですが、いまだに決まってこないということで、昨年7月に給食センターの建設委員会を開いたっきりだよということなんですが、この件についても、やっぱり子どもたちの口に入るものですから、早くその辺は整備をしていただかないと、今、ウエット式とかドライ式にはなっていない状況だと思いますので、その辺は早急に給食センターをつくるなら、つくるなりの方向性、そして工程表等をやはり議会に対してしっかりと示していただきたいと思います。

次に中央公民館のエレベーターということで、26年度に建設するんですよということだと思うんですが、場所はどの辺につくるのかちょっと私はわからないので、場所をこの辺ということで教えていただきたいと思います。

あと、アスレチック、遊具ですか、遊具を新しくするというので、木造のアスレチックのところにロックライミングのやつをつくるということでお話がありました。この件に関しては、新たなものをつくるということでもいいと思うんですが、今、既存の遊具で危なくて使えないとかそういうのが、私の認識ではあると思っているんですけれども、その辺は確認をされているのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、物産館については、課長の方から直売所をつくっている皆さんが高齢化でもうできないよという感じの今、受け取り方をしたんですけれども、物産館の定義とかそういうものはそれぞれ違うと思うんですけれども、私なりの意見とすると、物産館というの

は食べ物ばかりじゃなくて、いろいろな、ある物産館に行ったりすると、工芸品というかその土地の何かつくった物とかそういう食べ物以外のものも売っていたり、あとは、食べ物だったら、その地域でつくっているもの以外にも、ほかから仕入れてくるとか。例えば美浦村だったら、美浦村以外だったら稲敷市さんとか阿見町さんとか牛久市さんとか、ほかのところでつくったものを美浦村の物産館に持ってきて販売をするというやり方も当然できるでしょうし、すべて美浦村の中で賄わなくちゃいけないという定義は私はないと思っています。

あと、大きさに関しても、阿見町の方で道の駅ができるから、それができちゃうと美浦村の方は対抗できないよというお話かと思うんですけども、道の駅と対峙するわけじゃないので、あくまでも美浦村の例えばお米を買いに行くときには、あそこへ行けば買えるよという、みんながわかりやすいそういった建物というか物産館というものを、私は早くつくっていきべきなのかなと思っています。

美浦村に初めて来た人で、何かお土産買っていけないかなといったときに、あそこの物産館に行けばこういうものを売っているよということでお話ができるような、ちっちゃくても内容の詰まった物産館というものはつくっていきけるんじゃないのかなと思いますので、先ほどの意見だったら、もうつくらないよというふうに私は受け取れてしまうので、もしつくらないのであれば、この8万9,000何がしの予算というのは当然必要ないんじゃないのかと、逆に切るべきじゃないのかなと思いますので、その辺についても一度お話を聞かせていただければと思います。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

今、再度8項目が出たと思います。役場の件、建てかえるのか、どうのこうのという。

あるいは少年のつばさ、別の国、村長の考えはとか、いろいろあると思うので、済みません、8項目、再度ご答弁をお願いいたします。

企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 私の方からは、先ほどの役場の耐震化のことでございます。委員がおっしゃるように新築という選択肢はというお話なんですけど、やはり昭和49年に建てまして現在に至っているわけなんですけど、40年ぐらいたっております。それで、やはりこのRCのものというのと、耐用年数的なものをいうと大体60年前後というような表現もされてございます。そういうことも考えますと、やはり耐震補強、あるいは中のトイレの改修、設備の改修等をやりまして、あと20年ぐらいはちょっともたせたいなというような私どもの本音でございます。

やはり新築で建てるというのと、やはり同じ場所に建てるというのであれば、今の役場の機能と同じものをプレハブ等で、新たにつくらなくてはならないかなと。その費用もかなりかかりますので、それでまた同じ場所に新築するというと、期間的なことよりも、金銭的にかなり大きいお金がかかるということも考えますし、あるいはこの経済成長が余りよくな

いときにもなっておりますので、この辺、これを考えますと、やはり耐震化と、あとは中の古くなった設備の改修等で、今よりはよりよい役場にしたいのがよろしいのかなというようなことで考えておまして、耐震化と、あとは中の設備の更新というようなところで、役場の中の担当部局を含めましたところの回答になってございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

続いて、少年のつばさ。

村長中島君。

○村長（中島 栄君） それでは、私の方から少年のつばさ、この前も人材育成推進協議会の中で話がありました。一応、先ほど課長の方から話があったように、中国の尖閣の問題と、それから環境のPM2.5については、臨桂県もこちらからメールを送っても、メールも返さないということになるとちょっと考え方がかなり、安心して子どもたちを向こうに連れて行って果していいのかどうなのかという部分もありますので、その辺、前から英語圏とかいろいろ話がありましたけれども、そこをやると、今大体25万円ぐらいかな、1人大体かかっているのが。それが35万から40万ぐらいかかってしまうということで、そしてまた、ホームステイを一つの基本にしているということで、これはツーリストの方の紹介を一つ基本にして今、話をしておりますけれども、近畿日本ツーリスト、JTBさんいろいろそういう子どもたちの海外の研修の部分でも、そういう部分もあるんですが、ホームステイが基本ですということで、学校との部分点はないですということなんですよ。

実は、茨城県の教育委員会を通して、そういう事例で紹介してもらえるところがありますかねということで聞いてもらったら、国際交流協会というところが国の方でありますから、そこと連絡をとって、してくださいという話がありました。

ということで、国際交流協会、そこへかけましたら、自治体が、学校が例えば美浦中学校が相手の学校とある程度了解がとれているものであれば、という話が返ってきたんですね。これは堂々めぐりで、こちらはなかなかそういうつてがないのでお願ひをしよう、安全で安心な交流をお願ひするために、県の教育委員会にかけたら、国際交流協会、国際交流協会にかけると、そういうふうな相手はどういうつながりがあるんですかという部分で返してくる。

もう一つ、国際交流協会じゃなくてももう一つ、そういう団体の部分がありますよというものはちょっと調べて私も聞いたんですけど、ちょっとここに資料を持っていないので。

日本人学校ですか。相手先の日本人学校ということもあって、今、そういうつながりの部分を探しております。これが今月28日に開きますので、せめて25日ぐらいまでにある程度の相手先とのつながりみたいなものでオーケーをもらえれば、そこを対象にしていきたいなというふうに思っております。

これは、必ずしも最終的には海外を基本にするのかという部分で考えるのか、それとも、日本の沖縄とかその辺も視野に入れてもいいのかなというふうに、ことしの中学生だけそういう交流ができないという部分はなるべく村ではつくりたくないというふうに思っております。そういう一つの国際交流協会の方の部分との詰めができれば、美浦村に対して、いいですよというところが出てくる部分を聞いてもらっています。これがある程度できれば進めていきたい。

最終的には海外的にどうしてもだめだというときには、日本の沖縄、北海道、その辺も含めて、同じ年代の子どもたちとの交流を今までも2日間やってきましたので、2日間をやって、残りをいろいろなところを研修するという方向に変わらざるを得ないのかなというふうには思っております。

安心して交流ができるところが一番いいところなので、その辺はある程度の国際交流協会、また、日本の文部科学省が認めるような学校じゃないとだめみたいな話をされましたので、その辺がオーケーがとれる学校の照会を今待っているところでございます。

それと私、もう一つあったのは、物産館のことだと思うんですけども。

○委員長（坂本一夫君） はい、物産館。

○村長（中島 栄君） 物産館につきましては、これはやらないということじゃなくて、やる方向で進めているんですが、その規模をどの辺までの規模を村としては模索した方がいいかということの中で、生産者も含めてそういう話の進め方をしているんですが、先ほども担当課の方から話がありましたように、JAさんが二つあります。そういう意味では、より多くの生産のものは置けるのかなというふうには思っておりますけれども、いかんせん、今、阿見町が進めている部分も、これは関係なしにやっていいかどうかということも、ちょっと話の中でありました。これも今、組合長が、元議員の神田さんでございまして、神田組合長さんの方からも阿見町の動向をいち早く、そういう検討委員会を阿見町でもつくっているということなので、その情報をもらいながら進めるべきであろうというふうには思っております。

阿見町と競争するという意味ではありませんけれども、美浦村独自のものが一番いいというふうには思っております。これも早目にやりたいと思っても、結果的に生産者を圧迫するような、そして消費者がそこに興味を示さないようなものをつくってもしようがないので、その辺は時間的なものはかけても、私はいいのかなというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） はい。次。

教育次長増尾君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） それでは、芸術鑑賞会の方の24年度の事業費の内訳でございましてけれども、劇団の方へ支払い分が60万円です。公演料、それからあと、積み上げたのを見ますと、運搬費でありますとか、交通費、食費、宿泊費等々を含めま

して、一式で60万円ということ。

それから、子どもたちを会場までの送迎のバス代が23万6,250円ということになっておりまして、合計で83万6,250円ということでございます。

それから、給食センターの方なんですけれども、議員おっしゃるとおりだと思います。早く方向性を出して、きちっと事業の工程表をつくるべきだと自分も思います。そのために、先ほど申しあげましたように、一つが米飯のことでありますとか、幼稚園の給食のこととか、ちょっと思っただけでもそういうことで整理しなければならない部分が出てきます。

それから給食センターということになりますと、事業費もかなりこれまたかかってきますので、その財源の方をどうするかということも出てくると思います。建てましょうということで、すぐ来年着工ということにはなかなか難しい、大きな事業になってくると思いますので、早急に方向性をきちっと定めて、それに向かってきちっと工程表に沿ってやっていくということだと思います。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

引き続きまして、福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 土地の購入費の根拠ということですが、これにつきましては、近傍の市街化調整区域の宅地の公示価格を参考としております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

生涯学習課課長増尾君。

○生涯学習課長（増尾利治君） 中央公民館エレベーター設置予定場所でございますが、ロビーに入って左側に受付窓口がございます。その受付窓口の反対側が予定地でございます。よろしく申し上げます。

〔「階段のところか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 階段の……。もう一回、もう一度、説明お願いいたします。

○生涯学習課長（増尾利治君） 済みません、ロビーに入ってもらいまして、左側に窓口の受付がございます。その反対側、階段側に予定しております。図書室寄りの階段、壁際になっております。

○委員長（坂本一夫君） それともう1点、遊具の件の話がないんですが。遊具のロッククライミングとか。危ないとか危険がどうのこうのという話。

○生涯学習課長（増尾利治君） それは、シルバー人材センターさんに定期的に園内を回っていただいて、危ないところを自分でできるものは自分で直していただいて、撤去するものは撤去しております。

○委員長（坂本一夫君） はい、ありがとうございます。

沼崎委員、以上8点が出たけれども。

○委員（沼崎光芳君） 出た。

○委員長（坂本一夫君） はい。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。まず、役場の耐震化については、理解いたしました。普通、耐震というと一般的に安くあげようと思って、強度が出るようにということで考えて、一般的なやり方でやってしまうんですけども、やはりエレベーターも考えてるよということと、やっぱり人が集まるような、その中でも斬新な、せっかくつくるんですから、いいものをつくっていただいて、人がいっぱい集まるような、そんなすばらしい設計にしてもらいたいと思いますので、時間がかかってもいいと思いますので、ぜひ、よく協議をしていただいてすばらしいものを提案をしていただきたいと思います。

次に、少年のつばさ事業ということで、村長の方から、海外なのか国内かというのは、これから今、検討しているところだよということで、ぜひ、せっかく予算化しているわけですから、いや、時間がなくなっちゃってというふうにならないように、早急にこれも進めていただいて、子どもたちの安全というのが一番大事ですから、いい訪問先というか見つけていただければと思います。

次に、ホープ作業所の500万の根拠ということで、公示価格ということでやっていますよということだったんですけども、この公示価格を使って計算をしているんですけど、その内訳というか、公示価格が幾らだから、面積が幾らだから、500万円一応計上しましたというのをもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

劇団あとむですか、芸術鑑賞会ということで、今回時間がなかったのが教育長が理事を努める劇団あとむさんに頼んでやりましたということなんですけれども、25年度についても同じような方向性になるのか。それは今から教育研究会の方で練っていくんですけど、その辺がもしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

次に、給食室については、教育次長の方からありましたとおり、ぜひ早く方向性を出していただいて、よりよいものをつくっていただきたいと思います。

中央公民館のエレベーターの場所なんですけれども、ちょうど階段の下、わき、何ですかちょっとイメージがわからないので、もし図面等でここだよというのが、簡単に印をしたものをこの特別委員会の中で配っていただければなというふうに要望をいたします。

また、今、遊具の件、シルバー人材センターの方に見て回ってもらっているということで、今はそういう危険な箇所はないよということだったんですけども、現在使われていないとか、入ってはいけないよというようなところもないんですかね。その辺、もう一度お願いをしたいと思います。

あと、物産館について、村長の方から、やらないというわけではなくて、やる方向で、やるよというふうに私は聞こえたんですけども、やる方向で考えているよということだったんですけど、やはり阿見町さんの動向を見てということで、ちょっとJAさん、JA

茨城かすみさんの方の方を意識して、阿見町の動向を見ないといけないよということなんでしょうけれども、やはりつくるのは美浦村なので、ぜひ検討というのはもう、どんどんしていただきたいというのがあるので、動向だけを見ていて、その変化があったときにしか会議を開かないのではしようがないので、ぜひ定期的にこの物産館の建設委員会というのは開いていただいて、日々進展するような方向性のある会議をどんどんやっていただきたいというのが議会としての願いでもありますので、ぜひその辺をよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 再答弁、お願いします。

福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 公示価格の単価ということでしたけれども、平米当たり1万円です。500平米の土地を予定しています。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

生涯学習課課長増尾君。

○生涯学習課長（増尾利治君） エレベーターの図面なんですけど、あすの委員会中に用意したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それで、遊具の現在使われていないところなんですけど、野球場の奥の方に恐竜があります。その恐竜の中に入って滑り台になっていますが、その中の取っ手がもう老朽化でとれていますので、その恐竜は入れないような措置をしております。その1カ所でございます。

○委員長（坂本一夫君） 教育長門脇君。

○教育長（門脇厚司君） 先ほど沼崎委員は、私が劇団あとむの役員をしているようなことでしたけど、そういうことでは全くありません。

私が副代表理事やっているのは、「子ども劇場茨城」という団体の副代表理事を今やっています。今年度は1月、正月明けから動かないといけなかったものですから。子ども劇場茨城というのは、そういう関係のネットワークがあるものですから、何とかできませんかという相談をして協力していただいたと。

25年度は時間的な余裕が相当ありますので、そういうような子ども劇場茨城の協力を得ながら、今のところは全く白紙の状態を考えて、よりベターなものを考えていきたいと思っています。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

村長中島君。

○村長（中島 栄君） 物産館の、結果的に何回も進めてという話なんですけれども、これは実は村が運営するということじゃなくて、運営するところを委託するというので一応考えておりますので、その一番いいのは、JAさんも、そして生産者という部分があったんだと思うんですけれども、その辺のところ。JAさんの方も、どっちかという茨城かすみさんの方がシェアはちょっと大きいのかなというふうなことを思って、そういう意

味で J A 茨城かすみさんの方をいろいろ入れてやっているんですが、J A 茨城かすみさんが向こうもやっているということで、両方兼ねてやっているということが一つあります。

そういうこともありますので、今のところ運営母体をどこだというのは、新たに立ち上げるにしても、そういう物産館運営としての、事業を立ち上げるにしても、当然、J A 茨城かすみさんと J A 稲敷さんには参加してもらって、また、生産者もそこに賛同して入ってもらうという部分がありますので、その前段の部分でまだ協議をしているというのが現実のところでございます。

その辺を含めて、阿見町と美浦村の両方を兼ねてやっているのが J A 茨城かすみさんの部分、そして阿見町で考えている部分、美浦村で考えている部分、それに J A 稲敷が入っているということで、一自治体、一つの J A だったら何となく簡単に話が行くんですけども、お互い、今の時点では J A 茨城かすみさんと J A 稲敷の中でもそれほど、余りツーツーの仲でもないという部分が一つありますね。その辺も含めて、これは調整をなかなかすっと行くような調整の仕方の部分でないところが中にはあります。その辺も難しいところなので、できれば委員の皆さんにも入っていただいて、方向性を出してもらうのが一番いいのかなというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

皆様方にお諮りしたいんですが、審議の途中ではございますが、本日の審査はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすること決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 本日はこれで延会します。ご苦労さまでございます。

次回の委員会は、あした。話を最後まで聞いてください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 次回の委員会は、あす13日午前10時に開催いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 3 1 分延会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 3 号)

平成25年3月13日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席委員

委員長	坂本一夫君
副委員長	山本一恵君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	椎名利夫君
〃	山崎幸子君
〃	富田隆雄君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島 栄君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 嘉 一 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	増 尾 正 己 君
税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	中 澤 真 一 君
住 民 課 長	大 竹 美 佐 子 君
会計管理者兼会計課長	古 渡 和 夫 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
児 童 館 長	宮 本 き み 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	増 尾 利 治 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時01分開議

○委員長（坂本一夫君） 改めましておはようございます。

昨日お願いした時間も少し過ぎておりますから、始めさせていただきたいと思います。

予算審査特別委員会のご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより、予算審査特別委員会を再開いたします。

○委員長（坂本一夫君） まず、再開に当たり、きのうお話をいただきました生涯学習課長増尾より、エレベーターの件で説明させていただきます。はい、どうぞ。

○生涯学習課長（増尾利治君） それで、きのう指示がありました公民館エレベーターの平面図を用意いたしました。まず、これは1階の平面図でございます。玄関から入って左側に曲がりますと図書室がございます。その図書室の入口の反対側のコーナーですね。こちらの赤く塗った箇所が設置予定箇所でございます。2階になりますと、和室の反対側という形になるかと思えます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。説明でございますから、ご了解いただいたと思っております。

総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） 昨日、美浦横越交流会のメンバーということで、名簿提出ということでいただきましたけれども、あくまでも個人、交流協会自体が任意団体ということで、民間の団体となっております。そういうことで名簿はきのういただいはきたんですけれども、提出の方はちょっと差し控えさせて、個人情報保護法の関係もございまして提出は控えさせていただきたいと思えます。

ちなみに、会員数は現在のところ34名といったところになってございます。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

○委員長（坂本一夫君） 議案第26号 平成25年度美浦村一般会計予算を議題にいたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山本委員。

○委員（山本一恵君） それでは、予算書の93ページで、児童虐待防止対策緊急強化事業ですけれども、これは新規事業ということで上がっておりまして、説明の欄に、こんにちは赤ちゃん事業における、ということで、赤ちゃん事業をするということで、備品や消耗品を整備するということが出ておりますけれども、具体的に、こんにちは赤ちゃん事業はどのようなものか。

あと、備品は何を買うのかと、あと、今、美浦村で児童虐待の通報というかそういうのが現実には何件あるのか、もしわかりましたらお願いします。

もう1点なんですけれども、138ページの消防団の運営費ですけれども、これは先日、行政区から回覧が回りまして、女性消防団員の募集がありました。3月いっぱい募集する

ということで、美浦村にも女性の消防団員ができるということですのでごく期待はしているんですけども、これに関して25年度から実際にやるのか、それで、それに伴って予算はこれの中に含まれているのかちょっとわからないので、その件に関してもしよろしくお願ひします。

以上2点、お願ひいたします。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

2点出ました。

福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 93ページの児童虐待防止対策緊急強化事業でございます。この事業は、県補助率10分の10の事業でございます、子ども虐待予防・防止に向けた取り組みでございます。今回は赤ちゃん事業というようなことで、パンフレットの購入、それから機器の整備をするものでございます。

この機器に関してですけども、訪問用のちょっと特殊なもので、体重計と身長計を予定しております。以上です。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

総務課課長松葉君。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまご質問いただいた女性消防団の件なんですけれども、その前に、現在、消防団全体で296名の方々が美浦村の安全・安心、消防・火災、いろいろなところから防災の関係で、ボランティアの精神で働いていただいております。その中で、女性消防団は現在5人の方が登録されております。いずれも組織としては、庁内の女性の方々のご協力をいただいて結成しております。

今後、そういう意味では地域の女性の方々の力をどのように協力いただいて、消防活動、地域の安全の方に寄与していただくことを考えますと、やはり今後ふやしていくべきであろうということで、今後、女性消防団については22年度からもう始まっていますけれども、新しく、今度25年からということではなくて、新たに募集して継続でやっていく予定でおりますので、そういう予定で今後募集をかけていきたいと思っております。

なかなか、でも、一般の地域の方々、これまでも募集というか、いろいろな地域で自主活動をされている団体等もございますけれども、なかなか女性消防団のところまでは結成が難しい。というか、なかなかいらっしゃらなかったんですけども、そういうものも含めて今後も継続的に女性の方々の力をいただけるように、啓蒙というか啓発をしながら、募集活動は毎年続けていく予定でおります。

予算なんですけれども、予算はこの消防団の経費の中に入っております。もし来たときのための活動服なんかも入っておりますので、予算的には15名ぐらいですか、どうも予算的にはもう計上されて、予定はしております。ただ、これから募集で何人来るかちょっと不透明なんですけれども、そこだけちょっと不安があるんですけども、今後そういう活

動でやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

山本委員。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。

先ほどの児童虐待の方なんですけれども、今までそういう通報の件数はあったかどうかというのをまだちょっと聞いていないんですが、わかりますでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 福祉介護課課長秦野君。

○福祉介護課長（秦野一男君） 失礼しました。今のところ伺ってはおりません。

○委員長（坂本一夫君） はい。山本委員、いいですね。

○委員（山本一恵君） はい。

○委員長（坂本一夫君） その他、ございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の181ページ、款教育費、項社会教育費の中の文化財保護費全般についてお聞きしたいんですけれども、まず、当初予算案では1,571万3,000円となっています。昨年度の比較でいうと378万2,000円の減額になっていることに関心を持ったわけなんですけれども、まず、この文化財保護費の経緯なんですけれども、平成21年度、これは予算案から拾った数字なんですけど、21年度2,220万円、22年度が2,323万7,000円、23年度が2,231万1,000円、24年度が1,946万5,000円、そして、25年度予算案で1,571万3,000円という経過があって、来年度は、24年度と比べて378万2,000円の減額となっているわけなんですけれども。

一方、財源の内訳なんですけれども、予算案では、その他の財源として1,132万6,000円、一般財源で438万7,000円となっています。この1,132万6,000円が支出の面でいいますと、そのページの右側に文化財施設管理費が809万2,000円、184ページの文化財活用事業費で264万円、そして、185ページの安中開発文化財調査事業費で68万7,000円、この三つの数字を足しますと、その他の財源1,132万6,000円になるわけなんですけれども、これの歳入の方で見ますと、その根拠となるものは指定寄附金ということで、陸平貝塚保存協力寄附金、美浦村ふるさと応援寄附金、個人寄附金、個人寄附金の部分では予算では1,000円となっています。その後、この指定寄附金については、21年度から25年度まで1,030万円から1,135万円という経緯で、何といいますか安定財源という言葉はおかしいかもしれませんが、恒常的にこの指定寄附金が入ってきている。

そういった財源を根拠とする事業費だと思えるんですけれども、この文化財保護費については、私も先に開かれた縄文フォーラム等で、特に陸平貝塚というものが、美浦村だけでなく、日本の古代史というのをほどいていくということで非常に重要な遺跡である。学術的にもそういったものだということを認識させられたわけなんですけれども、その陸平貝

塚を中心とする美浦村の貝塚を、発掘も含めて美浦村の文化財として築き上げてきた方々、これまで築き上げた方々にも敬意というか感謝したい気持ちなんですけれども、そういった観点からいうと、この21年度から25年度までの文化財保護費の予算の中で、本年度急に378万2,000円の減額となっているわけです。この文化財保護費については、例えば縄文フォーラムでも報告されましたけれども、発掘調査については2年に1度ということをやっているということですので、そのための予算というのも25年度は必要なくなるということは私も認識しています。

それで、この間の縄文フォーラムのような学者や教育者を招いてのフォーラム、これも美浦村で行われたということ、ものすごく意義の多いことだと思うんですけれども、そういったことも、来年度は予算、予定されてないとなれば、それに基づく減額かもはしれませんけれども、どういう観点からこれ378万2,000円の減額になっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 生涯学習課課長増尾君。

○生涯学習課長（増尾利治君） まず、その他の財源1,132万6,000円の重立った内容でございますが、陸平基金繰入金で1,098万円を充当しております。その内容としましては、文化財施設管理費に797万2,000円、文化財活用事業費に232万1,000円、安中開発文化財調査事業費に68万7,000円、その他、陸平学園体験料とか自動販売機設置使用料とか書籍等販売代、そういうものが含まれて、1,132万6,000円となっております。

それで、文化財の補助事業でございますが、2年に1度、補助事業を行っております。24年度は、先ほど議員おっしゃられましたとおり、文化財フォーラムという形で執行しました。25年度は補助事業はございません。でもって、調査の方もありません。その関係で、今回積算した結果が、372万2,000円の減という形になったかと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員、いいですか。

○委員（岡沢 清君） 私も予定していた答弁いただきまして、たぶん、その発掘事業費とか縄文フォーラムとかの事業がないことによる減額ということは、予算書を見た時点で了解しております。また、先ほども述べさせていただきましたが、美浦村のだけの遺跡ではなく、日本の考古学史上でも、これからも重大な役割を果たしていくことだと思われまます。

そういった観点からしますと、これをどうやって美浦村の文化財として、今後の美浦村のシンボルとして役立てていくかという観点から見ますと、例えば平成25年度までの第5次美浦村総合計画を見てもそれほど重要視されていないように思うんですけれども、この文化財保護事業、これからの美浦というものを考えたそういった観点から、どのように位置づけられるのか。言いましたとおり、指定寄附金とか安定財源がある中で、それを年度年度で減額したりとかそういった観点でいいのかといいますと、もっと力を入れて、両

方によく力を入れていただきたい。

この文化財保護事業については、かなりの方が協力して、予算としての数字にはあらわれていない経過というのを、ずっと見受けているんですけども、例えばそちらの方の面でも、財源に余裕があれば、そういうところに補助していくとか、強化していくとか、支えていただいている立場の観点でも考慮していただきたいと思うんですが、今後につけて村の総合計画といった観点からも村長にお聞きしたいんですけども、続けられるのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 村長に振られましたけれども、村長中島君。

○村長（中島 栄君） じゃ、岡沢委員の文化財、陸平についてはどこの自治体もこういう文化を持っている自治体ばかりはありません。そういう意味で、よそと特化したこういう文化を持つ村としては、大いに活用して、PRも兼ねて、美浦をアピールしている一つの材料になるんだろうと私は思っています。

こういう文化的なものが、歴史のある文化は、簡単にはつukれない部分があります。そういう意味でも本当に陸平貝塚は、平成10年に国史跡になりましたので、そしてまた、地元の安中地区の皆さんも、陸平ムラまつりの中でも協力していただいておりますし、地区ごとでは木原にも木原城山まつりがあるんですけども、もう少し村も力を入れてもいいのかなというふうには思っております。

この前は初めて、フォーラムの中で発掘井なるものを取り上げさせていただいて、メディアでも、新聞にも載りました。そういうことで一つの村をアピールしていく部分ではいい文化財を持っているんだというふうに私は思っております。まして、学芸員が3人もこの小さい村で抱えているということ自体がまれだと思います。こんなことを言うのは何ですけども、稲敷市さんあたりでもそういう学芸員さんは1人も今いないところなので、こういう貴重な遺跡はこれからも大事にして、国からこういう発掘の事業のときには文化庁からお金をいただいて史跡の調査を進めておりますので、年々こういうことは少し進められて、そのたびに村から全国に発信するようなものができれば、美浦村の歴史としての発信ができていこうというふうに思っております。

今回もコーディネーターをやってくれた阿部先生でしたっけか、明治大学の東京大学総合研究博物館からとかね。皆さん本当に美浦村のことを理解して、ああいうフォーラムができるということはなかなか貴重な部分だと思いますので、2年に一遍になるかもしれませんけれども、そういう発掘の成果を発表できる場を、これからも村として発信していければというふうに思っております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

いいですね。はい。

次、ございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） それでは、私の方から、7ページにあります債務負担行為の中の応急仮設住宅賃借料についてお伺いをいたします。これの該当する戸数と人数と、あと26年度までというような解釈でなったのかどうか、その辺の内訳をお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（坂本一夫君） 保健福祉部長浅野君。

○保健福祉部長（浅野重人君） まず、7ページの応急仮設住宅賃借料、債務負担行為でございます。これにつきましては、101ページをごらんいただきたいと思います。災害救助費でございます。

災害救助費、東日本大震災におきまして被災されました福島県・宮城県の方が美浦村に住んでおります。この方につきましては、国の災害救助法適用によりまして、住宅の賃借料をこちらで上げてございます。

債務負担行為に上げました26年度の分につきましては、現在、ことしの契約終期分まで11世帯の方が該当しておりますが、そちらの方に全員が1年間延長するというので、この債務負担行為を考えてございます。

契約の終期につきましては、各被災者が日にちがばらばらでございます。ということで、1年延長した部分までのものでございます。参考に申し上げますと、ことしの4月で終期が終わって来年の4月まで延長する方、あと、ほとんどの方は、ことしの10月が契約の終期でございましたので、その方を1年延長するというのでございます。

それでは、世帯ごとに申し上げます。まず、福島県大熊町の方が3世帯9名でございます。南相馬市の方が2世帯で8名、葛尾村の方が1世帯で2名、富岡町の方が1世帯で2名、楡葉町の方が3世帯で6名、そのほかに宮城県名取市の方が1世帯で1名となっております。合計しますと、11世帯28名の方が対象となっております。

これにつきましては、費用につきましては、県の、19ページをお開きいただきたいと思っております。19ページの款15県支出金、項2県補助金で、目の2民生費県補助金、節の5で災害救助費補助金ということで755万6,000円ほど計上してございます。これが支出の賃借料755万6,000円と同じ数字が上がってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（坂本一夫君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 了解をいたしました。

それで、もう一つ確認をさせていただきたい件があります。きのういただいた平成25年度の新規事業一覧表きのういただいたんですが、これに基づいてお聞きをしていきたいなと思います。

まず、一番上にある定住促進事業費の内容なんですけど、これは去年始まった事業で、ことしの1月1日に終わるので、また新たに行うというようなことで、要は1人最大、1年間20万を5年で最大100万だよというような内容だと思うんですが、固定資産税見合いと

というようなことだと思いますけど。これについては新規という形で、継続というような意味でよろしいんですか。答弁願います。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 下村委員のご質問ですが、地域活性化につきましては条例化しまして、最初の年度、対象者があらわれるというのが25年度になっておりますので、今回予算を計上させていただいております。これについてはおおよそなんですが、約20世帯分かなというふうなところで計上させていただいております。

それで、金額につきましては、固定資産税の負担という、その固定資産税の部分というようなことが補助するような形になっておりますので、その金額を見込みまして出させていただきます。

それとあと、条例化しておりますので、今後も条例にのっとりますので、毎年度計上する形かなというふうに考えてございます。

○委員長（坂本一夫君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 了解しました。ただ今までの実績等がわかれば教えていただきたいなというように思います。

それと、あとLEDと、その中で先ほども児童虐待の質問が出ておりますけれども、この事業、18事業を羅列してありますけれども、この中で美浦村独自の事業を見てみますと、二つしかないんですよ。あとは全部県の、または国の事業に絡んだ事業で、特に選挙費とか、それから統計法の規定に合わせてやる三つの調査事業ですね。それから三つ四つになります、三つのですね。

それから、障がい児、さっきも言いました児童虐待、それから、それらも全部、国・県の事業で、これについては予算4,000円とか5,000円とかそのくらいの金額で、事業にはなっていますけれども、本当に微々たる事業というふうに思います。

この中で、ほとんどが見てみますと今言ったように、国県の事業というふうなことで、美浦村独自の事業を見てみますと、学校図書運営費は美浦村の事業なのかなというふうに思いますけど。ここで学校図書運営費で314万5,000円の支出が、ページ188ページを見るとありますけれども、これはちょっと新規事業なのかなというのでちょっと疑ったんですけれども、この辺についてちょっとこの説明をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（坂本一夫君） 企画財政課課長増尾君。

○企画財政課長（増尾正己君） 今、下村委員からございました定住促進の実績というようなお話なんですけど、昨年1年間、24年の1月から12月まで、その新築家屋の確認をさせていただきます。これは税務課の方からデータをいただいたものなんですけど。そうしますと対象者にしかなるだろうとしかちょっと言えないんですが、なるだろうという方が大体22世帯。ですから、私さっき言いましたが、30という数字は、後の八つについては想定とい

うところになってございます。

その想定の中には、中古住宅を取得したのもも入って対象になるんですが、これだけはちょっと想定がちょっとつきませんでしたので、中古住宅を想定というようなことで、8をつけ加えまして30というような対象でございます。

これが実際もう少し申し込みというか、対象者がふえるようであれば、補正予算なりで対応していきたいなというふうに考えておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

下村委員、いいですか。

○委員（下村 宏君） はい、ただいまの件は結構ですけれども、図書運営というのは何でしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 教育次長増尾君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 平成25年度の新規事業の一覧表、昨日の質問に関する資料として企画財政課が資料を作成したところですが、学校図書事業費を学校教育課から生涯学習課へ所管がえをしたため新規事業として一覧表に入れたものだと思います。

今までは、学校教育課で所管していましたが、実際に学校へ行っている司書、職員は生涯学習課所属のため、生涯学習課が事業、予算とも持っていた方が、事業がスムーズにいくだろうということで、予算の組みかえをしたもので、事業としては新規ということではないと思ひます。

○委員（下村 宏君） そうですね。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） はい。

それから逆に、これは中学校の給食空調設備事業しか学校教育課として入っていないんですが、新規という考えであれば、例えば教室のLED化でありますとか、あと体育館のLED化もここへ入ってきてもいいのかなというようなことでちょっと見ておひまして、そういう意味では、その資料をつくる際の連携が悪かったのかなということで今、自分としても見ておひしました。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

下村委員。

○委員（下村 宏君） わかりました。それで、今言ひましたように、村単独事業の中で健康増進計画策定事業費というやつがこれは村単独ですね、数値の方を見てみますと。

これはページ109ページをごらんになればわかると思ひますけれども、これについては村単独ということで、県なり国の支出金等はないというような解釈でよろしいのでしょうか。

それと、どういうものやっていくのか、少し確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（坂本一夫君） 健康増進課課長堀越君。

○健康増進課長（堀越文恵君） 今の健康増進計画策定事業費でございますが、これは美浦村の単独という形になっております。この経緯を申しますと、今現在ある村の健康づくり計画、これは平成16年10月に国の補助を得まして、5年間の計画を作成しておりました。現在に至っておるわけでございます。

そのときには、これはつくった方がいいよということで、国の健康増進法では法律的義務はないんですけれども、このときに補助が出ますし、こういう健康づくりの指針が必要だという経緯がありまして、あとは国県の「健康日本21」、「健康いばらき21」、国県のいろいろな情報をもとに作成されたものと思われま。

今回、国の方の基本方針及び具体的な計画が国の方で24年度末で終了するというに伴いまして、国の方でも見直しがされたということもありまして、美浦村においてもちょうど5年間の計画で現在に至っておりまして、切れているということもありまして、再度改正といたしますか見直しをかけて作成したいという考えでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） はい、どうも。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

県の支出金はなしで村単独というような解釈で了解をいたしました。

この事業一覧の中で、LED街路灯の関係、それから橋梁耐震、美浦中学校の給食の空調施設と、これらについては24年度の補正になるというふうに耳にしております。したがって、美浦村の事業で自分で金を出してやる事業がほとんどないというように思うので、ぜひこれから意欲的な事業を展開する上で少し頭をひねって、もっといい事業を皆さんで考えてぜひ提案をしていきたい、していただきたいというふうに思います。

希望して私の質問を終わります。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 下村さんの新規事業ということで、目玉になるならば、何ぼでも入るんじゃないのかということなんですけれども、実は、安倍内閣になって公共事業のいろいろな活性化の部分で、25年度の中で予定を入れていたものは、24年度前倒しで仕事をやっているよというようなもの、それで実際は、道路関係の歩道の工事も2本入れ込んでございます。

そしてあと、学校の要するに安中小学校は耐震のときに空調までやってしまったんですけれども、木原と大谷については余り金額が大きいということで耐震から外してあったもの、それを25年度で実施する予定でいたもの、含めてLEDと太陽光の部分も、それから

給排水も含めて、25年度の中の部分を24年度の前倒しで結構ですよという国の施策がありましたので、そこに入れ込んでしまいました。

ということは、25年度の事業を計画していないものは採択されません。そういう意味でぜひ25年度の部分も前倒しで24年度の実業として採択されますので、今、議員がおっしゃったように、できるだけいろいろな計画をもって設計まである程度できていれば、国が経済成長も含めて2%という線がかなかどうかはわかりませんが、それが達成できなければ、来年の4月から消費税8%にもなかなかすんなりいかないというふうにもなるかと思うので、ぜひ、ことしの秋ぐらいまでには、いろいろな部分も含めて25年度・26年度に対する予算のいろいろな部分を、新しい事業を考えて、採択されるような公共事業はなるべく入れておくべきだろうというふうに、私も企財の方とは話をしておりますので、うまくいけば26年度の実業が25年度の実業として、また採択される見込みがあるだろうというふうに思います。

予想ではもう耐震が、まだ100%終わっているのはこの近辺では龍ヶ崎市だけ。美浦村も大体もう幼稚園まで24年度で終わってしまいましたので、建物に対する耐震は、美浦村も100%、学校関係はもう済みました。あと庁舎と公共施設が幾分残っておりますけれども、それ以外のところも、庁舎も当然実施設計に向けて、それと他の公共施設も、そういう設計は早めに実施をして、予算的な計上の中を新年度の中に入れておきまして、そういう採択をされないときにはやっぱり、めりはりをつけてどこを選択して先にやるかということは、議会の皆さんの判断もいただきながら進めていきたいというふうに思います。

今回こういうふうに、新規事業の中に目新しいものが、計画していたものが載せられなくなってしまったというのは、私は国の採択されたことは結果的にはよかったのかなというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

下村委員、いいですか。

○委員（下村 宏君） いいです。

○委員長（坂本一夫君） 次、石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、私の方からページ数51ページ、LED街路灯整備事業費で5,292万円という計上になってございまして、2,800基のLEDを交換するという話でございました。結構な事業でございましてけれども、リース方式と買い取り方式があるやに聞いてございまして、村長は、リース方式だと大手の会社に取りられてしまうので、これは買い取り方式ということで検討をしているよということでございますけれども、村内にはいわゆる電気工事の事業者が10社余りあるというふうに聞いてございましてけれども、買い取り方式の場合、それぞれ地区で担当しておる電気工事店があるかと思っておりますけれども、その辺をどのように区分けをするのか、それとも、それぞれが区分けをしてやるんじゃないかと、今までやっていた事業者がそれぞれまとまって協同組合方式か何かで一括で2,800

基を購入すれば、単価もその分安くなるのかなというふうな思いがあるわけですが、その辺のことについてちょっと、中身を精査をしていただきたいと思います。

それから133ページ、土木費の道路橋梁費・橋梁長寿命化修繕計画策定事業費で1,080万円、橋梁の老朽化を原因とする重大な損傷発生が問題となっていることは私も承知をしておりますけれども、橋梁の修繕が必要な橋梁はどのくらいあるのか、その辺のこともお願いをしたいと思います。

それから、136ページ、都市計画費の耐震改修促進事業費・木造住宅耐震診断業務委託料350万円、これは昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断士を派遣するというのでございますけれども、具体的にどういうことなのか、その辺のこともお願いをしたいと思います。

それと、これは総務部長にちょっと一つお願いしたいんですけれども、例年私、時間外手当のことで質問をさせていただきましたけれども、平成25年度の予算書を見ますと、各課、どこも前年度と同じ金額を出してございます。

一つだけ、総務費の徴税費だけが平成24年が325万円だったのが400万円にふえているだけで、よその課は全部前年同様というふうになっているんですけれども、去年のときに総務部長に話を聞いたときには、前年度の実績の80%を載せていますよということなんですけれども、その辺はどうなのか。その辺のことをお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（坂本一夫君） 3点と、総務部長に1点ということで、一番最初からお願いします。

〔「休憩か」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） では、済みません。今、打ち合わせ中なもので、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。

ちょうど11時まで、11時から始まりますので、よろしくお願ひします。

午前10時48分休憩

午前11時00分開議

○委員長（坂本一夫君） それでは、休憩前に引き続き、審議に入ります。

生活環境課課長坂本君。

○生活環境課長（坂本敏夫君） ただいまの防犯灯のLEDに関してでございますが、現在、防犯灯の修繕等に関しましては、区長さんから電気店へ連絡をしていただきまして、現在10社ほどございますが、区長さんをお願いして業者さんにやってもらっているというような状況もございます。そういうことを考えてみましても、新たにLEDに交換する場合、地元のやっぱり電気屋さんをお願いをした方がよろしいのではないかというようなこともありまして、また、それから地元の電気店、10社ほどありますけど、3月7日に美

浦村村内防犯灯LED化工事に関する陳情書というのも、村長の方に来ております。その中で、やはり村内電気工事店で施工することをお願いしますというようなこともございます。

それから、この区分けといいますかやり方に関しては、まだ具体的には進めておりませんが、やはり電気店で組みたいなものをつくってもらうのがよろしいのではないかと。

それからまた、担当地区あたりを決めてやっていきたいというような現在感で進めているというか、今後検討を重ねて、よりよい方向に持っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） ページ133ページをお願いします。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業費1,080万の内訳を申します。当初、橋梁長寿命化修繕計画につきましては、対象は15メートル以上の橋ということで限られておりましたけれども、今回の大型補正に伴いまして、15メートル未満の橋についても対象になりますということで、今回美浦村では、15メートル以上の橋が6基あります。そのほかに9基対象に入れましたのは、大型ダンプが通る箇所を入れまして、今回15基を長寿命化策定事業に入れました。

この委託料は、橋につきましては900万です。プラス路面性状調査というのが180万入れまして1,080万になっております。路面性状調査といいますのは、道路のたわみ、ひび割れを調査する事業でありまして、5キロやる予定でおります。これは、国の補助が55%入っております。

続きまして、136ページをお願いします。

耐震改修促進事業費、委託料350万の内訳なんですけれども、事業費としては1戸3万5,000円、診断料としてかかります。それで、村の方から県の建築士会の方に依頼しまして、県の建築士会から県南の支部に事業が回ってくるそうです。それで、住民の方から依頼を受けた方に、建築士の診断士を派遣する予定でおります。

3万5,000円の内訳なんですけれども、個人負担が1割として3,500円負担していただきます。国の補助金が3万5,000円から個人負担分3,500円を引きまして、3万1,500円の2分の1、1万5,750円を国の補助金からいただきます。

県の補助金としましては、県は3万円が対象になりまして、3万円から3,500円を引きまして2万6,500円の4分の1、6,625円が県の補助金となっております。本人の負担分3,500円を足しまして2万5,875円が国・県・個人の負担になっております。村の負担額が差し引き9,125円になっております。それで今回、先ほど石川議員も言われましたけれども、対象が昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅に限られております。

市町村が、旧基準、旧耐震に合わない住宅に耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震診断

を実施する事業ということで、実際診断を受けても耐震改修するには個人に任せるような形になっております。以上です。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） 先ほど石川議員からご質問のございました時間外手当、これが24年度・25年度の金額が同じであるといったところで、これはどうなっているのかといったご質問をいただいたわけでございますけれども、その中の245ページを開いていただきますと、時間外勤務手当が174万円、前年度も174万円というような形になってございます。この中でですね。

〔「何ページか」と呼ぶ者あり〕

〔「245」、「205」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） もう一回言い直します。

○総務部長（岡田 守君） 失礼しました。205ページでございます。大変失礼しました。

時間外勤務手当が本年度が2,632万3,000円、前年度が2,053万8,000円、その差が578万5,000円となっております。

この内訳といたしましては、昨年の当初の、これは農業委員会の選挙予算なんですけれども、ここに時間外が51万3,000円組んでございます。そのほかに漁業調整委員の選挙、これが当初22万5,000円、時間外を計上させていただいております。

25年度につきましては、参議院議員選挙ということで360万2,000円と、知事選挙で309万1,000円の計上をさせていただいております。これ以外に、逆に昨年より増加した部分については、収納課の75万円の時間外、逆に児童館が92万円の減となっております。

あと、災害復旧の分で10万円、今年度については増加を計上させていただいているといったところで、その差が今回の578万5,000円の増加というような部分になってございまして、本来であれば、昨年の2割減というようなことでございますけれども、実際に計上はこういう形にさせていただいたわけなんです。なるべく努力をさせていただいて、通常的时间外については、なるべくこれを削減をさせていただくと。一時的な部分で時間外が増加するという、仕事の部分で増加するという部分については、これは仕方のない部分でございまして、経常的な時間外についてはなるべく減らすというようなことで今年度は考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

石川委員。

○委員（石川 修君） ありがとうございます。

それでは、LEDの件なんですけれども、私が提案したように、協同組合方式でもう考えますよという課長の答弁だったわけでございますけれども、ぜひともこのLEDをやれば、あと修繕というのは、ほとんどもう10年・15年・20年も出てこないですから。

そういうことで、村内の業者がこれまで一生懸命協力してこられたわけですから、ぜひともそういう方向でやっていただきたいし、その方向性が、課長、決まれば、我々議会の方にも報告をしていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、道路橋梁費でございますけれども、これは15メートル以上、それから15メートル未満も入るよということで、これはこれで了解をしています。

それから、都市計画費の木造住宅耐震改修診断業務委託料350万ですけれども、個人から依頼を受けた分について実施をするよということでございますけれども、村民に、56年5月以前に建てられた一戸建てが対象ということでございますけれども、周知徹底をどういうふうなことでやるのか。そして、個人から依頼されて、耐震ですから結構な費用がかかるとも思いますけれども、ただ診断を受けただけでも構わないのか、その辺のことをちょっと、あわせて考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、時間外手当なんですけれども、私は、時間外手当、サービス残業をしろとは言いません。ただ、真剣に各課が考えて計上したのかなというのと、それは私はそういうふうには見て取れなかったものですから、時間外手当が578万5,000円計上、ふえたよということで、それはそれで了解していますけれども、各課が時間外手当についてちゃんと計上したのかなという思いで質問をさせていただいたわけでございます。総務費の徴税費だけが前年より上がっている、これはもう当然しょうがないかなというふうに思っておりますけれども、そういうことで徴税費の方ではちゃんと計上をしてこられた。それ以外の課は前年同様で、全く真剣に考えたのかなというふうな疑問を持ったものですから、こういうことで質問させていただいたわけでございますけれども、各課の課長さんにおかれましても、今後もやっぱり新しい予算につきましては、真剣にやっぱり取り組んでいただきたいのと、これを提言をさせていただきます。

○委員長（坂本一夫君） 都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） この間、防災マップというのを各戸に配布したと思うんですけれども、その中にも、25年度の事業で耐震診断を補助しますという項目が入っていたかと思うんですけれども、新たに「みほ広報」等でこれは周知したいと思っております。

それで、耐震診断を受けて、当然、56年5月以前のやつは、当然、耐震診断が必要ですと多分出るかと思うんですけれども、何か標準的には150万くらいかかるみたいですが。当然、それは個人の考え方なので、補助関係が出れば当然皆さんに周知したいと思うんですけれども、今のところそういう補助は出ないので、それは検討してだと思えます。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。

それで、課長、今、大体1戸当たり150万ぐらいかかるのかなという話だったんだけど

も、補助については考えるという話、今ちょっと耳にしたんですけど、考えるんですか。どうですか、その辺。

○委員長（坂本一夫君） 都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） 財政厳しいので、多分、上層部に相談しても多分無理だと思うんですけども、国・県の補助があれば、これは当然使って周知したいと思います。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 茨城県も新政権でありますから、その辺の国県の補助は目を皿のようにして、引っかかるようなものがあれば、ぜひとも取れるような方策をしていただきたい、このことをお願いしまして私の質問を終わります。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

次にございますか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 134ページの草刈除去委託料250万円は昨年と同額で、これは理解するわけなんですけど、これと関連して、昨今多発しておりますバイパス125号線の舟子の火災問題で、あちらは県ですので、この中には入っていないと思っているんです。入っていませんよね。それで、やっぱり県の予算も大分少な目なので、結局道路から1メートルくらいしか刈らないでいた残りの部分での出火ですので、あそこを全部毎年、毎年というか、繁ってきたらすぐ刈ってもらえるような予算措置というもの、陳情というか、そういうものを今後どのようにされるか。本当に毎回、消防団員の方々には大変なご苦勞をおかけしておりますので、また、あそこを迂回させられますのでね、道路利用者も。ですので、そういう意味で今後対策をどのように検討されているかということに関連でお尋ねをさせていただきます。

あと、その下の道路新設改良費で、こちらの方の事業もここに載っていないんですが、実は、昨年の予算では125号、トレセン入口のところの交差点の事業費が300万円とか載っていたかと思うんですけども、今回一切ここにはトレセン進入道路のあそこの交差点の整備事業費というか、そういうものは計上されているのかいないのかちょっと教えていただきたいと思います。

あと、関連なんですけれども、済みません、124・125ページにまたがるんですけども、日帰り型農園の予算が全然加味されていないように見受けられますので、それは今後どのように予算に反映していくのか、それとも予算が要らない中で進めていくのか、審議委員会とかを立ち上げていくのか、そういう部分。

また、それに関連して、当初予算の説明書の19ページで、平成25年度重点事業ということが明記されている中で、6番目の地域活性化事業で定住促進事業、これは奨励金ではありますがけれども、そのほかに村営住宅についてどのようにこの定住促進に関連して考えて

いくつか、そういう村長の構想をお聞かせいただけたらと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） 今、3点お話をいただきました。上から、済みません、125号線のバイパスの草刈りからお話をいただきたいと思います。

都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） 134ページの草刈除去委託料250万円につきましては、大須賀津川堤防水路と大塚川堤防水路が毎年業者に発注いたしまして管理しているところがございます。その残りの部分は、木原の都市計画道路予定地の村で購入したところの草刈りを実施しております。125号バイパスの草刈りにつきましては、毎年住民からも通学路なので、当然、歩道につきましては、年に2回、村長初め議員さんの方に出席していただいて、ボランティア草刈りということで年2回行っておりますけれども、車道につきましては、県の方では当初1メートルが80センチか何かやはり予算の関係で刈り幅が狭くなっているみたいですね。県の方へは随時草刈りはお願いしてあるですけれども、予算の関係で年1回しかできないということで、できない状況で村の方も困っておるんですけれども、余り伸びたところにつきましては、職員で刈っているような状況であります。

あと国道125号線の交差点改良につきましては、24年度で3,000万予算計上しておりましたけれども、交差点の中の中古車屋さんの移転が開発許可がちょっとおくれまして、ことしの7月完了予定であります。以上です。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

村長中島君。

○村長（中島 栄君） 今、林委員がおっしゃったように、バイパス沿い、ここ3回同じ場所が火災になっております。美浦村からすぐ隣の阿見町のちょうど飛行場のわきも、この前火事になりまして、あそこは2回、そしてバイパス沿いが3回と、5回もここ火災が発生しております。多分、通常たばこの火でなるのはそうそうならないと思うんですけれども、何かそういう火災についてちょっと村の方にも電話があった経緯がありますけれども、そういうふうな、つけている人を見たとか見ないとかの話がありまして、連絡が来ましたので、見たとなると、どういう人だかということになりますから、その辺のどこまではっきりしたことがわからないんですけれども。

でも、あれは、本当に道路際から1メートルしか県の土木の方は見ていないので、できれば、道路里親制度があるらしくて、それで機械を県の方が用意をして、ということが。これは、1キロまでの長さをやらないと道路里親制度には合致しないという部分があります。出入り口に関しては、小泉委員が入口を刈ってきれいにしてもらって、あれが伸びていると事故にもつながるといふこともありまして、入口だけ一人で小泉委員が刈っていますから、委員みんなで道路里親制度に参加して、あそこをきれいにすると県からお金がもらえるというような部分があれば一番いいのかなというふうには思っているんですが、

一部刈れない部分が残っています、まだ。

また、そういう火をつける人がいるんじゃないかという住民の不安も出てきておりますので、できれば村としては、県の方で管理をしてもらう。また、4車線に早目にしてもらおうというのが一番いいのかなというふうに思うんですが、なかなかトレセン進入口までのバイパスの開通もままならないところの、ちょうどあそこの田んぼの中ということで、村もいろいろと働きかけはしているんですが、4車線化はなかなか早急にはいかないのかなというふうに思います。

そういう意味でも、方法とすれば道路里親制度をどのように受けて、資材、工具も県の方から全部用意していただいて、人件費のみやるということの中だときれいになるのかなというふうには思っておりますけれども、私もこれを提案しても、受けてくれるいろいろな団体に、あなたのところでお願いしますとも言えないところなんです、その辺も踏まえて考えてはみたいなというふうには思います。

それから、週末ファーマーと村営住宅ということも今お話が出ましたので、安中小学校の方の学校区の方の週末ファーマーと、あとは、学校の区域の中の村営住宅は、限定的なもの、ということは小学生の子どもをお持ちの家庭を優先的にということが条件でできれば、ちょうど子どもの数が減らなくていい施策にはなるんだらうというふうには思っております。一応、考え的にはあるんですけども、今の太陽光とパブリカをやっているあの辺も、候補には考えてみたんですが、今、メガソーラーとリッチフィールド美浦が工事をしていますので、なかなかあのすぐわきには難しいのかなと。違うところを模索しなくちゃいけないのかなというふうには思うんですが、空き住宅もたくさん今、総務課の方で調べてもらってあります。まず、建てる以前に今、業者の方と空き住宅の対策の部分で今いろいろな合意をしているところでございます。そこをまず、いろいろな人に提案をして使っていただく。どうしてもできない部分は、今、委員がおっしゃったように、村営住宅も必要だらうかなというふうには思っております。せっかく空き住宅を調べて、それを不動産会社との提携によって利活用を図らうという、議員の方の提案だったと思うんですが、これも活用すべき部分はあるだらうというふうには思っております。

ただ、持ち主の方がどこまで、その条件の中で、不動産業者の方と利活用について賛同していただけるかというのは、まだ条件的には正式に何棟ありますというのは上がってきておりませんので、できれば早目に活用をされるような条件を結んでいただくということが一番いいのかなというふうには思っております。

それが限定的に戸数がわかれば、あとは今、委員がおっしゃるような村営住宅も当然考えるべきであらうというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 125号バイパスの草刈りの件ですけれども、あくまでも県の管理、管轄下ですので、まず、今回の出火された部分は県に報告されているものと思っております。

すが、県にこういう状況を、これだけ多発しているということを報告をしたときの県の対応というか、県はどのように今後対応をするとかそういうことが、答えが出ているのかどうかというものをまずお尋ねをさせていただきます。

それであると、進入道路の件は了解いたしました。

週末ファーマーと村営住宅の件ですけれども、まず空き家対策ということで、安中地域を調べて、その他の地域を今も進めているということだと思っておりますけれども、それは、まず週末ファーマーに来た方の泊まる場所とか、そういうことでもお考えいただいていたように見受けしておりました。

ですので、それと村営住宅というのはまたちょっと考え方が違う方がよろしいのかなと思います。というのは、先日も一般会議の中で、商工会の方の方からもやっぱりご要望をいただきまして、お子様限定でも移り住んでくださる方、その方々が、やっぱり若い方々が移り住むのに、空き家で点在したところに移住してくるかということ、なかなか移住しにくい。やっぱり同じ環境で同じ時期に他地域から移り住んで来て、やっぱり似たような環境の中で、子どもの相談だとかいろいろな地域のこととかを語り合うそういうコミュニケーションをつけられる環境整備となると、ある程度まとまった若い方向けの。

〔「集合住宅」と呼ぶ者あり〕

○委員（林 昌子君） 集合住宅の方が、やっぱり定住促進という部分ではすごく見通しがつきやすいのかなというふうに思いますので、その考え方、検討されるその方向転換、そういうものも加味して村営住宅と空き家対策を考えていただけたらいいのかなというふうに思いますけれども、予算的な部分では、実際に形がありませんので予算にはないんでしょうけれども、検討委員会とか、前は地域活性化検討委員会、マスタープラン策定とかがあったことで、ありましたけれども、そういう部分に対して検討する審議会というのは、現実25年度行われるのかどうかということをお尋ねをさせていただきます。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 週末ファーマーについては予算的には載せておりませんが、あれは別に廃止になったわけじゃございません。要するに、当時の会議の中でも風評的なものというふうなこともありました。そういうことも踏まえて、もう2年経過した中で、この部分でそういうものも、村として発信をしていくということは、当然いいことだろうというふうに思っております。

そういう意味では近くに、この前の提案したところのわきは陸平の文化財センターというものもありますし、いろいろな意味で霞ヶ浦近辺という沿岸も含めて、多分ことしあたりで大筋、大山の一番突端の国土交通省、霞ヶ浦河川事務所の仕事もほぼ完了になるということで、この前、潮来の事務所の所長の方から、トイレの整備の件についても実施をしますという部分の合意ができましたので、そういう意味では環境的な部分もよくなるということもありますので、あわせて週末ファーマーの部分も、滞在できるようなものは、空

き住宅だけじゃなくて複合的にいろいろな方が同じうちを利用して泊まれるという部分の方が利用しやすいのかなというふうには思うので、空き家の部分とは、ずっと住んでいたような方も含めては考えております。

ただ、貸す側のニーズと借りる側が合うか合わないかというのは、これはあくまでも村の方で想定する部分にはいきませんので、今、議員のおっしゃったように、ある程度子どもたちがいる間も定住をしてもらう子どもたちの特化した建物で、来ていただくというのは、それはいい考え方なので、あくまでもこれはそんなに難しいことではないから、検討委員会をつくるということじゃなくて、そういう趣旨を踏まえて、その学区内の部分で議会のある程度の合意がいただければ、そういう予算をつけながら村の事業として、できれば早目に載せていくこともいいだろうというふうに私は思っております。

今、公共事業的な部分が今の政権の中で進める部分と、どのように合致できるか、そこも踏まえて、一つの施策の中に入れられればというふうには考えております。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） 国道バイパスの草の件なんですけれども、月曜日、また火事だということで消防車が出動しまして、今回は追原の方だということで、何かある人によると、これは県に対しての抗議行動だということで、県の方には即連絡しなきゃいかんということではなっておりましたけれども、まだ連絡いたしておりません。

早急に連絡いたします。

〔「何であんなところ」と呼ぶ者あり〕

○都市建設課長（池延政夫君） いや、いずれにしろ、こっちはバイパスにつきましては、延焼だと思ったんですけれども、やはりそういうのは、なきにしもあらずなので、危ないので対処をお願いしますということでは、県の方へ連絡いたします。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 抗議とかそういうのはある程度憶測でしかございませんので何とも申し上げられませんが、でも、そう思えるほどのやっぱり県の対応の悪さというか、多分日ごろから担当課は陳情していらっしゃるんだと思うんですが、それに対して、こたえてもらえないことでの、また、やっぱりあそこを利用する側でもやっぱり危ないというかね、いろいろな意味で。

です。今、死亡者が出ていないから、こんな楽観的にお話しさせてもらっていますけれども、だれかそこで死傷者が出た場合は、こんなことを言っていられないわけです。です。火災というのは本当にどこまでこうやって広がっていくかわかりませんし、本当にそういう意味でもうちょっと危機感を、今、防災対策に力を入れているわけですから、そういう意味では、もっと危機感を持って、火災というのは本当に大変なことだと思いますので、即、これだけ頻繁に出ているということで、24年度はしようがないと思いますが、

25年度の予算措置として、何としても県として力を入れてこのバイパス沿いの草除去に関して即予算化してもらえるような、ぜひ強く陳情していただきたいと思いますので、また、その陳情したときの県の、また、対応も、また、教えていただきたいと思いますので、経過、進捗状況をお伝えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、週末ファーマーと村営住宅に関してなんですけれども、週末ファーマーを廃止はしていないということですが、検討委員会とか、また、そういうものは実在しないわけですよ、今の段階では。ですので、担当課の中でしっかりと練っていきながらということなのか、それとも、一般住民の方々のご意見も加味して進めていくのか、その方向性だけ教えていただきたいと思います。

あと、じゃ、村営住宅に関しては、特化した建物として予算化、村の事業として立ち上げていくという意欲を今お示しいただいたと認識させていただきますので、25年度。

また、日ごろ思うんですが、検討委員会という、ただ検討で終わってしまうんですね。とにかく推進委員会というか、とにかくやること前提で、希望が持てるような委員会の立ち上げをしていただけたらと思いますので、その件、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 週末ファーマーは、議会とも前もっていろいろな資料を出ささせていただいて、馬見山の中はそういうわけで日当たりの面ということで、そしてまた、馬掛の方は、当然あのときは、まだ風評的にというふうなことで少し、進めるのは時期尚早だろうということで、廃止ではなく凍結をしようかという話の中でそのままになってございます。これも地権者の方は了解をいただいておりますし、ある程度、村の方でも予算的なものは、金額600万円ぐらいだったと思いましたがけれども、それを提示もさせていただいております。そういう意味で、議会の方でそういう中でご了解をいただけるのであれば、これは補正の中に入れてでも、地権者の方はご了解をいただいておりますので、これは進めることは可能であろうというふうには思います。

村営住宅も、そういう需要的なものを見込めるという部分はありますので、これは推進委員会とかそういう部分じゃなくても、村が提示をしてそのところに、こういうものをつくりますよという限定的な部分で応募者を募って、次年度、25年度にやるか26年度にやるかは、そういう部分では村から発信して応募は1年前に受け付けても十分だろうと思いますから、そういう需要も含めて調査をした中で、あとは議会の皆さんの同意が得られれば、進めることは可能だと思います。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、とにかく、結局、後手後手に回ってというか、週末ファーマーにしても、この間言っていた物産館にしても、何にしても、10数年来検討して、今になると担い手がない、やり手がないからできないというご意見もありましたよね。

だから、その検討し始めたときに、即行動を起こし、何とかすれば、もう実現していた

事業だったと思うんです。ですので、そういう意味では、この週末ファーマー、村営住宅に関しては、スピードをもって、また本当に美浦村の魅力の一つとして定着促進、また、他地域からの方の交流を含めて、美浦村はいいところだというアピール、そういうものにこれからもどんどんPR活動に力を入れていただきたいということを要望して終わりにいたします。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

次、ございませんか。

〔「昼休み」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） あと5分待ってください。

石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、生涯学習課長にお尋ねしたいんですけれども、ことしの1月26日に、霞ヶ浦湖畔ウォーキングを実施した経緯がございます。私も参加をさせていただきましたけれども、平成25年度は予定があるのか。多分予算の中には載っていないと思うんですけれども、これをどのように継続していくのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 生涯学習課課長増尾君、どうぞ。

○生涯学習課長（増尾利治君） 済みません。それではお答えします。

25年度も引き続き継続して実施する予定でございます。予算の方も、小額ではありますが、計上してあります。約25万円ぐらい。約25万円の予算で載っております。

〔「どこか」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（増尾利治君） ちょっと場所を、ただいまちょっと見てから。

○委員長（坂本一夫君） はい、どうぞ。

○生涯学習課長（増尾利治君） 失礼しました。それでは、191ページ、05スポーツ教室事業費の中のまず事業費等に、ウォーキング時の豚汁なんかを用意する予定で消耗品、そのほかガス代、ページかわりまして192ページ、食糧費等をとってございます。

今の時点で予定していますのは、今回24年度に実施した箇所が最適ではないかということで、現在のところでは同じところを予定しております。

時期については、まだ未定でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。

1月26日に実施したときには、商工会さん、それから安中地区のご婦人方に豚汁なんかもつくっていただきましたので、そういうことで25年度もやろう、実施の方向だということでございますけれども、ただ歩いただけで、豚汁を食べて、コーヒーを飲んで、終わっ

ちゃったのでは、三々五々帰るような状況の中で、例えば完走、完歩というんですか、ウォーキングですから。そういう何か歩きましたよという証明書なんかも、工夫して出してやった方がいいのかなというふうに思っております。

ただ歩いて、先に歩いて到着した方は、タオルを1本もらって、ばらばらばらばら帰るような状況ですから、やっぱりあそこで最後にみんなで、楽しい汗をかいた。それから、風光明媚な湖岸を歩いたという結果で、そういうものを提供してもらえればいいのかというふうに考えておりますので、その辺のことを課長にお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 生涯学習課課長増尾君。

○生涯学習課長（増尾利治君） それでは、25年度に向けましては、ただいま委員おっしゃりましたとおり、そういうものを企画してぜひ実現したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） そういうことでよろしくお願いを申し上げまして、私の質問は終わります。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

審議途中ではございますが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

始まりは、ちょうど13時、1時の開会開始でお願いいたします。はい、では、お願いします。

午前 11時48分休憩

午後 1時01分開議

○委員長（坂本一夫君） 休憩前に引き続き、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書のページ数を示すことはできないんですけれども、健康農園、村にあって、それに関することなんですけれども、当然、利用料が納められているわけです。それと維持管理費とかで、例えば用具を買いかえたとか、あるいは電気代とか、歳出に関する項目も経費も発すると思うんですが、予算書の中でそういった歳入歳出を示すというのは、どこのページなのかちょっとわからないので教えていただきたいのですが。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） それでは、お答えをいたします。

予算書でいいますと130ページです。目の観光費の中で、一番下にあります説明のところ、10補助金で、01美浦村観光協会補助金として70万円を計上してございます。こちらの70万円は、村の観光協会に補助をしているわけですが、その中で運営をしてございます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 済みません、抜けている部分を説明いたします。

健康農園でございますけど、木原に1カ所、あと信太地区に1カ所ございます。木原地区が87区画で、信太地区が155区画ございます。1区画が20平方メートルで、年間2,000円で貸し出しを行ってございます。合計で242区画ございますので、収入として約48万ぐらいございます。

その両方の土地につきましても借地でございますので、借地料が40万円弱ぐらい支払ってございます。あと、その他、草刈り、あと電気代、修繕とか草刈りの委託等はございますので、約30万円弱ぐらいの支出はしてございます。

以上でございます。

○委員（岡沢 清君） 歳入歳出の内訳については、説明していただきました。

この健康農園の利用に関して、例えば、利用者から要望したいという場合には、経済課の中の観光協会へ申し出ればよろしいのでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 要望等ございましたら、経済課の商工観光係で受けてございます。要望によってはできない内容等もございますけど、経済課の方をお願いいたします。以上でございます。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

○委員長（坂本一夫君） はい。

石川委員。

○委員（石川 修君） 今、岡沢委員が質問したんですけれども、観光協会に入れた理由は何か特別あるんですか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 前からずっと入っていたような気はするんですけど、一応この観光協会の中で運営等をしてございます。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 前からということでそれは理解するところでございますけれども、美浦村観光協会70万円のうち30万円が、じゃ、健康農園の方へ支出しているということで理解してよろしいですか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 先ほど言いました運営費、ちょっと概算のところもあるんですけど、基本的にはその70万円の中で運営しているということです。

○委員長（坂本一夫君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。観光振興事業、いわゆる観光費なんですけれども、ちょっとこれは、よく考えてみると、観光に値するのかなという気がするんですけども、

村長、その辺の考えはどうか。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 私に振ってもらっても、前からそういうところに入っていたという部分では、当時決めたときに村内の利用者だけじゃなく考えていたのかどうか、ということだよ。多分そうじゃないと、観光という意味の中ではちょっと理解もできないのかなというふうに思うんですが、これが例えば週末ファーマー的な部分で立ち上がれば、それと同列のところを組み込んでやるべきだろうというふうに、ただ、週末ファーマーも村外を、できれば都会の人を受け入れようという発想の中からそういうところに、最終的にはもっと大きな目標に向かってということがあったんですけども、今回の観光農園も、そういう週末ファーマーができれば、村内の方がお使いをいただける、身近なところということで、観光農園という部分を、観光農園という部分をちょっと名前を変えて、地元の人たちに利用してもらおうという部分を立ち上げてもらえば、やることは多分同じようなことだと思うので、その辺は、今年度の予算の中でもそういうふうに、前からそうなっているんですよという部分があったもので、最初の立ち上げがどういう趣旨でなったのか私もちょっと理解をしていないんですが、前からそこに入っているんですよということなので、週末ファーマーがもしできたときには、それと同列に考えてやった方がいいのかなというふうには思います。

できるだけ今年度中にでも、25年度にもう一度地権者の方とお話をして、その辺が合意が得られて、議会の方で提出して、議会の方の承認をいただければ、そういう枠の中でやっていければ一番明白にできるのかなというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 一つ確認を忘れてしまいまして、観光協会への補助金はページ数を指定していただいたんですけども、今、48万円ほど利用料の収入がある。それは、具体的には何ページに書かれている。利用料、手数料とかいろいろ探しても、それに該当するようなちょっと見当たらないので教えていただきたいんですけども。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 予算の中では、先ほど言いましたように、130ページで観光協会に対して、70万円の補助をさせていただきます。

観光協会の中で村からの補助金70万円を受け入れまして、観光協会の中で歳入、健康農園の借地料とか、受け入れて、その中で支払い、土地の借地料の支払い等をやっております。そういうことで、歳入についてはこの予算書には入ってございません。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） いいですか。

○委員（岡沢 清君） はい。

○委員長（坂本一夫君） 何かございませんか。

小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 私の方では38ページなんですけれども、業務委託料で、お金的には17万3,000円になって、これは去年までは、去年の予算書を見ますと、シルバー人材センターの方の委託料で、この同じ金額が載っていて、ことしのは、広報配布業務ということで委託料が載っているんですけど、これはシルバー人材センター以外に委託するところがあったのかなと思って、私の勘違いであればいいんですけども。

文書広報費の中であるんですけど、シルバー人材センターなのかな、特別に書いてないので。今まではシルバー人材委託料ということで載って、必ず書いてあったんだけど、ことしは入ってなくて広報配布業務委託料ということなので、シルバー人材センター以外にあったのかなということが、ちょっと確認の意味で、お願いします。

○委員長（坂本一夫君） 総務課課長松葉君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、広報配布業務委託料ということですけれども、これにつきましては、毎年シルバー人材センターの方にお願ひしてございます。毎月1万3,268円ということで、12カ月分でお願ひしてございます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、確認したら、例年どおりシルバー人材センターですよというようなので、特別に新しい委託先がやっているということでないので、今までシルバー人材委託料ということで明確に書いてあったのが、ことしの場合は文書広報というだけだったので、この確認だけですから大丈夫です。ありがとうございました。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） さらに健康農園のことでちょっとわからないことがありますので。

先ほど観光協会への方は70万円の補助金を出していると。その70万円で、借地料が約40万、その他の経費で30万という説明を受けて、それが70万円であってるんですけども、そのほかに利用料は、観光協会の方へ入っているということなんですけれども、じゃ、これは観光協会の収入となるんですけども、それはどのように使われているのでしょうか。例えば非常勤職員の給与とか何か使う目的が定められているものなのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 健康農園でございますけど、観光協会の中で当然運営してはいますが、農園を貸していただく収入よりも、歳出の方が余計に当然出ますので、その分を補助している感じにはなりません。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど70万円の補助金の中での運営に関する借地料とかその他の経費ということで説明を願ったんですけども、さらに収入よりも支出の方が多いのでそ

ういうふうに使っているということなんですけれども、私は具体的にその収入をどこに充てているのか。

それが、例えば使用料及び手数料の中で金額が歳入で入っていればわかりやすいんですけども、48万円ぐらいの年間収入がありますよということなんですけれども、この数字が予算に、村の一般会計の支出の方で70万円が入っているとちょっとわかりにくいので、できましたら、その健康農園に関する収支決算みたいなものを資料として出していただいた方がわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 観光協会の中で健康農園の運営だけやっているわけではないんですけど、村のいろいろな物産展等々の事業、また、都市・農村交流の一環で立教小学校の受け入れ等もやってございます。

健康農園の運営もその観光協会の中でやっているんですけど、健康農園だけの歳入歳出を見ますと、歳入が多くて約45万円ぐらいですか、歳出が約68万円ぐらいありますので、当然健康農園だけを見ますと、マイナス20万円ぐらいになります。歳入より歳出の方が多く出ていますので、そういうことで観光協会に70万円を補助している中で、運営の不足分を補っている感じになってございます。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今の説明で大分わかりやすくなりました。健康農園に関しては、歳入にかぎっての歳入歳出となると20万円の赤字だという、約20万円の。

ですから、この予算書、私は、健康農園に関する歳入歳出のことだったので、予算書から見る数字ひろえるっていうのは、この70万円のうち、健康農園に利用している費用は20万円という解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 今言ったのはちょっと概算なんですけど、約20万円ぐらいの補助として運用してございます。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） という今の説明ですと、観光協会へ、健康農園以外の補助金というのは50万円となるわけですけども、いろいろな物産展とかそういうことを言われましたけれども、そういったものの大体の概算というのは出せるものなのでしょうか。

もし、出せるものであれば、ここで審議するとかそういう前提で私は質問しているわけではないので、後ほどの資料でも結構なんですけど、教えていただけたらありがたいと思うんですが。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 今は手元にございませんですけど、観光協会の総会を、例年です

と4月から5月ぐらいにかけてやってございます。そのときの資料なら提出すればよろしいのかなと思うんですけど。以上でございます。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

○委員長（坂本一夫君） はい。

〔「出せれば出してもらったら」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 今、課長が去年の、ことはまだ締めてないので、観光協会の総会をやってあります。その総会には収入支出も出てます。それを持ってきてもらって、ここで文書の、総会のやつは配るわけにもいきませんが、それを読んで、そうすると観光協会の総会の金額がわかると思いますので、ただ、岡沢委員の言っているのは、観光協会の中に健康農園も入っているから、一緒になっているから、また、そのほかに物産展とかいろいろなこともやっている経緯もあって、総体的に商工観光係の中で動かしているという部分で、本当は、借りている人の収入も収入として入れて、全体の合計を70万円からもっと100何十万円にふやして、そこから支出していると、収入がこれだけ、支出がこれだけというのは一番その中でわかるんですけども、支出しか出てない部分でちょっと不明な部分があるだろうという、不明ではないんですけども、それぞれの部分で総会はやっておりますから、それを今、取りに行ってきたら報告はしたいと思います。

〔休憩の要請あり〕

○委員長（坂本一夫君） じゃあ、資料が届くまで、暫時休憩をさせていただきたいと思います。資料が来ましたら、すぐに始まります。

午後1時24分休憩

午後1時37分開議

○委員長（坂本一夫君） 休憩前に引き続き、質疑をとり行います。

経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） それでは、お手元にお配りしました観光協会の24年度の収支予算（案）について説明をいたします。

収入でございますけど、一番上にあります使用料として40万円、こちらが健康農園の使用料でございます。

健康農園についての歳出でございますけど、支出の部で、事業費として167万円計上してございます。その中の一番右の下側なんですけど、健康農園運営事業費として70万円見てございます。借地料・光熱水費・管理費・修繕費として70万円計上してございます。

健康農園についての内訳は、以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ちなみに、24年度の予算書でも、同じ美浦村観光協会で70万円支

出していますから、これは同じ設定額といいますか、この規模で支出されていると思うんですけれども、私の解釈では、この健康農園は商工観光とは関係がなく、これは村民の健康増進といいますか、そういった意味での健康農園かと思っておりますので、できればわかりやすく、この観光協会の収支ではなくて利用料は村の歳入で、支出もこれは商工費から外れることになるかと思っておりますけれども、それをしていただいた方が金額的にはそんな大きなものではないんですけれども。先ほども、これは始めたときの経過がわからないということですから、今現在でいえばその方がわかりやすいと思うんですが、項目の扱いについてはどうなんでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） ただいまの件でございますけど、観光協会につきましても、年に一度総会はしてございます。そういう中で、総会時に委員さんにもちょっと諮りまして、ちょっと検討してみたいと思っております。以上でございます。

〔「名前を観光農園にすればいいんだ、健康をやめて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） お願いします。挙手をしてマイクを使ってお話してください。

○委員（岡沢 清君） 今の説明で結構です。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいまの説明でわかりました。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 岡沢委員が終わりましたので、引き続き、今の件、ちょっと教えていただきたいんですけれども、24年度収支予算（案）の健康農園の収入40万円と見ていますけれども、これは200区画分ですよ。先ほどは242区画ですと48万4,000円になるんですよ。今現在、借りている方が少なく、200区画が現状で収入実績というか、そういうことで試算しているのかなと思うんですが、それでよろしいかどうかという確認が一つ。

あと、こちらで収入が入るということは、予算書でもある程度収入は。ご説明いただきましたっけ、私が聞き漏らしていたのかなと思うんですけれども。こちら予算書の方に収入として実績出てこないといけないのかなと思うんですが、入れているとしたら、どこに入っているのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（坂本一夫君） 経済課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 林委員のご質問にお答えをいたします。

休憩前に、借地料として48万円ぐらいの話をしたと思うんですけど、実際はその空いている区画等もありますので、大体毎年40万円ぐらいの収入だということで計上してございます。

あと、予算書の中での収入は、予算書には計上してございません。

以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしますと、ちょっとおかしいことになると思うんです。

幾ら観光協会に丸投げといっても、この収支、収入に入って、支出があつて、計があるわけで、そうすると、預貯金がちょっともし収入がある分、実際、収入は載せていなくて、支出だけの部分を、支出の方に予算書に載せた場合は、収入の部分が浮くわけですよ。だから、どこか、諸収入でも何でも、ある程度、収入として入れるべきものではないんでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 先ほどもちょっと話したと思うんですけど、観光協会に対して村で70万円の補助を出してございます。その中の一部として、この健康農園の管理運営してございますけど、健康農園だけの収入と支出を見ますと、約ですけど30万円ぐらいのマイナスになります。そのマイナスの部分を補助金の中で運営してございます。

あと、観光協会の中では、都市・農村交流の一環として一つ事業をやっていますし、あと、いろいろな物産展等々もやっておりますので、残った補助金はそちらでやっているということでございます。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） よろしいですか。はい。

何かございませんか。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 41ページ、03の公用車管理費、これは消防もあると思うんですけど、一応総務の方の管理費なんですけれども、できれば役場の方で管理している消防の方の、消防車両もそうですけれども、役場全体で持っている車両明細の一覧みたいのがあればなど。後で結構です。

○委員長（坂本一夫君） 総務課課長松葉君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問で、公用車の保有台数ということでよろしいでしょうか。

○委員（飯田洋司君） はい。

○総務課長（松葉博昭君） 一覧表ございますので、後ほど提出をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本一夫君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） これは全般的に委託している、委託形態にもよるんでしょうけれども、今言ったように補助とか、今の健康農園ですけれども、ああいった形で各団体に委託もしくは補助しているもので、こちらから当然出金していますので、その各団体の計算書みたいのは上がってきているんですか。

○委員長（坂本一夫君） 総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田委員の質問にお答えを申し上げます。

飯田委員が言われた、たぶん、各任意団体に補助金で回したものについては、補助金を

充てた分については、実績報告として上がってきているかという、収支決算が来てるかという話だと思うんですけども、それは各団体よりいただいておりますので、それについてはすべて提出するという事なんでしょうか。

○委員（飯田洋司君） 上がってきていますというのか。

○総務部長（岡田 守君） 上がってはきています。

○委員（飯田洋司君） 全部、もし、10とすれば……。

○委員長（坂本一夫君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） はい。

○委員長（坂本一夫君） はい、どうぞ。

○委員（飯田洋司君） 幾つか、仮に10あると、すべて10は決算書として上がってきていることで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 総務部長岡田君。

○総務部長（岡田 守君） そういうことをご理解いただいてよろしいかと思えます。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 補助を出している団体は160は多分あったと思います。ただ、そういう協議会・団体の中で、要するに補助金よりも、補助を出す金額よりも繰り越しが多いところ、これについてはカットというか、もう補助金を出しませんということでやっています。

これは、補助額よりも繰り越しが多いなんていういろいろな団体もありますので、たぶん、村から補助金を出しているのは180か190、多分あったと思いますけれども、そういう、毎年総会を開いて、前年度の決算、新年度の予算も含めてやっておりますけれども、繰り越し額が多いということは、事業をそれだけしていないという部分の見受けられる団体については、補助金は村の方から差し控えるということでやってございます。そういうことで、出さなくなった団体も結構あります。

これは、決算書全部出すんですか。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 決算書出すとなると、100幾つもあるものすごくぶ厚くなっちゃうと思うんですよ。報告だけぐらいでいいですかね。資料が。タブレットに入れるときになると簡単に入れさせられますので。ペーパーベースでやると、かなりの、それぞれの団体・協議会のものになりますと、かなり多くなってしまうので。

○委員長（坂本一夫君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 今言ったように、ペーパーレスにしてもらって、見たい方は、その補助金の団体のところへ行って、PDFか何かでぱっと見られれば、当然もらってくるんでしょうから、これは写真か何かに撮ってもらって入れるか、スキャンしてもらって入れてもらえば見られるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本一夫君） ほかにございませんか。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 大山地区の水防のところのトイレを今、工事をして、下の基礎は終わっていますけれども、あそこの管理費というのも計上はされているんですか。あの全体の。2ヘクタールかな。ことしは計上されていませんよね。お願いします。

○委員長（坂本一夫君） 都市建設課課長池延君。

○都市建設課長（池延政夫君） トイレ関係は計上しております。

あと施設につきましては、280万円。電気関係・給水関係は村持ち分ということで、1,000万円かかる予定で、このうち300万円弱につきましては美浦村負担ということで、協定書を結んで行っております。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 済みません、しつこいんですけれども、美浦村観光協会の構成メンバーを教えてくださいませんか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） 観光協会のメンバーでございますけど、会長は、当然中島村長でございます。あと議会関係者、あと農協関係者、あと商工会、漁業協同組合関係、あと、農産物の直売所関係の方等でございます。以上でございます。

○委員長（坂本一夫君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） 人数は全部で、そして、各団体一人なんですか。全体の人数は何名でしょうか。

○委員長（坂本一夫君） 経済課課長仲内君。

○経済課長（仲内秀夫君） メンバーの人数でございますけど、24人でございます。

○委員長（坂本一夫君） 山本委員。

○委員（山本一恵君） ありがとうございます。

今後のことなんですけれども、物産館建設委員会とか活性化委員会とかいろいろな委員会がありますけれども、この観光協会というのはまさにその中心的な会だと思いますので、ぜひ、この物産館の物産のPRのパフレットをつくったりとか、物産展もあちこち出しているようですので、そういうところからも、ぜひともここを中心とまではいかなくても、会長が中島様ですので、ぜひとも、その中心にやっていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本一夫君） その他、ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 予算書の中にちょっとないので、ないというか、わからないので、以前大山の病院跡地のメガソーラーの、村で検討しているということで、あれの今の進捗状況なんですけど、その辺をちょっとお聞きしたいのと、あと、美浦馬のG1制覇のPR

事業費で31万見ていますけれども、以前村長が電光掲示板ということで話してたんですけども、あの件もどうなったのかということをお聞きしたい、というのが二つあります。よろしくをお願いします。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） 財務省がメガソーラーについては、企画財政課の方でもやっているんですが、今、これは水戸の財務事務所の方に土地の調査士を頼んだ、金額も入れたものを向こうに出してございます。

今までは、平米7,100円ぐらいが3年ぐらい前のときの値段であったんですが、そうするとかなりの金額に、3.6町歩ぐらいの部分の金額が2億の上、大きくなってしまいうということで、そういう意味では落札者が当時はいなかったということで、その後、議員の皆さんももうご存じで、あそこの大山地先の部分が約1町歩ちょっとあるやつが2回に分けて全体に、4区画ぐらいに分けて出たんですけども、一区画がおくれて、裁判所から競売で出ました。その金額が兆か億というか土地の調査士の方から、鑑定士から出たのはそんなに高くなかったんですが、落札者が12件ぐらいありまして、平米1,100円ぐらいで落札があったと思います。その後一つ残ったものがことしになって、去年にその3区画だけが出たんですが、ことし一区画が出て、それが結構今度はそれよりは高く出ました。1,400円ぐらいに、1,100円から300円くらい上がったということで。

美浦村が取得しようとしたメガソーラーをやるところは、一応土地の鑑定士にかけて出してございますけれども、あくまでもそれは村から、こういう価格を調べさせていただきましたということで、水戸の財務事務所には上げてあるんですが、水戸の財務事務所の方としてはまだ、それについての村との協議の部分も何も連絡が入っていないのが事実であります。

これについてもいずれはあるだろうというふうに思いますけれども、その前にもう福祉センターの部分でも出しているやつがまだことしの先ほどの話の中でも、6月ぐらいには返事が来るだろうという部分で説明をさせていただきましたけれども、大山のところも、そういう意味ではそれよりもちょっとおくれる形になるのかなというふうには思っております。これも、財務事務所の方からの通知が来ないことには、ちょっと村の方としても勝手に動くことはできませんので、その通知が来たらば議会の方にもお示しをしていきたいというふうに思っております。

〔「G1については」と呼ぶ者あり〕

○村長（中島 栄君） 電光掲示板なんですけれども、これはG1に勝ったときに、跨線橋のところに両面かけているんですが、一時8勝ぐらいまで行ったときがあるんですが、去年は3勝かな。3勝だっけかな。

〔「もうちょっと」と呼ぶ者あり〕

○村長（中島 栄君） 去年は多分幾らも勝たなかったんですね。それで、補正予算を普

通8勝したときには組んだんですよ。1回かけると6万5,000円ぐらいかけていたものから。毎年4勝か5勝分しか見ていなかったのに8勝もしたもので、途中で補正を組まさせていただきますと言いましたけれども、去年もそんなに勝てないということで補正は組まなかったと思いますけれども、実はこれはJRAさんの方といろいろな協議をした中で、要するにそういうG1で勝ったときの宣伝だけじゃなくて、通常の村から発信するいろいろなイベントの情報、それから交通安全、1年間のうちには春・夏・秋ですか、年末というふうな部分でもできます。そういう交通安全キャンペーンのときの広報などにも使えるのでということでアピールはしてきたんですが、これは予算は大体3,000万円ぐらいはするだろうということで、JRAの方でもメーカーの方からそういう部分の見積もりはとっていただいてあったんですが、いかんせん10勝ぐらいしたときにはという話があったものですから、なかなか10勝までまだ今のところ伸びていないという部分があります。そういう意味でも、今は副場長をやめていなくなったんですが、前にいた副場長の方とはそういう話を詰めて進めようということでやっておりました。

そういう意味でも、村へのJRAの貢献は、今のところは環境整備費という部分ではいただいておりますけれども、これも含めて環境整備費の中に入れ込めないだろうかという部分をJRAには申し上げて調整は図ってきたところなんですけど、まだトレーニング・センターから2キロの範囲の、要するに通学路の歩道とか、それから今度、稲敷市の庁舎へ通ずる南原からの幹線の道路の整備も含めて、今、トレーニング・センターさんの方には、環境整備費の中で動いてもらうようお願いをしておりますので、いろいろな部分でそういう事業が可能なきには、10勝しなくてもやっていただこうというふうには思っております。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

メガソーラーの件に関しては、財務事務所の方の返答待ちだよということなんですけど、今まで42円で買い取りということで進めていたのが、もうそれは打ち切って、これからはもう38円とか6円とかと言われてはいますが、だんだん、上がることはない下がっていく一方になってきて、美浦村としても検討しているのにおくれればおくれるほど、そういう事業もせつかく議会の方へ全員協議会でお示しをしていただいたのに、また、上げたアドバルーンですか、またしぼんでいってしまったのは、どうしようもないのかなというのがあったので、ぜひ、お金を使うことばかりが能ではないんですけども、ある程度事業化していくんだという思いがあれば、検討会なり建設委員会なり、このことばかりではないですけども、やはり予算化して、その本気度というものをやはり村長にはこれから事業をやる上では見せていってほしいなというのが本音のところなんですけれども。

この話をしている間にも、この風で、これがもう怖くて、坂本さんの、委員長のことが心配でしょうがないんですけども、この改修だって、本来であればもう予算化して、耐

震化というよりは、耐震化の前にこんなものはやってしまうべきではないのかなと私は思うんですけども、そのことに対して村長の方から一言。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） これは、一昨年（2011年）の3月11日の東日本大震災のときの地震のときに揺れが長く続いた関係で、サッシのガラスが片側に寄ってしまったという部分で、これは3階だけでなく、2階にもあって、もう雨が吹き込むぐらいの部分が、実際言うと小指の部分がすっと抜けちゃうぐらいガラスが寄りました。そういうところはやったんですが、この3階の部分については、テープを張って耐震のときにやろうということでおくらせております。

でも、25年度、実施設計を一応組んでございますので、26年度は多分発注になるかと思えます。そういう意味では、建てかえた方がいいんじゃないかなんていう話も前にありましたけれども、担当の方からは、あと20年ぐらいは大丈夫だろうという部分が、RCの部分ですね、そういう意味では、金額をどこにかけるかという部分にやると、今は教育現場の方にいち早くいろいろな部分で取り組んでやってきた部分なので、余りいろいろな部分で金額をすべてのところにかければという部分と、何とかもってリフォーム的にやれば、もつものはやっぱり、学校も建てかえたのは中学校だけなので、小学校を建てないのに庁舎を新しくするという部分もあろうかと思えますので、うまく耐震を図って、20年の上使えるものができれば、活用はすべきだろうということで判断をして、実施設計はことしやらさせていただきますというふうに思います。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今のお話を聞くと、ことし設計して来年かなという話なんですけれども。これからまた暖かくなって、夏に向けて台風シーズンも来るということで、それで私たちもこの大会議室を使うし、ほかの会議でも使うようなときに、何かガラスが割れてけがでもしたら、これは役場の責任者である村長の責任になってしまいますので、その辺も踏まえて、これは応急措置でもいいですし本当に危なそうなやつは外して、何か別の対策をとるなりはできるのではないかなと思いますので、これはもう来年と言わず、すぐ進めていただくような形で、これは議会からも要望したいと思えますので、その辺について村長の方から。

○委員長（坂本一夫君） 村長中島君。

○村長（中島 栄君） これぐらいガラスが残っているのは、ここだけだと思います。議会事務局の部屋も、これほどずれていなかったし。2階は結構ずれたやつは、事務をしているところはもう、ちょっと早目に直ささせていただきました。

ここについては、直さなかったんですけども、そのとき一緒にやれば一番よかったのかもしれないけれども、いろいろなところに迷惑をかけるということであれば、修繕費で早目に直しておくようにしたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ぜひともよろしくお願いします。

あと、先ほども言いましたけれども、やはり村長の本気度というのを見せていただくためにも、やはり何かしら数字で事業も残していただいて、これだけ予算化していますよというのを見せてもらわないと、本当に村長はやる気があるのかなということ、皆さんに不信感を与えてしまいますので、何か事業をやる場合には、しっかり幾らでもいいので予算をつけて、ちゃんと検討していくんだよという姿勢をぜひともこれからは見せていただきたいという思いを込めて、終わりたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、特別会計に関する課長以外は退席となります。よろしく願いをさせていただきます。

〔所管課長以外の職員退席〕

○委員長（坂本一夫君） それでは、暫時休憩といたします。

2時30分から再開をいたします。よろしくお願いします。

午後2時15分休憩

午後2時35分開議

○委員長（坂本一夫君） それでは、休憩前に引き続き、質疑に入りたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 議案第27号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑なし。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 議案第28号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 議案第29号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計予算を
議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 議案書の288ページ、歳入の部分ですけれども、国庫支出金で1億7,700万円、これは社会資本整備総合交付金ということで、前年度比になると2億7,052万5,000円の減となっています。この社会資本整備総合交付金については、支出に関しては294ページの公共下水道整備事業に充てられている24年度・23年度を見ますと、水処理センター増設工事の方にかかなり使われているのではないかと思いますけれども、この社会資本整備総合交付金の金額の割合が、23年度・24年度は公共下水道整備事業総額に対して約50%

になっていました。これは、その社会資本整備総合交付金が基幹事業に関しては、事業費の物件費5割を交付するというものだと思うんですけども、25年度予算も見ますと、公共下水道整備事業費に対して約43%の交付となっているんですが、これは例えば下水道整備事業の中身がかなり変わってきて、政府の認可というか認定も変わって43%になっているのでしょうか。基幹事業とか効果促進事業とかでは、交付が減額されています。そういうお金なのか概略を教えてくださいたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 上下水道課課長青野君。

○上下水道課長（青野道生君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

前年度と比べて、前年度といいますか今年度までには、汚水センターの増設工事がございました。おかげさまで先月28日をもって引き渡しを受けております。現在、機器の調整中ということで、本格的な運転に向けて今、運転試験等も実験や試験等も行っております。

そういう中で、25年度に関しては管渠工事がメインという形になってきます。その分で全体的な補助金が下がってまいります。

あと、補助率に関しては、ほとんど2分の1と。補助金に関しては2分の1が出ております。若干、事業費が下った中でも、その補助金が減るという形になっております。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

その他ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 293ページの05番業務委託料で2,234万6,000円ということで、その中で汚泥処理委託料1,697万6,000円ということ。これはトレセンと今度つながることによって量もふえるということで、大幅な増額になっていると思います。

また、戻るんですけど、289ページの方で、雑入でJRA再利用水送水ポンプ電気代ということで157万5,000円が入ってきますよということなんですけれども、このことについてちょっとご説明をいただきたいと思います。

○委員長（坂本一夫君） 上下水道課課長青野君。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、293ページにあります汚泥処理委託料1,697万6,000円という予算を計上させていただきました。全体的な施設管理につきましては、292ページに本年25年度に関しましては1億261万4,000円と、前年度に比べると大幅な増ということになっております。お話いただいたとおり、来年度からJRAさんの汚水が入ってまいります。現在の水量と今現状の水量の処理量といたしましては、1日当たり約6,700立方メートルという処理をしております。

というのが現状であります。それに対しまして、今般のJRAさんの接続に伴いまして、

ふえる量といたしましては約2,500立方メートルから3,000立方メートルぐらいふえるということで予測をしております。実績値に基づいて計算をしております。ということで、実際には3,000立方メートルを超えます。

そういう中で、例えば電気料とか汚水処理委託料とかそういう部分が、失礼しました、汚泥処理も見合った分で量がふえてまいります。そういうことの実績値から踏まえまして計算をしております。そのために汚泥処理料に関しては、汚水量がふえたということでこれだけの料が上がってまいります。

もう1点、289ページでしょうか。雑入で、JRA再利用水送水ポンプ電気代157万5,000円というものを計上させていただいております。これにつきましては、今般水処理センターに汚水を入れることによりまして、JRAさんで電気を使っています馬場等の散水がないということで、こちらから送るということになって進めてまいりました。

同じ施設内に電気系統を二つ入れられませんので、うちの電気の方から分離してポンプを使ってまいります。運転をしていきます。当然、その電気代についてはいただくという考えで、これも、出力から計算値で、年間157万5,000円ということで予算は計上しております。現実的には、電気メーターを計測いたしまして、それによって見合った料金をいただくということで対応させていただいております。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。理解をいたしました。

それと、一応、当初予算の説明書で後ろの方に今年度の整備予定箇所ということで、埋設箇所ということで予定をしていると思うんですが、今回やることによって、全体計画でどれぐらいの進捗率になって、今後どのような形になっていくのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（坂本一夫君） 上下水道課課長青野君。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

当初予算（案）説明書の最終ページに25年度公共下水道管渠工事のエリアということで示させていただいております。まず、図面の方なんですけど、赤い囲いがされていると思います。H.25施工予定区域、それから管渠埋設箇所ということでありますが、この中を団地化されている部分ですので、できるだけ住まわれている方に支障がないように、抜け道もなくなってしまうようなとかそういうことがないように、このエリアの中から予算の範囲でピックアップしながら工事を進めてまいりたいと思っております。

もう1点、進捗状況ということなんですけれども、表現の仕方が正しいかどうかというのはちょっとあるんですが、全体計画の中では612.9ヘクタールということで、進めております。現認可が平成29年まで認可がありまして、479.4ヘクタールを整備しようということで現認可をとっております。その中で、今年度末なんですけど、面積としましては394.43ヘクタールということで、面積からいうと今年度末ではその程度の面積を整備できるとい

うことになっております。面積でいうところの約64.4%ぐらいは面積でいうところの整備が完了、24年度末ではしてまいります。

現在、その工事そのものも実際、今月、来週ですか入札もありますし、進めてまいりますので、来年度にはおおむね70%弱まで行くだらうと、行かす、行きたいということで今考えております。これは整備する面積のエリアということの判断になります。以上です。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。約7割近くは来年度末ぐらいには行くよということで。今後、今、土屋地区をやってますけど、この後の予定とすればどの地区になりましたか、その辺わかれば。

○委員長（坂本一夫君） 上下水道課課長青野君。

○上下水道課長（青野道生君） 今後の下水道整備の予定ということなのですが、区域の予定としましては、現在、方向的には南原方面に向かって事業を進めてまいります。既に、基礎調査の一部を南原でも進めてまいりました。今年度は地質調査の段階なのですが、今年度、南原地区については調査を済ませております。

随時、今後の進む方向としましては、南原方向と、地区でいいますと布佐地区、それから大谷、余郷、宮地という形で残ってこようかと思っております。その中で、そのときの状況を見ながら進めていければなというふうに考えております。

あと、笹山地区は次年度から測量等も行いまして、ホギメディカルさん、水処理センターからホギメディカルさんに向かって一帯が、まだ未整備状況にあります。同じ土屋地区のエリアとなりますので、こちらについても土屋地区と同じということですから、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。順次、下水の方は整備をしていくと思うんですけども、お話を聞くと、やはり大谷・宮地地区はもう最後のころになってしまうのかなということで、何でこういうことを言うかということ、美浦中央病院さんは下水がやはり整備されていなくて、この前、別の件で発言させていただいたとき、光の件ですか、インターネットの光の件で話をしましたが、やっぱりいろいろな面であそこの地区が一番おけているというか、そういう面でライフラインがおけているなというのがちょっと印象的で、やはり何回も言いますが、村の中にある唯一の大きな病院ですので、そういう面で一日も早くそういう環境が整ってほしいなと願っていたんですけども、ネット環境については、先日何か情報で夏ごろには、7月ごろには、あの辺はつながるようになるよという話を聞いたので、ああよかったなと思うんですけども、下水道に関してはまだまだ先なのかなという印象を受けますので、ぜひとも順調に整備を進めていただいて、一日も早く工事の方を進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本一夫君） ありがとうございます。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 議案第30号 平成25年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 議案第31号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 議案第32号 平成25年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（坂本一夫君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は、すべて終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会といたします。

長時間、大変ご苦勞さまでございました。

午後2時55分閉会